

最新公民教科提要

河田嗣郎



0045230000

0045230-000

特222-625

最新公民教科提要

河田嗣郎・著

東京開成館

第3修正版



昭和10

AHF

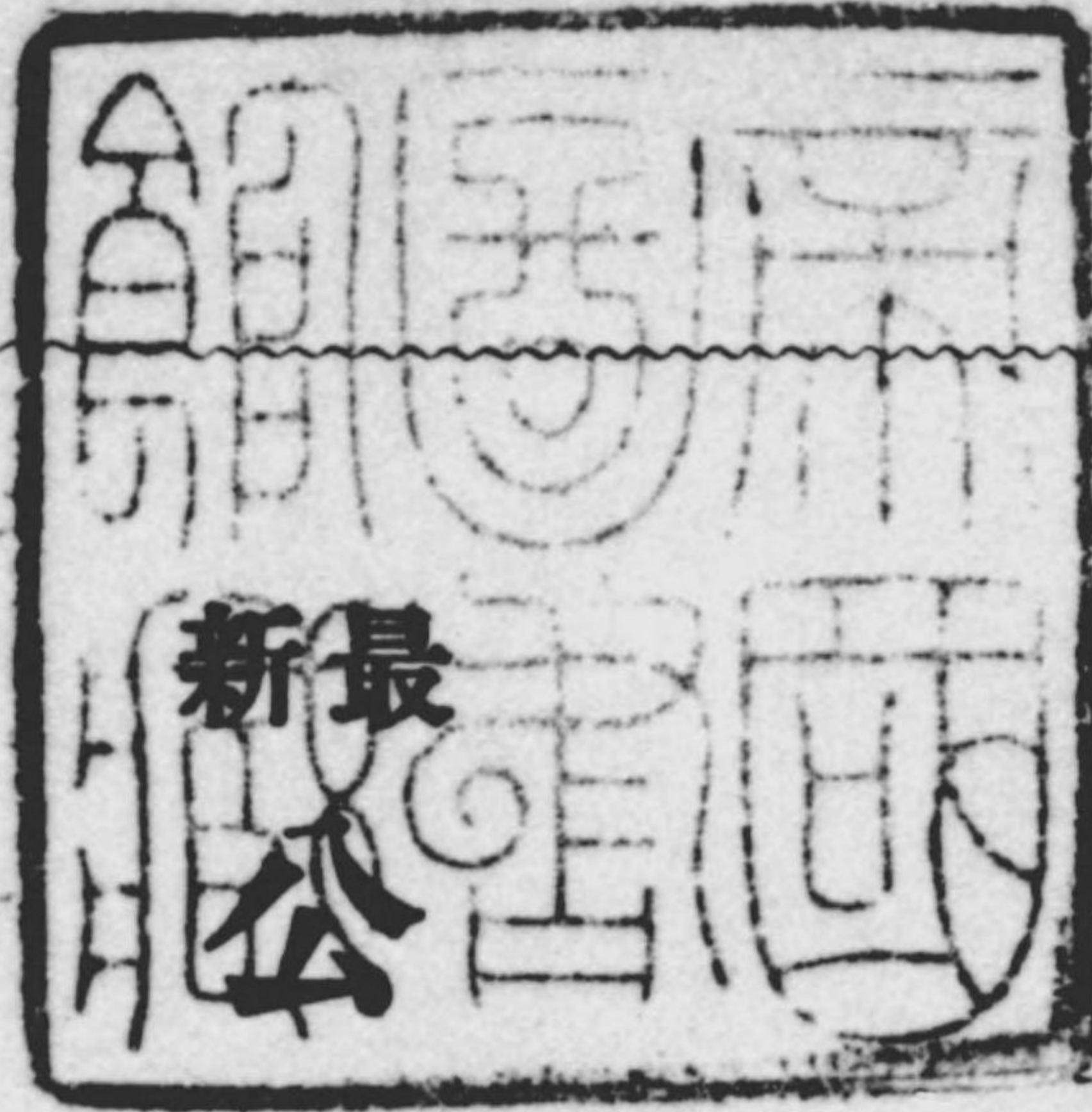
新 叢

要提科敵民公

著部嗣由河



特 222
625



大阪商科大学
學長法學博士

河田嗣郎著

第三修正版

長公
民教科提要



東京開成館藏版



長公
民教科提要

河田嗣郎著

第三修正版

東京開成館藏版

天祖の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が
子孫の王ごますべき地なり爾皇孫就て
治らせさきく寶祚の隆えまさんこと天
壤と與に窮なかるべし

五箇條ノ御誓文

(明治元年三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ
天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立
ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス

ルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今、人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此
相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ
友義ヲ悖シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期
ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセム
トスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政
益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉
産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就
キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成
跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠

ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局
ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇
猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣
民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致
セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ
精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德
ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛

共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

各國務大臣副署



第三修正版序言

一、本書は昭和八年公刊の第二修正版に必要な改訂を加へたものであり、文部省所定の公民科教授要目に據り、而も著者の最善と思ふ方案に随つて、一層教授者諸君の要望に合致せしめるやう工夫した。

一、本書編述の根本精神は既に改訂版の卷頭に述べた通り、公民道徳を基調として、よく文化生活を體得し、個人、社會人、並に國民としての操持を全からしめようとするに存するが、此の事は今次の改訂に於ても毫も變る所がない。但し敘述の方法に更に萬全を期し、小節を多くし、設問を厳選し、關係法規を本文に對照せしめて、教授上の便益を圖つたばかりでなく、全卷を通じ行文を只管平易解ならしめるやう、深い注意を拂つたものである。

一、近來法律制度の改廢、經濟事情の錯綜、國際關係の推移など、公民教育上の關心事が頗る多端に及んでゐる。此等についても、教科書として採るべきは採つて漏らす所がなく、希はくは時代の進運に副ふことが出来たと信ずる。若し大方の是正を獲ることが出来れば幸甚である。

昭和十年八月

著者

最新公民教科提要 第三修正版 前篇

目次

第一 人と社會……………	一
(一)人と社會 (二)共同生活共存共榮社會奉仕 (三)國家の重要意義	
第二 我が家……………	七
(一)家庭生活 (二)我が國の家族制度 (三)戸主家族 (四)親族婚姻 (五)戸籍相續	
第三 一家の生計……………	二九
(一)一家の收入 (二)生計費 (三)勤儉貯蓄 (四)保險 (五)財産	

第四 職業

- (一) 職業と人生
- (二) 職業の選擇
- (三) 勤勞と研究
- (四) 職業と道徳

四〇

第五 教育

- (一) 人と教育
- (二) 家庭教育
- (三) 學校教育
- (四) 社會教育

四九

第六 神社

- (一) 神社
- (二) 敬神崇祖

五〇

第七 宗教

- (一) 宗教
- (二) 信教の自由

五二

第八 公安

- (一) 警察と公衆
- (二) 災害防止
- (三) 公衆衛生

五三

第九 地方自治

五五

第十 市町村

五五

- (一) 地方自治の沿革
- (二) 地方自治の精神
- (三) 我が郷土
- (一) 市町村の自治
- (二) 公民
- (三) 議員の選舉
- (四) 市町村會
- (五) 市役所町村役場
- (六) 市町村の財政
- (七) 市町村の財産

第十一 府縣

五三

- (一) 府縣の自治
- (二) 府縣廳
- (三) 我が府縣

第十二 農村と都市

五三

- (一) 農村と都市
- (二) 農村生活
- (三) 農村の開發
- (四) 都市の生活
- (五) 都市の改善

第十三 産業

六一

- (一) 産業と國民經濟
- (二) 農業
- (三) 産業組合
- (四) 商工業
- (五) 其他の産業

第十四 貨幣及び金融

- (一) 貨幣
- (二) 物價
- (三) 信用
- (四) 金融機關

一六

第十五 交通

- (一) 交通機關
- (二) 交通と文化

一七

最新公民教科提要

第三修正版 前篇

法學博士 河田 嗣 郎 著

第一 人と社會

(一) 人と社會

個人と社會人 人を離れて社會はなく、社會を離れて人の生存はない。されば、人は個人であると共に社會人である。苟くも生を此の世に享けたからには、個人として人格の完成を遂げ、生甲斐のある一生を送らなくてはならず、同時に社會人として社會全般の發達を圖ることに貢獻する所がなくてはならない。

個人としての資格

先づ個人として考へてみよ。そもく人は

何の爲に生きてゐるのであるか。たゞ食ふ爲に生きてゐるので
は、動物的生存をなしてゐるに過ぎない。一人格としての意識を
有し、其の人格の完成を期するに於て、始めて人らしい生存をなす
といふことが出来るのである。動物的生存をなす爲には、衣食住
の資を得ることを努めれば足るが、人らしい生存をなす爲には、更
に精神的修養を積み、人格的陶冶を圖らなくてはならない。

社會人としての資格

然るに、人が生存の意義を完うする爲には、孤
獨の生活を營むことは出来ない。我等は日常生活に於て、物質的
には互に有無相通じ、精神的には互に長短相補ふことによつて、始
めて生存の意義を發揮し得る。此の共同の生活が社會生活であ
り、此の社會生活の行はれる處が社會である。家庭も學校も村も
町も國も皆社會であつて、我等は此等幾多の社會を組織し、其の一
員即ち社會人として生活してゐるのである。されば、人は個人と

○動物的生存と人
同的生存との區
別を問ふ

○自ら辨して食ふ
生活は何故に違
んか社會を成す
ことが出来ない
か

しての資格のみならず、社會人としての資格を常に自覺してゐな
ければならない。

兩資格の一體不離

さうして人の生存上に於ける個人としての
資格と社會人としての資格との二つは、實際は互に重なつてゐる
ものであるから、個人としての存在意義を完うすることは、同時に
社會人としての存在意義を完うすることになり、兩者は之を別々
に引離すことは出来ない。何となれば、社會を組織してゐない個
人といふものはなく、また個人と社會とは一體不離の存在だから
である。

(二) 共同生活共存共榮・社會奉仕

共同生活と共存共榮

現代人は家庭生活學校生活村民生活市民生
活・國民生活など、實に千種萬様の社會的共同生活を營んでゐるの
であるが、何れの種類の共同生活であつても、其の圓滿な發展を遂

げる爲には、各人がおのゝ其の長所によつて相扶け相勵んでゆかなければならない。若し各人が自分一己の無制限な自由と獨立とを主張して他を顧みることがなければ、團體的共同生活は崩壊し、各人の生活をも潰滅に導く。之は、人は社會をつくり、社會は人をつくつてゐる必然の結果である。されば、圓滿な共同生活の下に於てのみ、各人の向上と幸福とのあることを意識し、各人の自由を社會共同團體一般の自由と一致せしめ、常に共存共榮相互扶助の精神を以て生活してゆかなければならない。共存共榮といふことは、やゝもすれば經濟的の意味に考へられ易いけれども、ただ單に經濟的の意味に於てばかりでなく、精神的の意味をも含むことは勿論である。

○生活競争は社會進歩の原因となるか

共同生活と社會奉仕 共存共榮、即ち自分の利益を考へると同時に他人の利益を考へ、自分も利益を得るが他人も利益を享けるとい

ふことは、社會生活上絶対に必要であつて、少くとも共同生活の圓滿を期する上の根本規範である。我等は此の根本規範を身に體して、共存共榮の實を擧げると共に、更に一步進んで理想社會への精進を忘れてはならない。それには一身の利益を犠牲にして、社會國家の利益發展に寄與しようとする社會奉仕の精神を持つことが必要である。各人が此の貴い精神に基づいて行動することは、共同生活最高の理想である。

(三) 國家の重要意義

共同生活の發展と國家形成 人は如何に幼稚な文化階級にある者でも共同生活を營まない者はないが、其の共同生活團體は最初は血族者の結合から成り所謂氏族團體として、經濟を共にし、精神文化を共にする。然るに、それがやゝ發達すれば、結合は地域的となり、先づ村落を生じ、次いで都市が發達し、遂に國家といふ完全な組

○氏族團體は如何なる團體であるか

織をつくり上げ、すべて國家を基準とし、國家を通じて國際的交渉をも營むやうになる。

最高形式としての國家 國家は社會的共同生活の組織として、實に最も發達したものであり、現存社會の最高形式をなすものである。國家の外に幾多の社會はあるけれども、何れも國家の支配の下に立つてゐる。國際團體も其の範圍は國家より廣いけれども、國家を支配するものではない。あらゆる社會生活は、例外なしに國家の統括、國家の保護の下に在つて、始めて其の存立を維持し、其の圓滿な發展を遂げ得る。

現代人と國家との關係 ましてや現代の國家は所謂文化國家として、政治經濟教育、其の他各般に互つて社會生活を統括してゐるのだから、現代人の生活は國家を離れては一日も成立し得ない。現代人の社會人としての資格は、實に國家の一員、即ち國民としての

○國際團體は國家の上に在るか

○文化國家とはどんな内容を持つ國家か

資格である。國家の衰亡は同時に國民自身の衰亡であり、國家の繁榮は直ちに國民自身の繁榮である。されば、現代人は個人としては善良な個人であり、常に向上發展について努力を積まなくてはならないと同時に、國民として忠良の國民であり、常に相寄り相扶けて國家の隆昌の爲に盡さなくてはならない。

第二 我が家

(一) 家庭生活

社會構成の實情 現今に於ては、人は極めて複雑に發達した社會的共同生活を營んでゐるが、其のうちで最も強い社會は國家であり、最も大きな社會は世界であり、さうして最も小さい社會は家である。實に家より小さい社會はない。個人は其の個人だけでも社會をつくつてゐるといへるけれども、併し實は社會といひ得る

○現代の諸文明國は何時頃出来たか

形態をなしてゐない。換言すれば、個人は社會といふ共同生活體を形づくる細胞ではあるが、併し各自が直接に社會組織の單位となることはなく、必ず先づ家といふ緊密な小團體を組成し、之を以て社會組織の單位とする。

家庭生活の内容

個人が先づ直接に所屬する所の共同生活體は家といふ小團體であり、個人は先づ其の範圍の内に於て共同生活を営むものであるから、家庭生活は實に第一次的共同生活といふべきである。さうして此の家庭生活に在つては、單に經濟上の利益を目的として共同生活が營まれるものではなく、精神的教育が共になされ、個人道徳と社會道徳とは、常に此の共同生活内に於て涵養され、切磋琢磨され、深く其の根柢を培はれるものである。要するに、家庭は人の生活の根源であり、また安息所であつて、愉樂と恩愛とに満ちた生活はこゝに行はれ、社會的共同生活に必要な一

○家は精神的結合であるか、經濟的結合であるか

○家風について述べよ

切の道徳の要素もこゝを苗床として發芽し成育する。家庭は實に他のあらゆる社會の基本たるものである。

(二) 我が國の家族制度

我が國の家族制度の變遷

一家といふ組織體の構成状態は、國によつて多少其の趣を異にするけれども、何れの國に在つても、家族制度は氏族制度の崩壊につれ、之に代つて共同生活上の組織となつたものである。我が國に在つても、上古には共同の祖先を有し、血統を同じくする一族から成る氏族が、社會國家の單位をなしてゐたが、大化の改新の頃から漸次に此の氏族制度は崩れて、家族制度が之に代つた。其の家族制度も、はじめのうちは親子兄弟の外に伯叔父母、從兄弟姉妹なども包含する所謂大家族制度であつたが、交通が開け、經濟が進み、社會の治安が保たれるやうになるにつれて、大家族結成の必要は次第に薄らぎ、夫婦親子を中心とする小

○昔時の家族制度は何故に多くの職分を有してゐたか

家族制度へと移つて行つた。時代の變遷と共に、家族制度の内容に多少の變更を生ずるのは固より當然であるが、家族制度其のものは不朽の生命を持続し、社會國家の基礎をなしてゐる。

家族制度と我が國體 すべて家族制度に在つては、家といふ觀念が制度の生命である。さうして家は家長を中心とし、家族が一團となつて、同心一體の關係を最も高い程度に發揮してゐる。元來我が國は皇室を中心として國民は一大家族をなし、義に於ては君臣の關係であるけれども、情に於ては父子の關係を兼ねてゐる所の所謂家族國家であり、我が國の家族制度と我が國家組織とは、共通の精神的基礎の上に立つてゐる。従つて、我が國體と家族制度との間には、實に斷つことの出来ない關係が結ばれてゐる。之が我が國に於ける家族制度の

大なる特色であつて、他國には其の例がない。

(三) 戸主家族

戸主の地位と任務 家族制度に於ては家の永續といふことに最も重きを置き、家の組織については法律に明示されてゐる。即ち家には必ず戸主を置き、戸主をして一家の首長として其の家を代表し、家族を統率し、家の財産を管理し、家の業務を指導する地位に置かしめてゐる。従つて、戸主の任務は極めて重く、法律上家族を扶養する義務を負ふが、其の代り必要によつては家族の居所を指定し、家族の婚姻、養子縁組、分家入籍などに同意を與へ、或は家族の離籍をなし、家督相續人の廢除または指定をなすなど、種々の重要な權利を有してゐる。かやうに、戸主の有する權利義務を總括して、戸主權といふ。戸主は之によつて一家の圓滿な發展を期することが出来る

戸主及び其家族ハ其家ノ氏ヲ稱ス (民法第七四六條)
戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス 戸主ノ變更アリタル場合ニ於テハ舊戸主及ヒ其家族ハ新戸主ノ家族トス (民法第七三三條)
戸主ハ其家族ニ對シテ扶養ノ義務ヲ負フ (民法第七四七條)
○戸主權の内容は時代によつて變遷するか
○相續人の廢除とはどんなことか
○戸主權の内容は權利のみであるか

のである。

戸主と家族との關係 戸主が家族を統率する權利を有してゐるといふことは、家族の側から見れば、家族は戸主權に服従する義務を負うてゐるといふことである。かく戸主の權利及び義務は、家族の義務及び權利と互に表裏の關係をなしてゐるから、戸主と家族とは一體となつて、相倚り相扶けて一家の圓滿な發展を期しなくてはならない。法律が戸主に戸主權を認めたとしたのは、一家の秩序を保持し、其の繁榮を圖らしめる爲であるから、戸主は自分一己の利益の爲でなく、家族全體の幸福といふ見地から、其の權利を行使しなければならぬ。同様に、法律が家族に對して、戸主から扶養を受ける權利を與へてゐるのは、なまけてゐても差支ないといふ意味ではないから、家族たる者は、依頼心を棄てて、常に獨立自營の精神を以て

家族ハ戸主ノ意ニ反シテ其居所ヲ定ムルコトヲ得ス
 家族カ前項ノ規定ニ違反シテ戸主ノ指定シタル居所ニ在ラサル間ハ戸主ハ之ニ對シテ扶養ノ義務ヲ免ル
(民法第七四九條)

戸主ハ左ニ掲ケタル條件ノ具備スルニ非サレハ隱居ヲ爲スコトヲ得ス
 一 滿六十一年以上ナルコト
 二 完全ノ能力ヲ有スル家督相續人カ相續ノ單純承認ヲ爲スコト
(民法第七五二條)

戸主を扶けてゆかなければならない。

隱居の制度 戸主の地位と任務とは上述のやうに極めて重要であるから、戸主は自分勝手に其の地位を去ることは許されない。併し老齡疾病、其の他已むを得ない場合にも、永く其の地位に置くときは、戸主は戸主としての任務を果すことが出来ない。之は戸主の爲にも家族の爲にも不利益であるから、法律は隱居の制度を設けて、かゝる已むを得ない場合には、隱居することを許してゐる。

我が家族制度と親子關係 現今の家族制度は昔時と異なり、大抵は親子と夫婦との關係を基礎として出来上つてゐるから、戸主は多くの場合に於て父母特に父であり、家族は其の子女である。元來家族制度の本質をよく理解する爲には、此の基礎をなす親子關係と夫婦關係とについて知らなくてはなら

戸主カ疾病、本家ノ相續又ハ再興其他已ムコトヲ得サル事由ニ因リテ爾後家政ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキハ前條ノ規定ニ拘ハラズ裁判所ノ許可ヲ得テ隱居ヲ爲スコトヲ得但法定ノ推定家督相續人アラサルトキハ豫メ家督相續人タルヘキ者ヲ定メ其承認ヲ得ルコトヲ要ス
(民法第七五三條)
 女戸主ハ年齢ニ拘ハラズ隱居ヲ爲スコトヲ得
 有夫ノ女戸主ガ隱居ヲ爲スニハ其夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但夫ハ正當ノ理由ア

ない。但し廣く家族制度のうちには、親子を本とするものと夫婦を本とするものがある。現今歐米諸國に於ける家族制度は夫婦本位であつて、之に未獨立の子女の附屬する團體を以て一家とする。然るに、我が國では忠孝を以て國民道德の基本となすが如く、我等の實生活も親子本位の家族生活として行はれてゐる。こゝに我が國家族制度の特質が存するのである。

實親子と養親子

親子は固より實際に血縁關係のあるのを自然とする。併し實子のない者が、他人の子を養つても子を持たうと思ふのは人情でもあるし、殊に右に述べたやうな獨得の家族制度を有する我が國に在つては、一家の永續を圖り、祖先の祭祀を繼續せしめる爲に、他人の子を入れて後嗣となさうとするのは、極めて自然なことである。こゝに養子の制

ルニ非サレハ其同意ヲ拒ムコトヲ得ス
(民法第七五條)

○西洋の家族制度と我が國の家族制度とを比較せよ
成年ニ達シタル者ハ養子ヲ爲スコトヲ得
(民法第八三七條)

尊屬又ハ八年長者ハ之ヲ養子ト爲スコトヲ得
(民法第八三八條)
法定ノ推定家督相續人タル男子アル者ハ男子ヲ養子ト爲スコトヲ得ス但女婿ト爲スコトヲ得ス
爲メニスル場合ハ此

度が生ずる。即ちたとひ血縁關係はなくても、一度養子縁組によつて養子となつた以上は、法律上嫡出子と同じ身分資格を取得するのであるから、精神上に於ても、養父母に對しては實父母に對すると同様の氣持を失つてはならない。

親子關係の本質

親子の關係は、單に法律上の關係に止まつてはならない。進んで精神的關係を厚くすることは更に大切である。即ち親子は愛と敬によつて結ばれてこそ眞の親子といふことが出来る。さうして親は子を愛撫すると共に、其の人格を尊重して、其の養育と教育とに力を盡し、子はまた親を尊敬すると共に、之を愛慕して其の人格的薰化を享けることに傾倒してこそ、眞の親子といふことが出来るのである。されば、たとひ實親子の間柄であつても、此の精神的結合要素が缺けてゐれば、形の上では親子であるとしても、眞の親

限ニ在ラス

(民法第八三九條)
○封建時代と養子の制度の發達について述べよ

○孝道の内容について考案せよ

子といふことは出来ない。同様に、此の精神的結合要素が十分に具はつて来れば、實親子と養親子との別なく、人間社會に於けるうるはしい親子の關係が出来上るのである。

親權の意義 子女の監護教育は、其の父母が之を行ふのが最も自然である。されば、民法は未成年の子または獨立の生計を立てるに至らない子に對して、親權の規定を設けてある。親權は父または母が其の子女を監護教育するに必要な權利義務の總稱である。之は子に對する親の權利の外に、義務をも定めたものであることは、子女を立派に育て上げることが、親が子に對する任務であると共に、國家社會に對する貴い義務であるのでも分る。

親權と道德的基礎 親權に關する法の規定はあるけれども、右に述べたやうに、一家の結合は道德を基礎とすべきであつ

子ハ其家ニ在ル父ノ親權ニ服ス但獨立ノ生計ヲ立ツル成年者ハ此限ニ在ラス
父カ知レサルトキ、死亡シタルトキ、家ヲ去リタルトキ又ハ親權ヲ行フコト能ハサルトキハ家ニ在ル母之ヲ行フ
(民法第八七七條)
○親權と戸主權との區別を問ふ
○親權の内容に關して法は如何なる規定を設けてあるか

て、其の基礎なしには一家の生活は圓滿に行はれず、また其の繁榮を望むことも出来ない。即ち親子の間はたゞ法律上の義務を果したただけでは十分でないのである。然るに、現今我が國に於ても、とかく權利義務にだけ拘泥する弊風があり、また思想の相違から親子の間がとかく圓滑にゆかないのもあるが、之は人間生存の意義に對する認識の缺乏と、半可通な時代觀と、義務を忘れて權利だけを主張する似而非法律論とに禍されたのに外ならない。心すべきことである。

(四) 親族婚姻

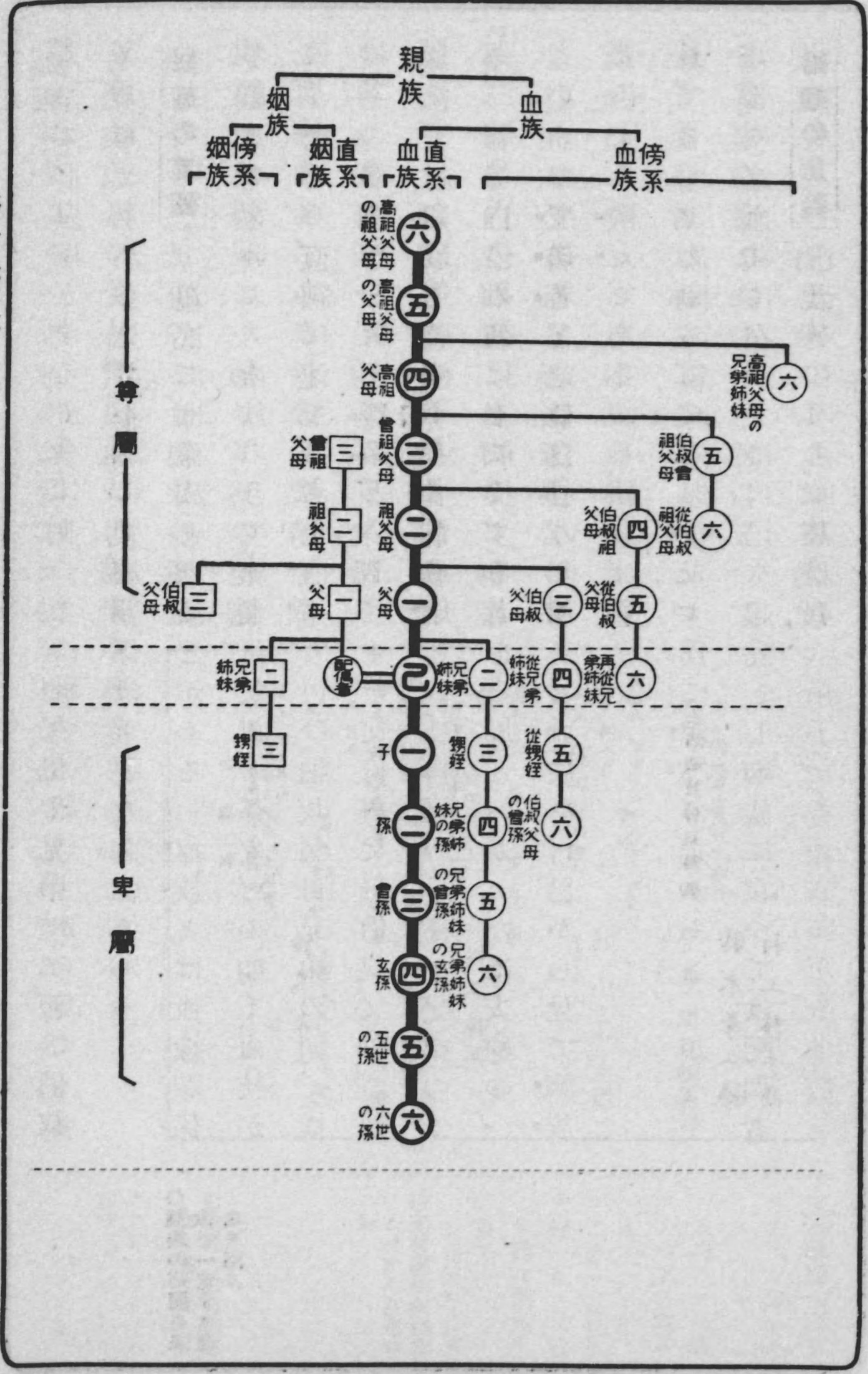
親族關係 親子・兄弟姉妹のやうな自然的の血縁關係と、夫婦といふ婚姻制度による配偶關係とによつて相結ばれてゐる範圍の人を親族といふ。此等親族の者は、一族として互に相扶け相親しむべき間柄にあるから、我が國のやうに獨得の家

族制度を基礎とする社會に在つては、社會の組織上から見ても、各人の生活上から見ても、特に親族關係は重要な關係である。

親族の區別 親族には血族と姻族とがある。血族とは血縁關係のある者をいふ。血族のうち、祖父・父母・子孫などの如く、血統が縦に上下一直線に連なる者を直系といひ、伯叔・父母兄弟の如く、横に分れて連なる者を傍系といふ。また、父母・祖父・伯叔・父母の如く、自己の列以上に位する者を尊屬といひ、自己の子孫や兄弟の子孫の如く、自己の列以下に位する者を卑屬といふ。なほ夫婦の一方を互に配偶者といひ、自己の配偶者の血族を自己から見て姻族といふ。

親等 親族間の親疎遠近を示す爲に親等の定がある。親等を知るには、血族に在つては自己を起點とし、姻族に在つては配偶者を起點とし、自己から同祖に歸り、更に相手たる親族に至る世數を

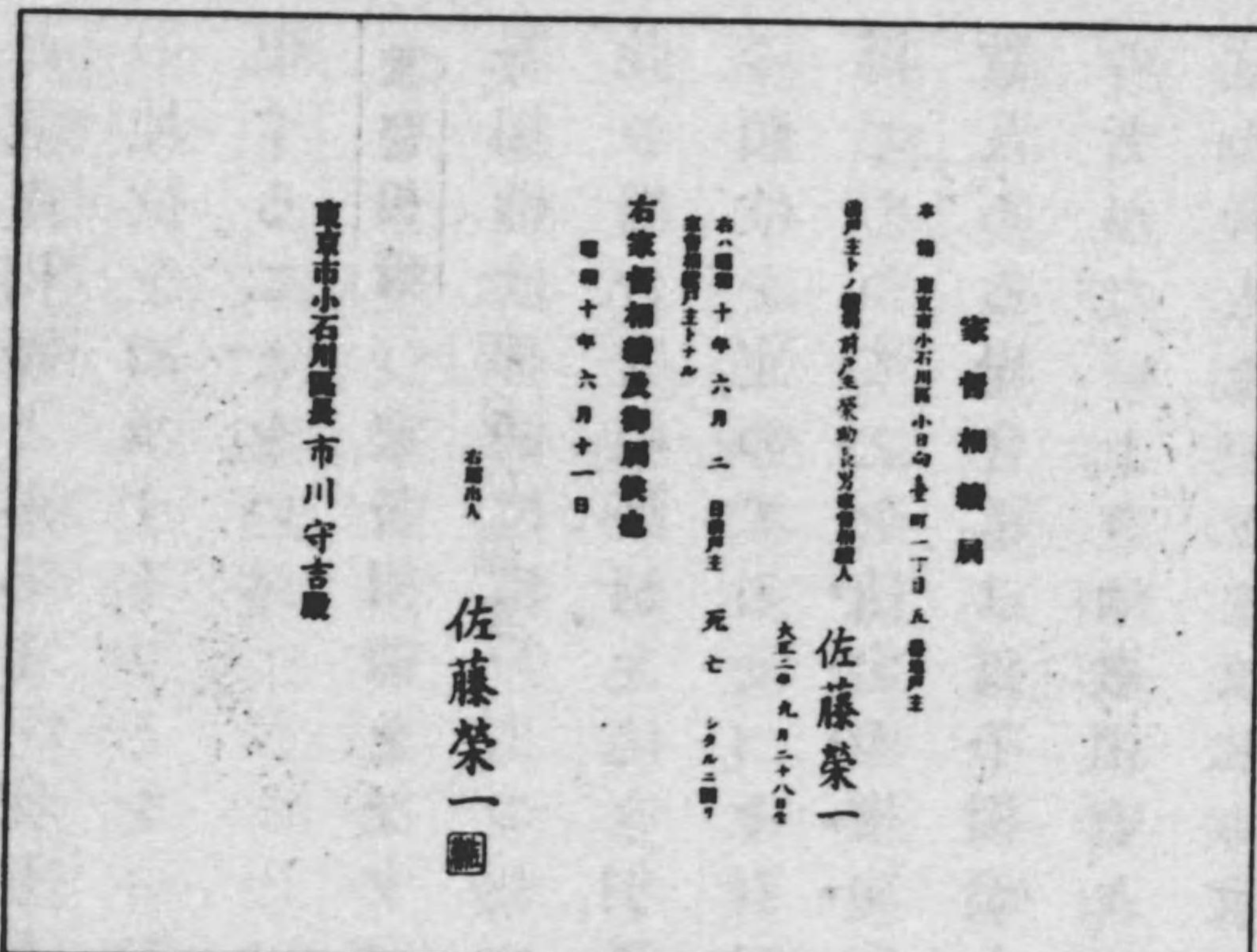
○ 家族制度の維持に親族制度が深い關係を有することを説明せよ



者もないときは、逆相續といつて、被相續人の家族たる直系尊屬が家督相續人となる。(五)前項に示した相續人もないときは、家の斷絶を防ぐ最後の手段として、親族會が選定する。此の場合、親族は固より、他人から選んでも差支ない。

遺産相續 遺産相續は戸主でない者、即ち家族が死亡した場合に、其の家族に屬してゐた財産上の權利義務を近親の者が相續することである。之は家督相續の如く、家族制度には直接の關係はないから、長子相續

者もないときは、逆相續といつて、被相續人の家族たる直系尊屬が家督相續人となる。(五)前項に示した相續人もないときは、家の斷絶を防ぐ最後の手段として、親族會が選定する。此の場合、親族は固より、他人から選んでも差支ない。



主義の家督相續と違つて、直系卑屬たる相續人は幾人あつても差支なく、それ等が共同して相續し、平等に分配する。また血縁關係に重きを置くのであるから、既に他家に養子や嫁に行つてゐる者でも、相續權を持つてゐるのである。

相續の承認及び拋棄

直系卑屬である法定の推定家督相續人は、相續を拋棄することは出来ない。之はやはり我が國家族制度の精神に出たものである。併し此の場合でも、親の負債までも無理に子に相續せしめるのは苛酷に過ぎることもあるから、さういふ場合には、法律は相續人に寛大な處置を執つてゐる。即ち相續人は無限に親の負債を相續することも、或は相續財産の限度に於て債務を支拂ふことも、何れを選ぶことも出来る。前者を相續の單純承認といひ、後者を限定承認といふ。

相續人ハ自己ノ爲メニ
相續ノ開始アリタル
時ヨリ三個月内ニ單
純若クハ限定ノ承認
又ハ拋棄ヲ爲スコト
ヲ要ス 以下略
(民法第一〇一七條)

遺言

遺言とは遺言者が自己の死亡後に其の效力を発生させる目的で、相続人の指定や財産の贈與などについて意思を表示することをいふ。遺言には法定の方式が必要である。たゞ枕頭に家族を集めて後事を託したり、財産の寄附を述べただけでは、道徳上の効果は兎も角、法律上の效力はない。普通に行はれてゐる方式は自筆證書による遺言である。併し重病や、戦場や、航海中危難に遭遇した場合には、簡易な特別方式が許されてゐる。

遺留分 被相続人は遺言によつて財産の處分をなすことも出来るが、家族制度を維持し、相続人の利益を保護する趣旨から、法の規定により、必ず一定額を相続人に遺さなければならぬ。之を遺留分といふ。例へば、法定の家督相続人である直系卑屬は、遺留分として被相続人の財産の二分の一を受け、

遺言書ノ保管者ハ相続ノ開始ヲ知りタル後遅滞ナク之ヲ裁判所ニ提出シテ其檢認ヲ請求スルコトヲ要ス
遺言書ノ保管者ナキ場合ニ於テ相続人カ遺言書ヲ發見シタル後亦同シ
前項ノ規定ハ公正證書ニ依ル遺言ニハ之ヲ適用セス
封印アル遺言書ハ裁判所ニ於テ相続人又ハ其代理人ノ立會ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ開封スルコトヲ得ス（民法第一〇六條）
○遺言は何故に簡易な方式を必要とするか
○自筆證書による方式を述べよ

其の他の家督相続人は、遺留分として被相続人の財産の三分の一を受けることが出来る。若し被相続人が此の限度を越えて他人に與へた場合には、相続人がそれを容認すれば別として、さもなければ其の部分を取戻すことが出来るのである。

第三 一家の生計

(一) 一家の收入

家と世帯 人の日常の生活は一家を基礎として共同生活を営むのを原則とするけれども、其の共同生活の範圍は必ずしも一家族全體とは限らない。併し一家族全體でも、其の部分でも、實際生活の一單位をなす共同團體を世帯といふ。一世帯内には一の共同經濟が行はれる。之を生計(家計)といふ。

生計の原則

生計を立てるには、之に必要な品物または他人

○遺言の特別方式を述べよ

の勤勞などを購ふに足る収入がなくてはならない。さうして生計は、其の収入を適當に用ひて支出を行ひ、収入・支出の適合を計り、以て生活の状態を整頓することに外ならない。此の適合を行ふ根本原則は、入るを計つて出づるを制することであつて、生活が整ふのも紊れるのも、一家が榮えるのも衰へるのも、更に一國の經濟的基礎の安定するのも動搖するのも、各人の生活に此の原則が有効に用ひられると否とによつて定まるのである。

生計収入 生計に要する収入は、一世帯の人々の所得から成立つ。即ち世帯主の所得を主とし、他の人々の所得を以て之を補ふのである。所得には財産所得と勤勞所得とがある。前者は財産の利によつて生ずるものであり、之に土地・家屋などからの所得(賃料)や、金銭資本からの所得(利子)などがある。後者はすべて勤勞によつて得られるものであつて、給料・賃金などがそれである。

○生計は各人の自由であつて其の原則などは必要がないではないか

○所得は金錢に限るか

(二) 生計費

生計上の豫算 収入を見定めて支出の道を整へるには、常に一定の方針と計畫とがなくてはならない。之を生計上の豫算といふ。小家計にても豫算は必要缺くべからざるもので、之に關する不注意と計畫の缺如とは、一家の生活を混亂に陥れ、困難を招くやうになる。凡そ家には家計簿を備へ、秩序のある生活の計畫を立てて、之が實行を遺憾ないやうにすべきである。

生計と消費經濟 生計は之を經濟上の働として見れば、一家の消費經濟を行ふことに外ならない。されば、一家の収入に對して生活費を都合よく適合させることは、やがて生産に對する消費の適合を完全にする所以であつて、一家の生計を整へることは、即ち社會經濟を整へる道である。さうして一家の生計を整へるについで最も大切なことは、生計費の割當、換言すれば一家が生活上に必

○豫算のある生計と豫算のない生計とは如何に異なるか

○消費經濟とは如何なる經濟か

○社會經濟とは如何なる經濟か

○生計費の割當を適當に行ふ道は如何

要とする物品や他人の勤勞などを、其の必要の程度に應じ、且収入の額と照らし合せて定め、それを金錢に見積もつて排列することである。

生計費の排列と生活

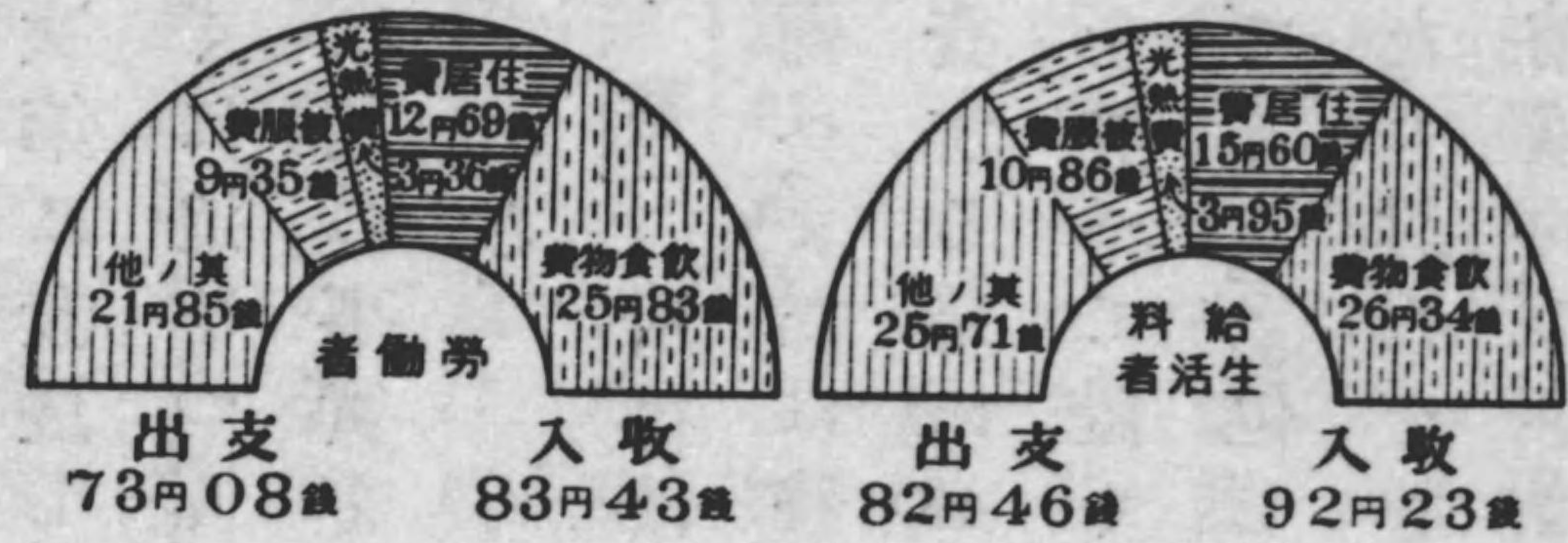
生活上の必要に應じて生計費を適當に割當てるには、生活に對する道徳上の意識と經濟上の知識とがなくてはならない。若し此等が缺けてゐると、生計費の排列は亂脈となり、安慰を得て堅實な生活を送ることは出来ない。同一額の一家収入を以てしても、常に整つた生活を營む人と、常に不足がちな生活を送る人とのあるのは、主として生計費の排列が其の當を得ると否とによる。されば、此の生計費の排列を整へることを怠れば、如何に稼いで所得を増しても、常に惨めな生活を送る外はないものである。

生計費調査

近時我が國に於ても、生計費に關する研究や調査が

○生計を整へるのは主婦の任務であるか

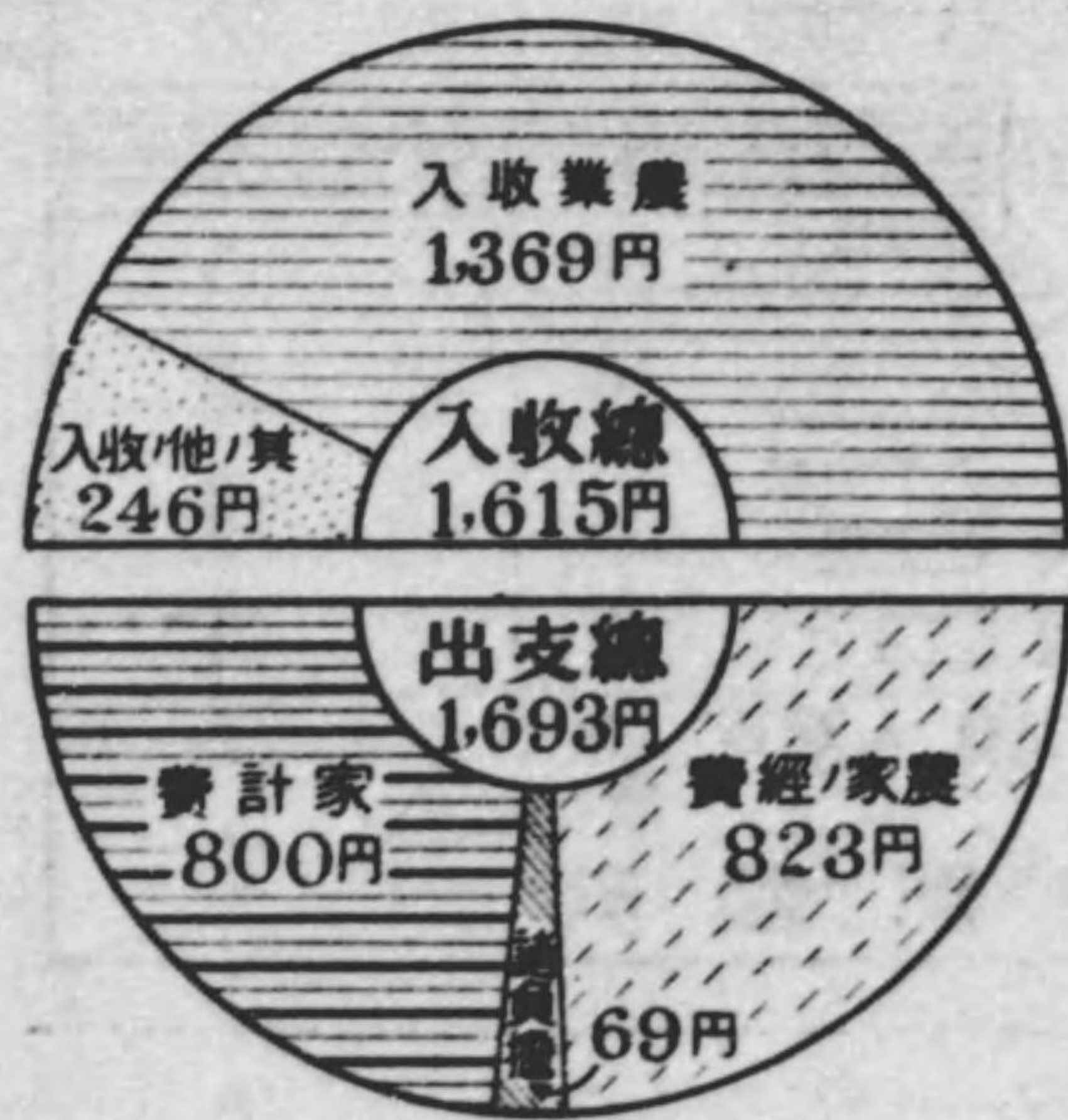
○生活に對する道徳上の意識と經濟上の知識とは如何なることか



大いに行はれるやうになつたことは、一家の生活の爲にも、一國經濟の爲にも誠に喜ばしいことである。さうして其の調査や研究の結果、國民の各階級について正確な生計費指數が出来上るやうにでもなれば、家計上に於ては勿論、經濟政策や社會政策を行ふについても多大の便益があるであらう。

(三) 勤儉貯蓄

秩序のある計畫の下に生計を行ふについて、一家の生活の安定と繁榮とを齎すべき原動力は、勤儉力行である。よく働いて財産並に勤勞所得を



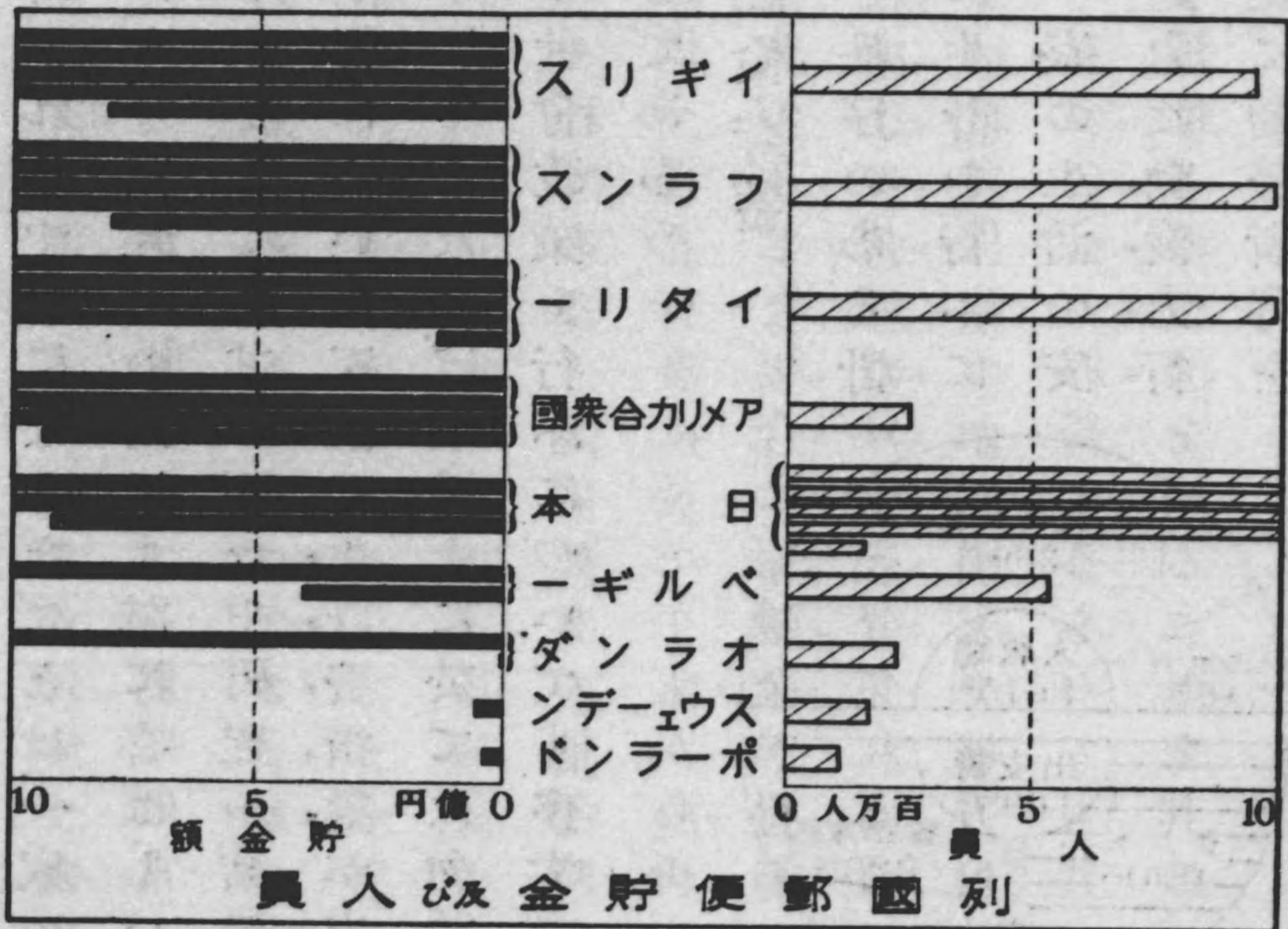
○生計費の調査は如何にして行はれるか
○生計費指數は如何にして作られるか
○また之が家計上經濟政策上また社會政策上どんな便宜を興へるか

○勤儉力行は道徳的に責ふべきことであるか
○經濟的に必要か
○とであるか

増し、つゞまやかに之を用ひれば生計は確立し、一家は次第に發展してゆく。「稼ぐに追ひつく貧乏なし」とは、此の事實を道破した諺である。

貯蓄

所得は不時の用に備へ、または將來の發展に資する爲に、必ず其の幾分を貯へて置くことが必要である。但し貯蓄によりたゞ財物を貯へるといふ消極的の事ばかりでな



- 一人ノ郵便貯金制限額ハ左ノ如シ
- 一度ノ預入額十錢以上

く、同時に之を活かして用ひるべきである。活用の道のつかない貯蓄は其の大半の意義を失ふから、貯蓄をする爲には、常に郵便貯金、信用組合及び貯蓄銀行の類を利用するがよい。徒に金錢を死蔵することは避くべきである。

(四) 保 險

保險の意義

保險は貯蓄の一種である。老病死其の他不時の災厄に備へる爲に、家計の堪へ得る程度に於て、平素から掛金をして置けば、それ等の事實の生じた場合に保險金が得られて、此等の事實から来る經濟上の苦痛だけは幾分免れることが出来る。さうして保險は社會保險の如く、國家や地方自治團體の經營するものでも、私の會社の經營するものでも、共に多數者の共同負擔に於て犠牲者の救済を圖ることを其の根本主旨とするものである。

- 二 貯金總額二千圓以下
- 一度ノ預入額ノ端數ハ錢位ヲ限トス

簡易生命保險ニ於テハ政府カ保險契約者又ハ第三者ノ生死ニ關シ保險金額ヲ支拂フヘキコトヲ約シ保險契約者カ對價トシテ政府ニ保險料ヲ支拂フヘキコトヲ約スルモノトス 以下略

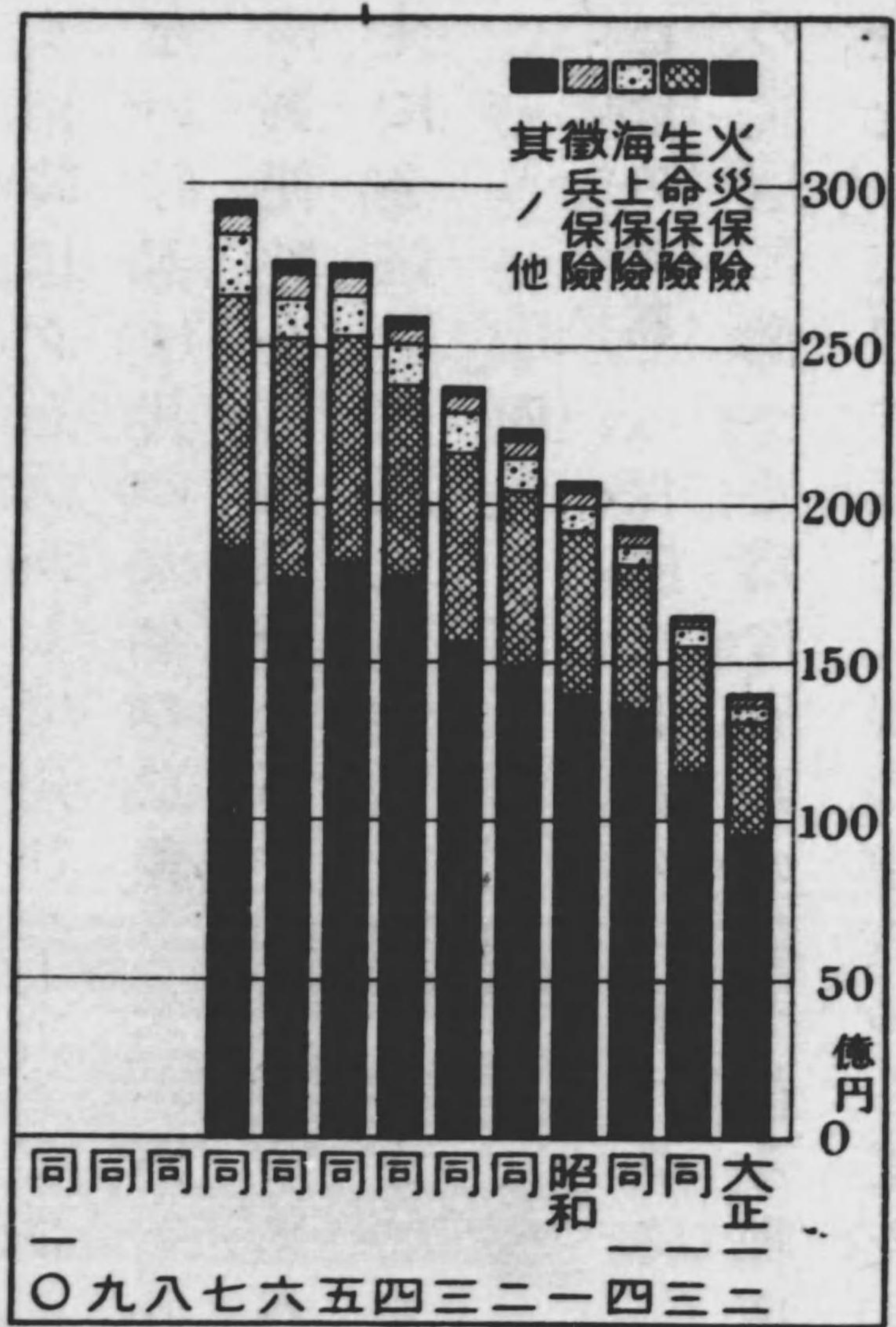
(簡易保險法第三條)

保險事業ハ株式會社又ハ相互會社ニ非サレハ之ヲ營ムコトヲ得

保険の必要

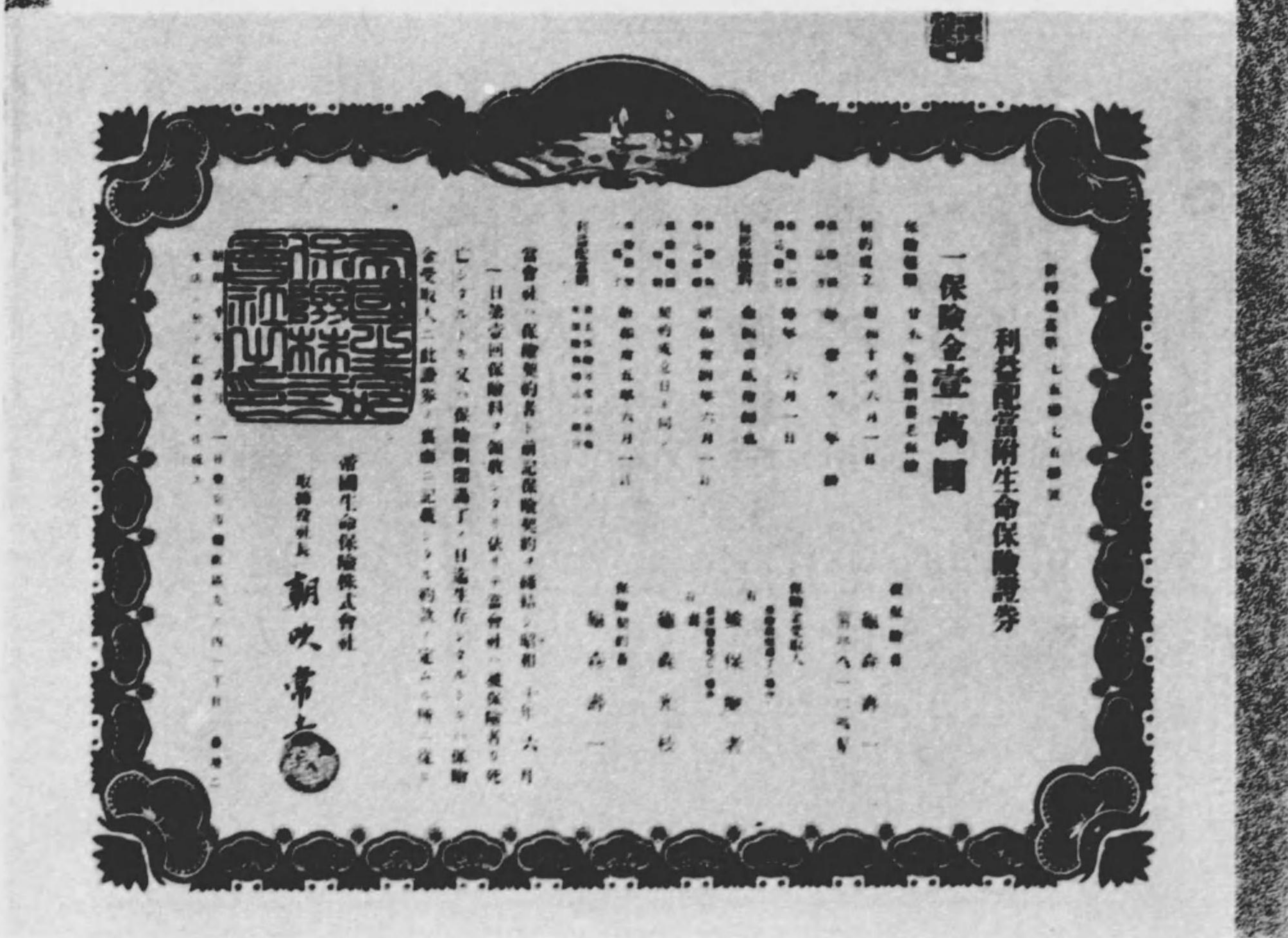
されば、保険は社会的共同生活に於て必要有效な制度である。なほ保険は少額づつの掛金を多年に互つて拂込み、之を一時に纏めて拂戻されるから、比較的軽い負擔を以て、比較的大なる辨償を得るものであるといふことが出来る。

要するに、一方に勤儉力行が行はれ、他方に貯蓄と保険とが行はれるならば、人生は先づ安全であるといつてよい。人生の行路は晴天ばかりに恵まれるものではないから、雨や風に備へる用意をなしつゝ、堅實な足取で向上の一路を進んでゆくことが必要



ス(保険業法第二條)
 ○保険の種類と其の概要を述べよ
 ○少額づつ掛金をすることは何故に一時に多額の掛金をすることよりも負擔が輕いか

保 險 證 書



である。

(五) 財産

財産と財産制 財産は人が家計を立て生活を営むのに要する所得の源をなすものであるから、人生にとつて甚だ重要なものであることは勿論である。されば、文明國では各人に財産所有の自由を與へ、法制上に財産保護の道を定めて、所謂**財産制**を確立してゐる。さうして財産所有の自由は、職業自由の原則と共に現代社會生活の基礎をなすものであり、此の二大原則がある爲に、人はよく其の生存に對する自己の責任を果すことが出来るのである。従つて、此の財産制を否認する議論の如きは、現代社會の根柢を覆し、そしてまた生存に對する**自己責任主義**を破壊しようとするものである。

財産の種類

財産は形體上から見れば有形・無形の二種があり、有

○財産制を否認する議論とは如何なる議論であるか、又此等議論を批判せよ

形・財・産には不動産・動産の區別がある。不動産の主なものは土地と家屋であり、其の取引の安全を確保する爲に登記の制度がある。動産の大部分は家具・什器・生産用具、其の他普通の財産であるけれども、此の外になほ公債證書・社債券・株券などの如き有價證券が含まれてゐる。無形財産とは著作権・特許権などの如く、法律で保護された無形の利益を内容とするものである。

財産蓄積と其の資本化

財産は貯蓄によつて次第に蓄積・増加することが出来る。財産の蓄積は生活を安定させ、延いては社會一般の安寧を保ち、其の發達を促す所以であるから、之を忽にしてはならない。また財産はたゞ貯へるだけでは人生に用をなさず、適宜に且有効に用ひて、始めて資本化するものであり、之によつて自己の富も増し、一面には國富の増加をも

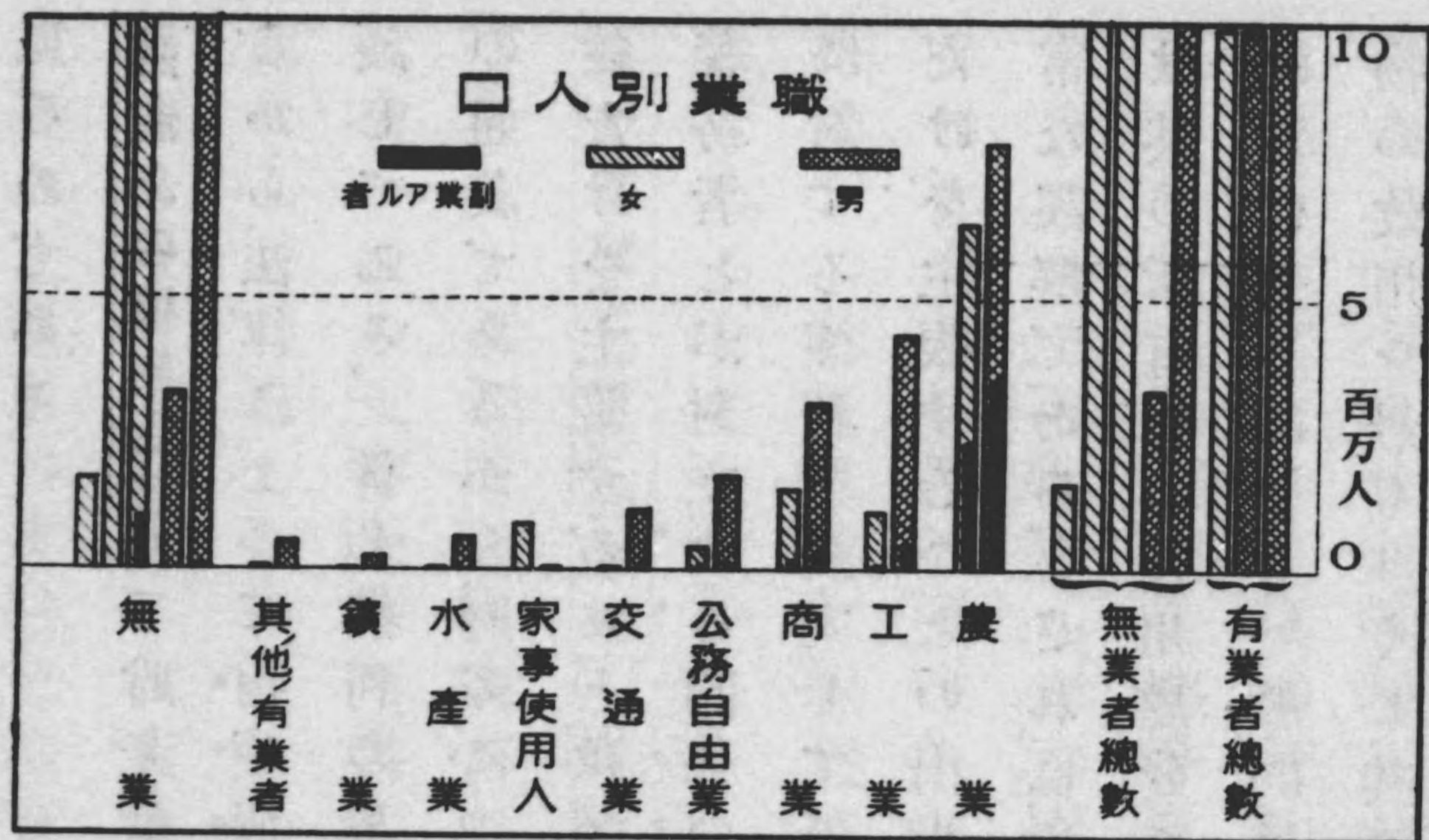
不動産ニ關スル物權ノ得喪及ヒ變更ハ登記法ノ定ムル所ニ從ヒ其登記ヲ爲スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス (民法第一七七條)
不動産ノ所有者ハ其本籍地又ハ所在地ノ市區、町村長(市、區、町地ニ於テハ其職)ノ證明ヲ得タル印鑑ヲ不動産所在地ヲ管轄スル登記所ニ提出スヘシ改印ヲ爲シタルトキ亦同シ
(不動産登記法第二五條第一項)
○動産と不動産との區別を問ふ
○不動産登記法について述べて
○有價證券の特質を述べよ

見るのである。

財産上の權利と義務

財産は人生に缺くべからざるものであるから、法律によつて物權・債權などの財産權を定めて、之を保護してゐる。併し權利の裏には必ず義務のあることは法律の通義であるから、財産についても、財産上の權利者は其の利益だけを主張することは出来ない。債權關係には權利者と義務者とが對立する關係のものが多いのを反して、物權は物に對する權利を規定してある所から、權利者はたゞ其の權利だけを主張することの出来る地位に在るが如く思ふのは、非常な誤解である。されば、所有權の如き強い權利でも、所有者は其の所有物の使用處分に當つては、常に社會の公益を傷つけないやうにする一般的義務を果すばかりでなく、其の所有物の效用を最も多くし、其の經濟價値を最も多く發揮させて、

○物權と債權の區別を問ふ
○財産權と身分權の區別を問ふ
○權利を絶對的のものとするのは時勢後れといつても差支ないか



社會的利益の増進に貢獻することを心掛けなくてはならない。

第四 職業

(一) 職業と人生

職業の尊貴 人は直接に生産に携はると、さうでないに拘らず、苟くも社會共同生活の一部を分擔してゐる者としての義務を盡す爲に、または一家の生計を立てる爲に、繼續的に當つてゐる一定の勤務は之を職業といふ。職業は個人的に見れば、身を立て家を支へる爲であらうが、之を社會的に見

○直接生産に關係ある事務と直接關係のない事務とはどんなものか

れば、社會國家の共同生活の分擔者としての職務を果す爲であるから、人は不具廢疾でない限り、身分地位の高下を問はず、財産の有無を論ぜず、すべて應分の職業を持つべきであり、従つて其の種類如何によつて貴賤の別のあらう筈はない。封建時代には、人は職業によつて其の身分が定まり、傳統的に職業に貴賤の別がつけられてゐたが、現今では固よりかゝる尊卑は認められない。されば、何人も自己の職業の神聖を知り、誠心誠意之に従事し、一つには社會人としての務を盡し、一つには一家の繁榮を圖り、以て人生の意義を完うしなくてはならない。

(二) 職業の選擇

職業選擇の自由

昔は職業は多く世襲的であつた。即ち當時の家族制度に在つては、家には其の家の職業があり、且家が永續的のものである關係上、職業も永續的のものとして、世々相承けて後に

○封建時代は職業を如何に見てゐたか

○職業は神聖であるとは如何なる意味か

○一家の職業であるは何故に重要であるか

傳へ、他の職業に轉ずることは殆ど不可能であつた。現今では家族制度はあるにしても、人は法律上獨立の人格を認められてゐるから、個人として財産を所有することが出來ると共に、職業選擇の自由も與へられてゐる。此の財産所有の自由と職業選擇の自由とは、現代社會組織の二大柱石であつて、實に現代生活の根本原則をなすものとして、最も重い意義を有するのである。

職業選擇の自由と人生

若し職業選擇の自由が認められなかつたならば、人は其の長所と好む所とに従つて、最もよく自己に適する職業を選擇して、之に従事することが出來ず、心ならずも世襲の業務に従ふか、或は強制による不自由勞働に従ふ外はない。それは、人は愉快に其の業務に勵むことも、十分に其の技能を發揮することも出來ない。従つて、適材が適所に用ひられ、政治、經濟、教育、藝術など、すべて文化の各方面に於て、十分な發達が見られないこと

○職業選擇の自由の原則は家族制度と兩立しないか
○職業選擇の自由の具體的意義を問ふ

○奴隷は強制された職業に従事するものであるか
○共産主義は勞働を強制するか

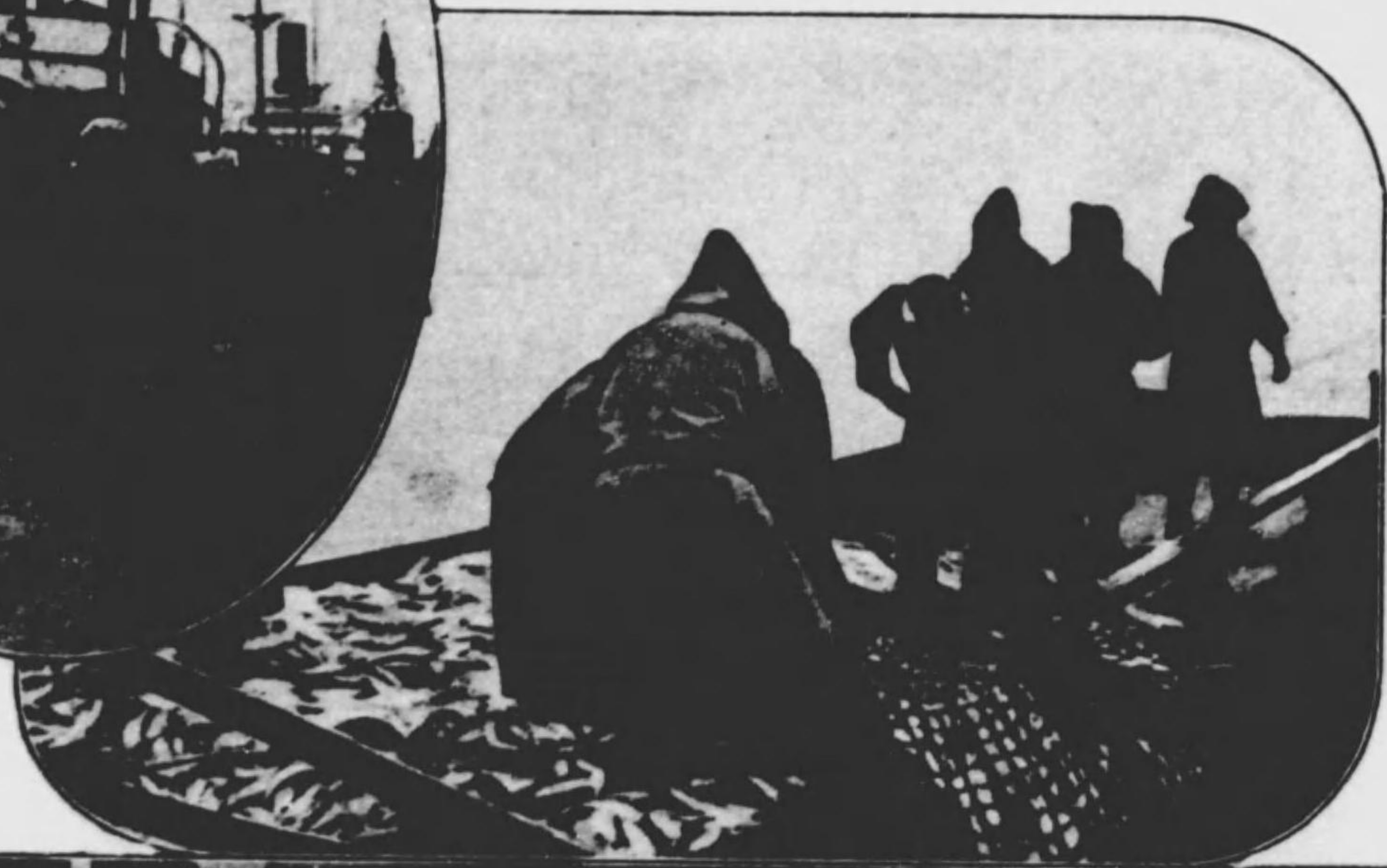
職業風景



事務を執る



貨物を積込む



漁獲物をあげる



建築準備を始める

になるであらう。

職業選擇上の注意

現代人は職業の自由選擇の原則により、自己に最もよく適合する職業を選擇して、之に専念することを要する。さうして其の選擇に當つては慎重に考慮して、苟くも悔を後に残すことのないやうにしなければならぬ。それには、先づ第一に自己の性能を見て、最もよくそれに適合する職業を**選ぶべきである**。さうすれば、自己の長所を遺憾なく發揮して、人生の意義を充實し、社會國家の發展に寄與することが出來よう。第一に、自己の嗜好に**適する職業を選ぶべきである**。自己の嗜好なれば、人は熱心に其の職業に従ひ、常に研究を怠らない譯であるから、それだけよい成績を擧げることが出來る。最後に考慮すべきは**家業との關係である**。若し父祖の家業を繼ぐとすれば、其の資本や設備が其のまま、利用されるし、其の他種々の便益が與へられる。されば、

○職業選擇の自由と家業繼承とは兩立しないか

特別の事情がなければ、父祖の家業を繼ぐことが最も順當であり、且發展性に富んでゐるといつてよい。

職業紹介

近時求人と

求職とを圓滑にする爲に、職業紹介が發達し、各地に職業紹介所が設けられてゐる。之は個人的に見れば生活の安定を助け、社會的にいへば労働の需要供給を適切

①東京府職業紹介所内部
②大阪市職業紹介所内部
③東京府職業紹介所外部



市町村ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得
(職業紹介法第二條)
市町村ニ非サル

にし、産業其の他の方面に特に重要な關係を有するものである。

(三) 勤勞と研究

人生に於ける勤勞の意義

我等が一旦自己の職業を決定した以上、

それが自立して業務を営むのであつても、他人に雇はれて其の業務に従ふのであつても、或はまた其の業務が肉體的に働くことを主とするものであつても、精神的に働くことを主とするものであつても、苟くも勤勞なしには人生はないといふことを忘れてはならない。人は眞に人として生きてゐるからには、必ず何等かの道に於て勤勞することを要する。實に勤勞は人としての務であり、また誇である。凡そ世に徒食の輩ほど無用にして、また恥づべきものはない。

研究と其の重要性

勤勞は研究と相俟つことによつて、ますます其の効果を發揮するものである。此の道理を忘れ、自己の職業につ

者職業紹介所ヲ設置セムトスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ
(職業紹介法第五條)

○精神的勤勞肉體的勤勞とはどんなものであるか具體的に説明せよ

いて何等工夫を凝らすことなく、毎日同じ事を無意識的に繰返してゐるだけのことであれば、それは單なる機械的動作であつて、眞の勤勞を距ることが遠いのである。苟くも勤勞といふ以上は、今日に優る明日を築き上げる工夫研究が、其の間になければならぬ。ましてや文化の進歩は一日と雖も止まる所がないから、自己の職業について研究を怠れば、忽ち人生の落伍者となり、社會の發達、人類文化の向上といふやうな意義ある大業に参加することは出來ないのである。

勤勞研究と發明

實に勤勞と研究とは鳥の兩翼、車の兩輪の關係にある。勤勞には研究がなくてはならず、研究心の盛な人は遂に異常な發明をなして、文明の進運に貢獻するやうになるのである。即ち研究は發明の酵母であり、發明は進歩の動力である。然るに、我が國民は勤勞に於ては歐米人に比して見るべきものがあるけ

○研究が行はれなくては發明は出來ないか

れども、自己の職業に對する研究心については、必ずしも十分といはれない點がある。それでは國家の進展は何時までも歐米諸國に後れ、常に歐米文化の後塵を拜する運命を背負はされることになるから、今後は個人も國家も共に大いに此の點に留意して、研究心を旺盛にすることが必要である。

(四) 職業と道徳

人生の道徳的基礎

人は如何なる職業に従事してゐても、確乎たる道徳的基礎の上に立たなくてはならない。若し道徳的基礎に缺けてゐたならば、人はたゞ目前の利害によつて引摺られてゆくだけであるから、職業もまた單なる動物的の營みとなつて、人生の價値は失はれてしまふ。人生の價値は人の道徳的信念の厚薄によつて左右される。さうして道徳的信念は其の人の社會人としての自覺に基づく。此の自覺がなければ、反省もなく、批判もなく、

○我が國民に研究心の乏しいのは何故であるか

自己の職業上の價値を尊重することが出来ないと同時に、他人のそれをも尊重することが出来ない。かやうにして、人生のあらゆる行爲と關係とに對して、道德規範による批判を缺如すれば、其の人はたゞ衝動だけに従つて行動し、我利的欲望だけに追はれ、職業を通じて一生を無意義にするは勿論、社會公共の一般的進歩とは全く没交渉な存在とならう。

經濟と道德

人がそれ／＼の職業に従事するから、社會全體の經濟が營まれてゐる。従つて、社會經濟も道德の助がなくては圓滑に行はれ難い。即ち道德の伴はない經濟は弱肉強食の修羅場であつて、生産も交易も順當に運ばれず、財産の安全もなければ、職業の自由もない。其の結果、職業の目的の如きは、たゞ金儲けに在り、金儲けの爲にはなさざる所がないといふやうになる。いふまでもなく、經濟の進歩した文明社會に在つては、道德は實に經濟の原

○道德がなくては、何故に經濟の秩序が立ち得ぬか

動力となり、また其の規律を掌る根本準則である。特に現今の如く、人の職業は廣く他人の利害に關係し、財産制は一層公共的の意義を加へ、生産・交易は社會的となり、消費も社會的關心に繋がれるやうになつて來ては、經濟に對する道德的規律の必要はいよ／＼大に、ますます、重きを加へつゝあることを知らなくてはならない。

○現代は各人の生産と交易と消費が社會的になつてゐるといふことを具體的に説明せよ

第五 教育

(一) 人と教育

教育の重要性

「玉磨かざれば光なし」といはれる如く、人は教育によらなければ、人格の完成を圖ることが出来ない。教育によつて育成陶冶され、さうして人の人たる所以の資格がつくり上げられるのである。然らば、教育とは何か。少くとも其の本義は人の人たる所以を完成しようとする所にある。換言すれば、それは個人

○教育は何故に必要であるか

として、家庭の人として、社會人として、また國民として完全な人格をつくり上げることである。

國家と教育 一國の盛衰も其の根本は國民の教育の問題に歸着する。國家の繁榮と國民の幸福を圖らうとすれば、有能・有徳の國民をつくらなければならぬ。有能有徳の國民をつくるのは、教育の力に俟たなければならぬ。之を以て見ても、國民の教育が國家の發展に如何に重要であるかが分るのである。

教育上の三位一體 人であつて教育を缺けば、動物としての存在たるに止まり、人格者としての意義を成すことが出来ない。またただ智能ばかり進んでゐて徳性が缺けてゐたなら、同じく立派な人格者であるとはいへない。元來教育の目的は知識・技能を啓發せしめ、同時に徳性を啓發し、以て立派な人格者をつくり上げることにある。従つて、教育は學校教育・家庭教育・社會教育の三者が相扶

○徳性は如何にすれば涵養されるか

○學校教育だけでは何故にいけないか

け相補つて、始めてよく其の効果を擧げることが出来るのである。

學校教育偏重の弊風 然るに、現今や、もすれば學校教育だけに重きを置き、而も其の學校教育は上級の學校に進めば進むほど、完全に本來の目的を達成し得るかの如く考へる風があるのは、實に思はざるも甚だしいものである。勿論上級の學校は、知識・技能を授ける點に於ては、それ／＼長所を有してゐるけれども、徳育については必ずしもさうであるとは限らない。人は高く廣い知識や技能を具へてゐれば、それで偉くなつたと思ふのは、大なる誤解である。眞に偉いのは、道德の標準の高い、完全な人格を具へてゐる者であることを、くれ／＼もよく理解すべきである。

○上級の學校に進まなくても人格を陶冶することが出来るか

(二) 家庭教育

家庭教育の重要性 人は生れてから數箇年間は全く家庭の人として育てられるので、人格の根柢は最初の教育所たる家庭に於てつ

くられる。従つて、家庭の良否は、幼児の性格に非常な影響を及ぼす。元來、家庭生活は社會生活の縮圖ともいふべく、社會生活上最も必要な共同犠牲心などは、常に家庭に在つて培はれることを思へば、家庭教育の社會的意義の重要さが分るであらう。

家庭教育と學校教育

また長じて學校教育を受けるやうになつても、家庭教育は完了するものではない。世には往々にして、教育といへば學校教育のことであり、學校教育のみを以て教育の全目的が達成される如くに考へる者があるけれども、其の誤解たることは上に述べた通りである。知識を授け技能を教へる上には、學校教育は最上であるかも知れないが、徳器を成就するには、勿論學校と同様に、家庭も其の任務の一半を負ふものである。人は家庭に於て一日の大部分を過すのであるから、若し教育を學校だけに委ねて、家庭がそれに無關心であるなら、やがて恐るべき結果を招く

○家庭教育と犠牲の任務を問ふ

○家庭教育と學校教育との關係を問ふ

ばかりである。之は小學校教育の時期に於て特にさうであるが、併し中等教育以上の時期に於ても忘れてならない重大事である。即ち教育上、學校と家庭との協力の必要なことは、如何なる時期にも變りがないのである。

家庭教育に對する我が國の通弊

然るに、現今我が國に於ては、教育上に於ける家庭の任務がとかく等閑に附せられる嫌があるのは、返すくも遺憾である。尤も小學校教育の時期に於ては、家庭教育の必要は可なり廣く進められ、學校と家庭との聯絡や、兩者の協力範圍に關して研究も行はれ、實際上の盡力もなされてゐるが、それ以上の時期に至つては、極めて輕視されてゐる。中には子女の教育は全然學校に任せきりにし、更に學校の努力を家庭が打壊すやうなのさへある。之は甚だしい心得違である。

○我が國では何故に家庭教育を重んじないか

(三) 學校教育

義務教育

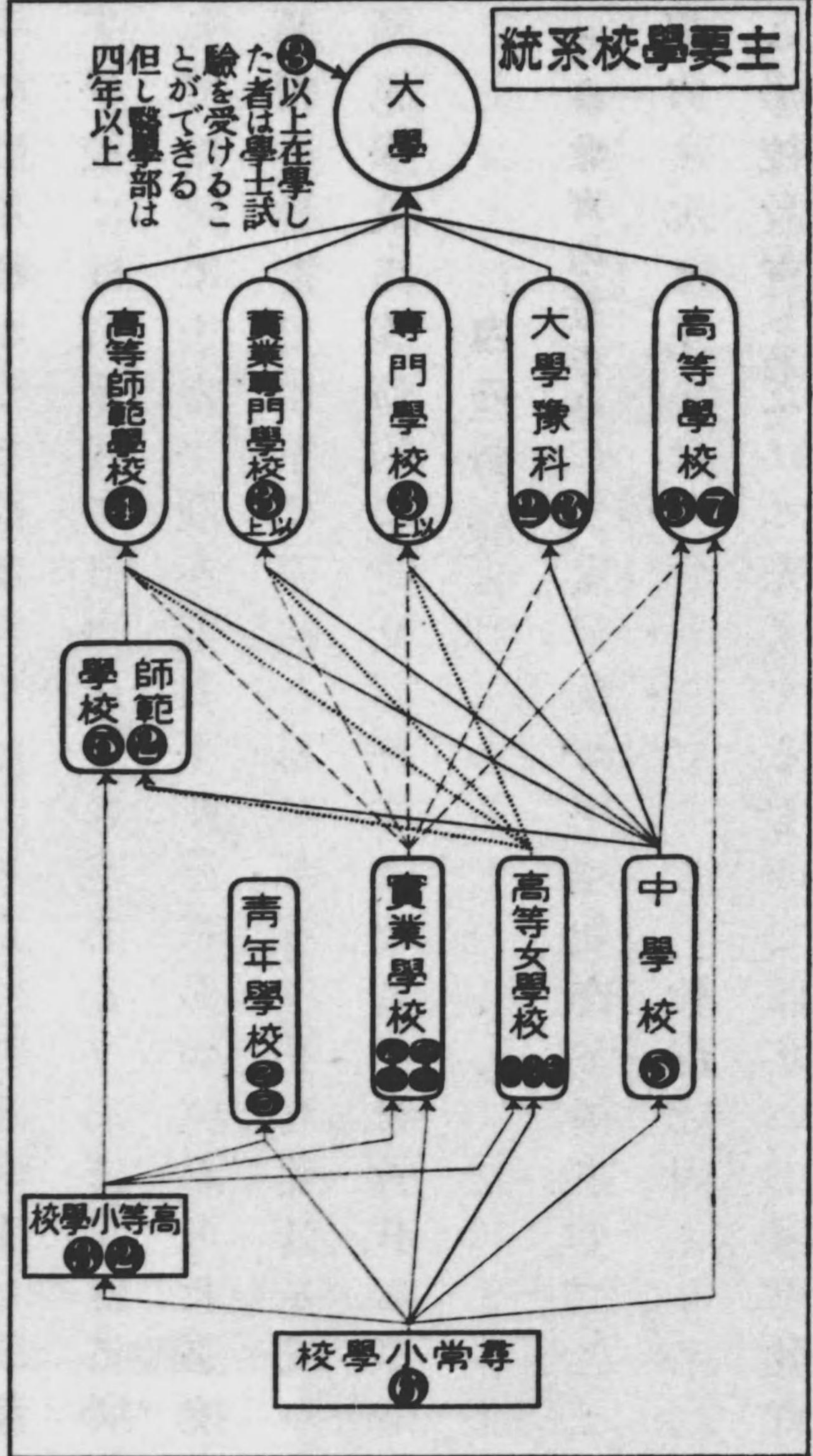
家庭教育と相並んで、互に相扶けつゝ、行はるべきものは學校教育である。學校教育には義務教育とさうでない教育とがある。すべて教育は幼少の時代から秩序正しく組織的にすべきであり、また萬人にとつて必要とされるものであるから、皆一樣に之を受けなくてはならない。そこで、普通教育は義務教育として國民一般に互つて其の子女に之を施すことにするのが、文明國一般の例である。我が國でも小學校教育六箇年は義務教育として、國家の監督の下に全國一樣の組織で行はれてゐる。併しかやうに國民に義務的に課せられてゐることは、國民の義務であるといふよりは、寧ろ貴い權利であるといふべく、之によつて國民は何人でも其の子女に對し、國家から普通教育を授けてもらふことが出来るのである。

其の他の學校教育

小學校の卒業者のうちには、中學校、實業學校、高等

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ智識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
(小學校令第一條)
 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ
(小學校令第六條)
 ○教育を義務的にする必要は何れにあるか
 ○小學校教育だけを義務教育とするのは何故か

主要學校系統



⑤以上在學した者は學士試験を受けることが出来る
 ④但し醫學部は四年以上

等女學校などの中等の教育を受ける者もあり、また直ちに實務に

○義務教育の年限は何年が適當であるか

○青年教育の過去及び現在の状況を問ふ
 ○青年學校の教育を義務的として如何

従事する者もある。後者に對し、主として公民教育、職業教育、軍事教練を授けるのが青年教育である。之は青年學校による。歐洲諸國には此の方面の教育に多大の努力をなし、好成績を擧げてゐるものが少からずあり、中には之を義務教育としてゐる國もある。

次に中等教育には普通教育を主とする中學校高等女學校と、實業教育を主とする各種の實業學校(農業學校工業學校商業學校商船學校水産學校など)がある。更に高等教育の爲には高等學校專門學校實業專門學校などがあり、また大學がある。大學には單科大學と綜合大學とがある。なほ特殊の教育を施す學校には盲學校聾啞學校などがある。別に文部省所管以外では陸軍士官學校陸軍大學校海軍兵學校海軍大學校水産講習所神宮皇學館學習院などがある。また教員養成の爲に師範學校高等師範學校及び各種の教員養成所がある。

(四) 社會教育

社會教育の重要性 家庭教育學校教育と相並んで之と互に協力すべきものは社會教育である。教育は固より家庭教育と學校教育とだけで完了するものではない。家庭教育と學

中學校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ爲スヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ養成ニ力ムヘキモノトス

(中學校令第一條)

高等學校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ充實ニ力ムヘキモノトス

(高等學校令第一條)

大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

(大學令第一條)

實業學校ハ實業ニ従事スル者ニ須要ナル智

校教育とが、いはば基礎的・教育的・施すものとするれば、社會人をつくる最後の教育、生涯を通じての不斷の教育は、之を社會教育に求むべきである。殊に社



①東京美術會館 ②新開社内 ③圖書館内 ④青年講習會

識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニ力ムヘキモノトス(實業學校令第一條) 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス專門學校ニ於テハ人格ノ陶冶及團體觀念ノ養成ニ留意スヘキモノトス 以下略

(專門學校令第一條) ○社會教育といふ特殊の教育があるか

會の情勢は日々に變化するから、生々發展して止むことない社會生活を實踐してゆく爲には、絶えず社會的に訓練されなければならぬ。社會教育の必要なのは、之によつて明かである。從來我が國に於ては學校教育を偏重し、爲に家庭教育と同様に、社會教育が忽にされてゐたのは實に歎かましいことである。我等は特に注意して、此の缺點を補ふことに努力すべきである。

社會教育の方法

社會教育上の施設としては、博物館、圖書館などの常設的のもの、講演會、講習會、展覽會などの臨時的なものがある。また男女青年團、婦人會、其他各種の教化團體を結成し、それ等の力によつて社會教育を徹底することが出来る。其他新聞、雜誌、ラヂオ、映畫なども、今日ではそれ／＼社會教育の任務を果してゐる。

新聞・雜誌による社會教育

殊に新聞・雜誌の類は一般の圖書よりも

○學校教育に於ては社會教育は無用であるか
○社會は一の大きな學校であるか
○我が國では何故に社會教育が十分に行はれないか

○圖書館が社會教育に大切な理由を問ふ

○社會教育の立場から現在の映畫を批判せよ
○ラヂオによる社會教育について述べよ

遙に廣く社會にゆき渡り、人は此等を通じて社會の出來事を知り、輿論の趨向を察し、また種々の方面に於ける種々の題目について知識を得、趣味を満足させてゐる實情であるから、社會教育上新聞、雜誌の勢力は實に驚くべきものがある。但し近時の傾向として、新聞、雜誌の報道や記事が社會教育上に及ぼす影響については、深く顧慮すべものがあり、従つて讀者はよく之を批判し、取捨選擇をなすことが大切である。

日常行事による社會教育

社會教育は、右に述べたやうな特殊の施設を通して行はれる以外に、社會生活の日常行事に即しながら、人を社會的に教育して訓練すること、例へば汽車や電車の乗降に於て、音樂場、劇場、其他の公衆的の場所に於て、また集會、其他、人の多く集るすべての機會に於て、常に行はれなくてはならない。なほ議員の選舉など、國民的の公の活動がなされるやうな際に於て

○新聞雜誌を社會教育機關と見ることとは適當であるか
○新聞雜誌の取捨選擇は如何にすればよいか

も、社會教育が必要とされる。要するに、社會的に見て、苟くも人に規律を教へ、節制を教へ、公共心を養はせ、公德を守らせるに足るべき一切の機會に於て、社會教育は行はれ得べく、また行はれなくてはならないのである。

第六 神社

(一) 神社

神社の意義 過去があつての現在である。現在の繁榮は過去の努力の蓄積である。されば、過去に於て我等の祖先が國家社會の建設繁榮の爲に努力されたことに對して、謝恩の意を表するのは當然の事である。此の感謝の念が所謂報本反始の精神である。之が我が國民に固有のものであり、神社は實に其の精神に基づいてゐるのである。即ち我等が祖先の努力の功に對して感謝の念



内宮 外宮

を抱き、之を記念し、永く其の志のある所を承け繼いでゆかうとして、其の神靈を祀つたものが神社である。

神社と宗教

我が國の神社はかやうに國家社會の爲に力を致された我等の祖先を祀つて、之に感恩奉祀の誠を盡さうとする國民道徳に淵源してゐるのであるから、超人的な神佛に歸依して安心立命の境地を得ようと願ふ宗教とは關係がない。従つて、我等は如何なる宗教を信仰するにしても、それに拘らず、國民として常に神社に奉仕することを怠つてはならない。

神社の祭神

神社に祀られてある祭神は

皇祖皇宗の神靈を始め奉り、建國の大業を翼賛し奉つた神々の靈、氏族の祖先神や國家社會に勳功のあつた人々の神靈などである。

神宮

神宮はまた伊勢神宮とも稱し、我が國最高の神社であり、其の待遇は古來他の神社と異なつてゐる。従つて、皇室の御尊崇が最も厚く、皇族が祭主として祭事を總管し給ふ。なほ神宮は皇大神宮(内宮)と豊受大神宮(外宮)に分れ、皇大神宮は皇室の御祖先にまします天照大神を祀り奉り、豊受大神宮は五穀の祖神にまします豊受大神を祀り奉るのである。

社格

神社は其の祭神・由緒などによつて、社格の定がある。社格には官幣社(大社・中社・小社)、別格官幣社、國幣社(大社・中社・小社)及び府縣社、郷社、村社がある。別格官幣社は明治維新後國家の忠臣を祀つたもので、靖國神社、談山神社、護王神社、湊川神社などは其の例である。例祭には、官幣社には宮内省から、國幣社には國庫から、それ

○我が國の祭神は人格的であるか
神格的であるか

○社格の區別は何によるか
○神宮に社格はあるか

○靖國神社の祭神について述べよ
○無格社といふものがあるか



①靖國神社臨時大祭 ②健甕神社祭(廣島) ③賀茂祭

ぞれ神饌幣帛料を供進し、府縣社・郷社には府縣から、村社には市町村から、それ／＼幣帛料を供進する例になつてゐる。

氏族制度と氏神

我が國の上代に於ては、社會は數多の氏族を單位として組織され、氏族は上は皇室に仕へ、まためい／＼自己の祖神たる氏神を祀つてゐた。中臣氏が其の祖天兒屋根命を祀り、忌部氏が其の祖太玉命を祀つたなどは、其の例である。後代に及んでは、自己の祖神でなくても、其の氏に

○のがあるか
○神社の職員にはどんなものがあるか

特別の關係のある神を氏神と稱して之を祀つた。源氏が石清水八幡宮を平氏が平野神社を祀つたなどは其の例である。

氏神と郷土

現今では氏神の意義は血族的關係を離れて地理的要素が加はつてゐるがそれは血族的團體制としての氏族制度が壞れて地域的團體制としての村落制度が出来上つたからである。されば現今では郷土の鎮守の神を氏神と稱し其の地域内に居住する者を氏子と呼び氏子は氏神を中心として社會的團結をなしてゐる。氏神を中心とする氏子の郷土的團結は極めて親善的である。殊に其の祭日には親戚故舊を招いて團欒の楽しみを享受するが如きは實に情味の深いものがある。されば我等はよく神社を崇敬し其の祭典を助け境内の清掃などにも力を盡し常に神社の尊嚴を保ち敬神の實を擧げ兼ねて神社をして郷土慰安の中心としたいものである。

(二) 敬神崇祖

我が家族制度と敬神崇祖

敬神の念は我が國民に固有のものであつて之が崇祖の念と一致するのは我等の崇める神々は我等の民族の祖であり氏や家の祖だからである。特に我が國では家族制度が永へに其の生命を有するから其の制度本來の意義から見ても敬神崇祖の念は連綿として絶えることがない。即ち家族制度の精神的基礎をなすものは家を愛することであり家を愛する心は崇祖の念であり崇祖の念は皇祖を崇ぶ心に合致するからである。家族的國家をなす我が國に於てこそ敬神崇祖の精神は同時に國體の基礎をなし國民道德の根幹をなす譯である。

現代の惡思想と我等

現代に於ける個人主義や唯物主義はやゝもすれば我が國民生活の基準たる此の精神的要素を否定しようとするが之は無謀の極である。若し之を否定すればやがて我等の

共同的結合が一般的に否定される結果となることを忘れてはならない。我等國民として別して留意すべき所である。

第七 宗教

(一) 宗教

宗教の必要

人と動物との異なる所は、道德を有すると否とに存することは既に説いた通りである。人は常に道德的に完成された理想人に近づかうとする憧憬を持つてゐる。併し此の理想人となるには、あまりに無力であり、缺點の多いことを知つて、何人も自己について甚だしい心細さを感じずるであらう。其の結果、或超人的な力に縋つて、此の苦惱を脱却し、安心立命の境地に入つて理想の生活に進まうとする希求を持つことになる。宗教は實に此の人間の希求を満たすものである。さうして其の超人間的な力

○人生にはどんな苦惱があるか
○安心立命とはどんな境地か
○宗教と道德との區別を問ふ

が神または佛であつて、何れも無限絶対の存在である。此の全智全能の存在に歸依し、之を信仰する心が一つの組織と掟を持つて外に現はれたものが、即ち宗教である。

人と宗教的信仰

人の生活は物質的方面と精神的方面の二つから成立つてゐる。前者では物質が基礎となつてゐるが、後者では人の心が基礎となつてゐる。されば、人間をたゞ物質の結合に過ぎないと説く唯物的見地は、人間生活の一方面、即ち物質生活の方面の説明になるけれども、精神生活の方面の解決にはならない。人生の精神的方面を解決し、眞に人に安心立命の地位を與へるものは唯心的見地である。さうしてそれはやがて宗教的信仰となり、神人合致の境地に達し、始めて大安心が得られる。此の大安心こそ人生の錨である。錨がなければ船が定まらないやうに、宗教的信仰なしには、人の心は落着を持ち得ないのである。

○宗教は阿片だりといふ論は如何なる見方から生ずるか

我が國の宗教

宗教は各人の心にある宗教的希求に發し、信仰として表現されるものであるが、信仰は社會的には宗門・宗派として區別され、此の區別によつて宗教的體系が出來上つてゐる。現今我が國に行はれてゐる宗教は、教派神道、佛教、基督教などである。

教派神道

教派神道は大體徳川時代末葉から明治初期にかけて我が國に成立した新しい宗教である。現今の教派神道には神道、黒住教、修成派、大社教、扶桑教、實行教、大成教、神習教、御嶽教、神理教、禊教、金光教、天理教があつて、之を十三派神道といふ。

教派神道の教旨

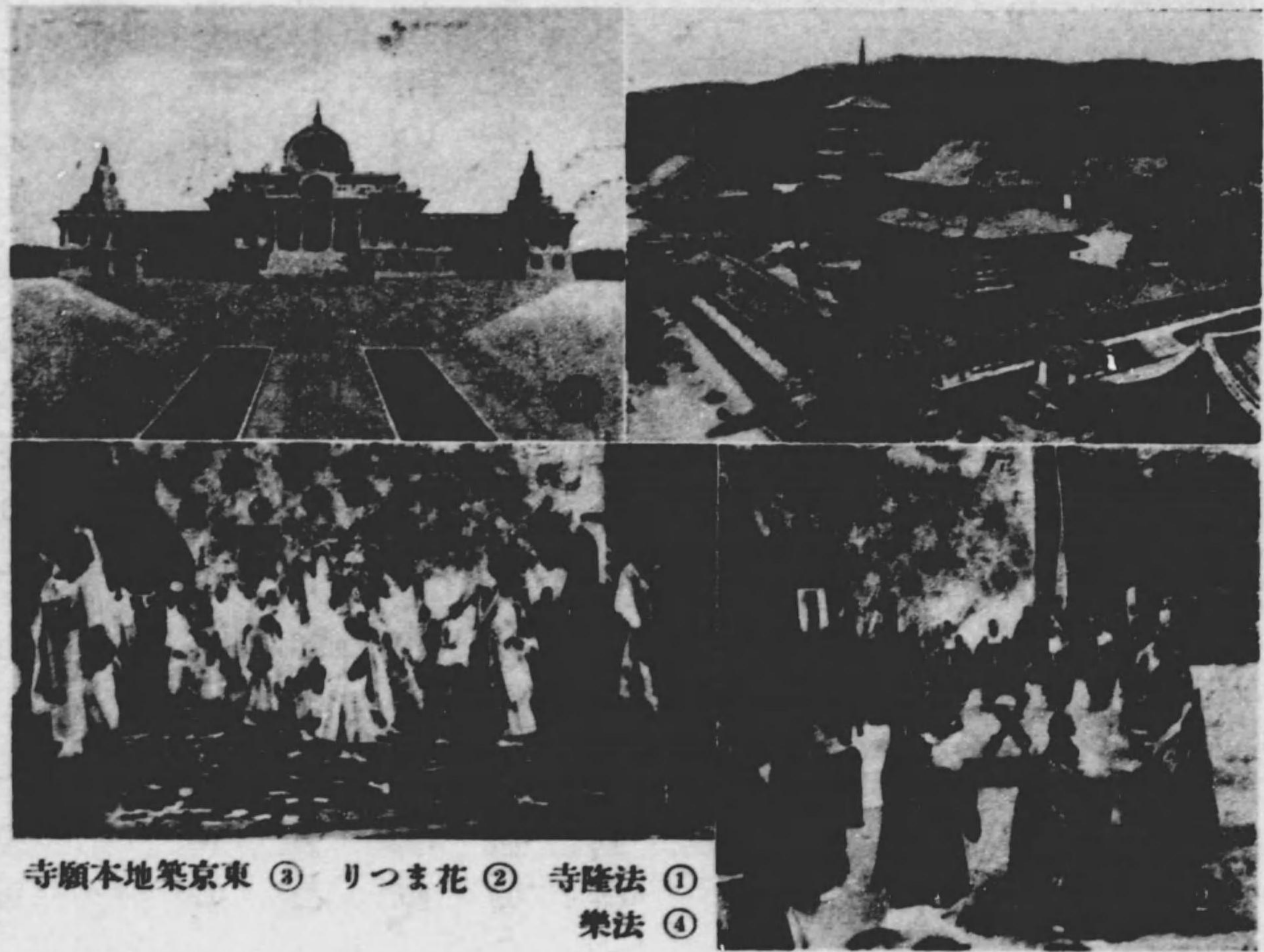
此等はそれ／＼我が民族性を基調とし、多少佛教や儒教の思想を取入れたもので、いはば我が國古來の惟神の道を中心として、之を宗教化したものである。此の教派神道は神社と異なり、教祖教典を有し、宗團としての組織をなして布教傳道に努めてゐる。

○神道と教派神道の區別を問ふ

佛教

佛教は今から凡そ二千五百年前に釋迦の開いた宗教である。釋迦は諸行無常を觀じ、人生を悲觀的に見て、其の苦惱煩悶から解脱しようとし、遂に悟を開いて此の宗教を説いた。釋迦入と
寺 院 行 事

滅後、中央亞細亞支那に弘まり、我が國には欽明天皇の十三年に百濟を経て傳來した。現今、法相宗、華嚴宗、天台宗、眞言宗、融通念佛宗、淨土宗、臨濟宗、曹洞宗、眞宗、日蓮宗、時宗、黃



①法隆寺 ②花まつり ③東京築地本願寺 ④法樂

禰宗などのうちに、更に多くの分派を生じ、公認されたものでも實に五十六派を數へる。

佛教の教旨

佛教の教は大體小乗佛教と大乘佛教とに分けることが出来る。小乗佛教は自ら悟を開いて自らの苦惱を救ふことを目的とし、大乘佛教は自ら悟を開いて自らの苦惱を脱した上は、進んで他人の悟をも開いてやり、衆生を濟度しようとするものである。現に我が國に行はれてゐる佛教は、大乘佛教に屬するものである。

基督教

基督教は今から凡そ千九百年前に基督の説いた宗教である。基督は猶太に生れ、神の子たる自覺を得てからは、愛を根本とする理想主義を説いた。其の教は彼の弟子達が歐洲に入つて傳道した爲に廣く傳はり、更に全世界に弘まるやうになつた。

基督教の傳來

基督教が我が國に傳來したのは足利時代の末葉

○我が國今日の佛教は日本化された佛教であるか

基督教會堂と行事



①基督教會堂の内部 ②前の堂會 ③景光の拜禮

であるが、當時危険性を有すると認められて豊臣秀吉に斥けられ、更に徳川時代に及んで嚴禁され、一時其の影を潛めたが、明治時代になつて復活し、次第に弘まるやうになつた。現今、我が國に行はれてゐる基督教には、天主教、日本基督教會、日本聖公會、日本メソヂスト教會、福音教會、救世軍などの教派がある。

(二) 信教の自由

信仰は我等人間が超人的存在と精神的交渉を

人と信教自由

○豊臣徳川時代に如何に基督教を禁止したか

○救世軍と社會事業について述べよ

持たうとするもので、内面的のものであるから、外部から之に強制を加ふべき性質のものではない。また信仰の對象となるものも、人によつて異なるのが自然であるから、萬人に對して同一の信仰を強制することは正しくない。されば、宗教に對する強制は常に激烈な闘争を生じ、果は國を擧げて宗教闘争の修羅場と化せしめた例も、史上に珍らしくはない。かやうな譯で、人に信仰の自由を認め、從つて信教の自由を認めることは、人をして個人的に安心させ、進んで社會の公安を保持する上に極めて必要である。從つて、現今は信教の自由は廣く認められ、多くの文明國では身體の自由などと共に、社會の根本規律として憲法の上に之を明示するまでになつたのである。

信教自由の保障の眞意義

併し信仰への熱心は、時として國家社會の秩序を無視し、或は人を惑はし世を亂る迷信邪教に陥り易い危

○法律が認めなければ信教の自由はないか
○我が國に於て信教の自由を争かましくいふ必要があるか

険もあるから、信教自由の保障は、國家社會の安寧秩序と兩立し得べき限りに於て認められることは當然である。されば、それは如何なる宗教を信ずることも絶対に自由であるといふ意味ではない。國體國情に反し、社會の秩序を紊り、人心を動搖させるやうな邪教は、嚴に之を禁止すべきはいふまでもない。帝國憲法第二十八條に、日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有スと定めてあるのは、此の旨を明かにしたものである。

信教の態度

我等國民はよく此の道理を辨へ、他の宗派・宗門を排斥したり、之に容喙したりすることなく、また世人を惑はす迷信邪教に迷はされることなく、優れた宗教に歸して信仰の境地を求め、人としての心の安定と、社會的に見た人心の安定とを期し、所謂思想的混亂に陥ることのないやうにしなくてはならない。

○「臣民タルノ義務」に背く宗教とはどんなものか

○迷信とはどんなものか、宗教との區別を問ふ

第八 公安

(一) 警察と公衆

警察の意義

現代に在つては、各人の生活は極めて緊密な關係を有し、相互の行動は直ちに生活に影響する。國家は人の行動の自由を重んじてゐるけれども、社會の安寧秩序を保持し、社會共存共榮の實を擧げる爲には、國家社會全體の利益から見て、それに或程度の制限を加へることが必要である。之によつて、國家は國民の自然の自由を制限して、命令したり強制したりする。かやうな國家の活動を警察といふ。

司法警察と行政警察

警察には犯罪を搜索し、其の證據を集め、犯人を逮捕することを主とする司法警察と、社會の安寧を保持し、風紀衛生、交通を取締ることを主とする行政警察との二方面がある。

此の兩者は國によつては別々の組織になつてゐるが、我が國では同一組織の下に二様の事務を行つてゐる。

警察機關

警察事務を行ふ中央官廳の主なものには内務大臣である。他の各省大臣も、それ〴〵所管の事務に關しては警察權を持つてゐる。また警察事務を行ふ地方官廳は、上に府縣知事（北海道は北海道廳長官、東京府は警視總監）があり、下に警察署長がある。

警察事務

警察事務の内容は甚だ多岐に亙るが、其の主要事項を列擧すれば、大體次の如くである。

一、行政警察事務

- (イ) 保安警察 社會一般の安寧を保持することを目的とするものであつて、例へば集會結社の取締、銃砲、火藥の取締、民衆運動の取締、建築物の取締などである。
- (ロ) 風俗警察 善良の風俗を害する行爲を取締ることを目的と

○行政警察と司法警察とは之を別別にすることがよい

○東京府に特に警察廳を設けた理由を問ふ
○府縣警察官の階級をいへ

行政警察ノ趣意
タル人民ノ凶害ヲ豫防シ安寧ヲ保全スルニアリ
(行政警察規則第一條)

するものであつて、例へば飲食店・興業物などの風紀取締をはじめ、未成年者の飲酒喫煙の取締などである。

(ハ)衛生警察 国民保健に關する取締をなすことを目的とするものであつて、例へば傳染病豫防の爲に豫防注射や種痘を強制したり、患者を隔離したりする外、醫師や藥品の取締、食物の検査取締などである。

(ニ)交通警察 陸上・水上・空中の交通を整理し、其の秩序を保持することを目的とするものであつて、例へば自動車・自轉車・電車・荷車の取締、道路に於ける車道・歩道の區別や、左側通行による交通整理などである。

(ホ)産業警察 國民の經濟生活の發達を阻害するものを除き、産業の發展を保護することを目的とするものであつて、例へば農業上に於ては害蟲驅除、牛馬の取締、山火事防止、工業上に於ては

行政警察豫防ノ
力及ハスシテ
法律ニ背ク者
アルトキ其犯
人ヲ探索逮捕
スルハ司法警
察ノ職務トス
(行政警察規則第四條)

工場法による労働者の保護、商業上に於ては銀行・信託・無盡取引所の取締などである。

二、司法警察事務 犯罪人を搜索して逮捕し、其の犯罪證據を集める事務で、之は検事の指揮命令を受けて活動する。

警察犯處罰令

警察署長は、犯罪の輕微なものは警察犯處罰令に

より、即決を以て三十日以内の拘留または二十圓未満の科料處分をなすことが出来る。若し此の即決處分に不服であれば、正式の裁判を仰ぐことも出来る。警察犯處罰令に掲げられてある事項は、故なくして人の住居に潛伏した者、濫りに他人の身邊に立塞つたり、追隨したりする者、誇大の廣告をする者、面會を強要する者、申込のない新聞雑誌を配布して其の料金を請求する者などに對する處罰規定であつて、一般民衆の日常生活に直接關係することが多いから、平生よく心得て置かなければならない。

○我が國の司法警察は外國に較べて進歩してゐるか

○警察署長に即決處分を許した理由を問ふ

警察官の態度

警察の任務は、歸する所善良な公衆を保護するの
に存する。されば、警察官たる者は常に民衆の保護者であるとい
ふ態度を忘れてはならない。殊に自分は民衆に對して權力を以
て強制を加へるものであることを自覺し、最も行動を慎重にし、權
力の濫用に陥らないやうにすべきである。

警察官に對する公衆の態度

同時に公衆の側に於ても、よく眞劍に
考へ、社會の安寧秩序も風紀衛生も、要するに公衆一般の努力によ
つて保たれるものであり、而も之を保つ原動力は公衆にあつて、警
察はいはばたゞ之を援けて、一層社會生活の安全を期する機關に
外ならないといふ根本の趣旨を十分に會得しなければならぬ。
さうして社會の取締のことは一切警察の任務であるから、一般公
衆は之に任せて置けばよいといふやうな從來の弊風は、速に一掃
すべきである。かくてこそ、一般公衆と警察官とは常に心を一に

○何故に我が國で
は警察官と公衆
とがもつと調音
的になれないか

して、互に相扶けるやうになり、一方は治者で他方は被治者である
といふやうな對立した心持は消え失せるであらう。

國民反省の必要

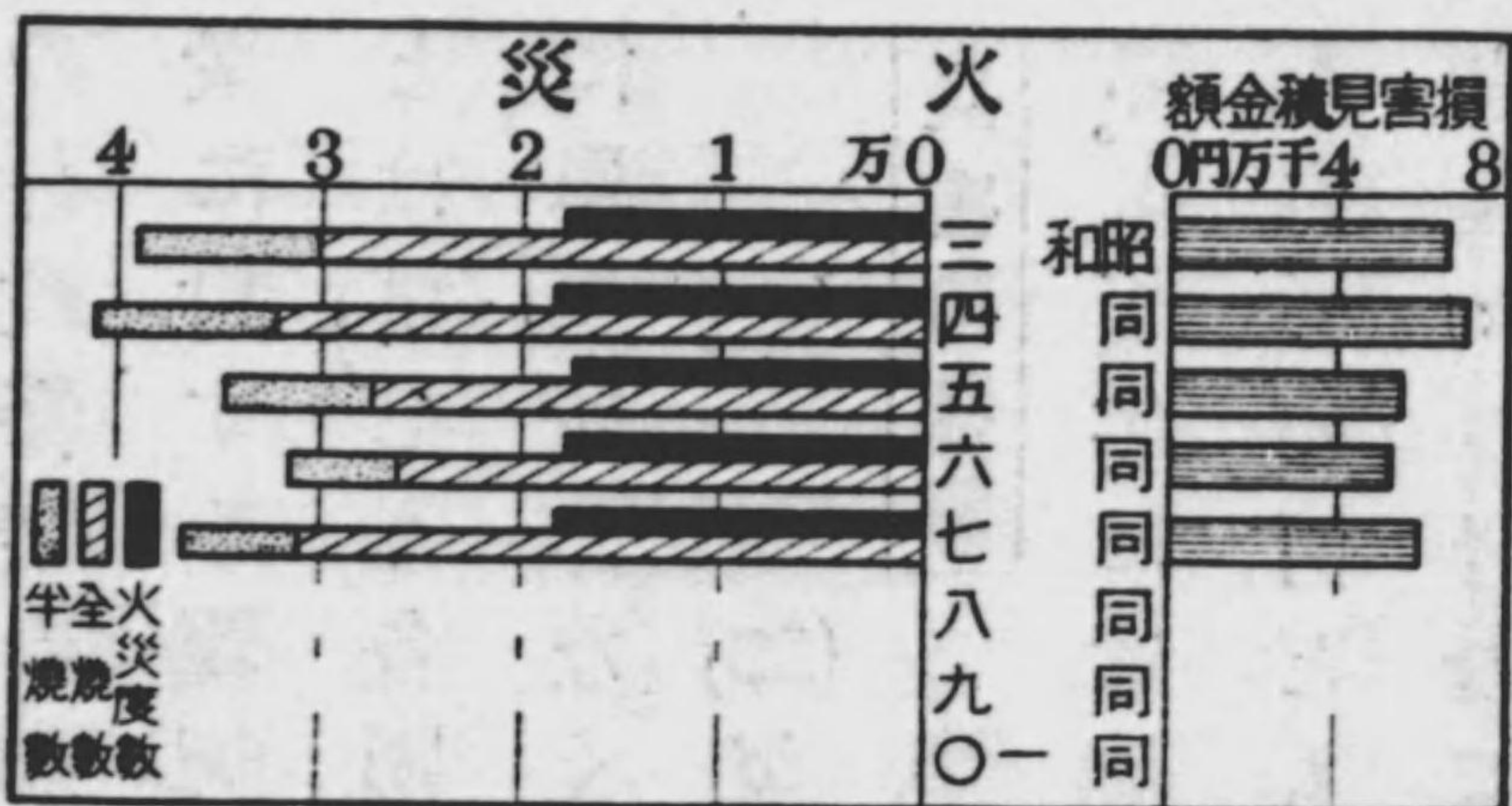
我が國の實情に於ては、此の兩者の關係がとか
く圓滿を缺く嫌があるのは甚だ遺憾である。此の點につき、英國
の行政警察の如きは世界の模範たるものであり、警察官の一般公
衆に對する親切な態度と、一般公衆の警察官に對する友誼的態度
とは、齊しく各國の羨望する所である。我が國の如きは、此の點特
に學ぶ所がなくてはならない。

(二) 災害防止

災害の種類

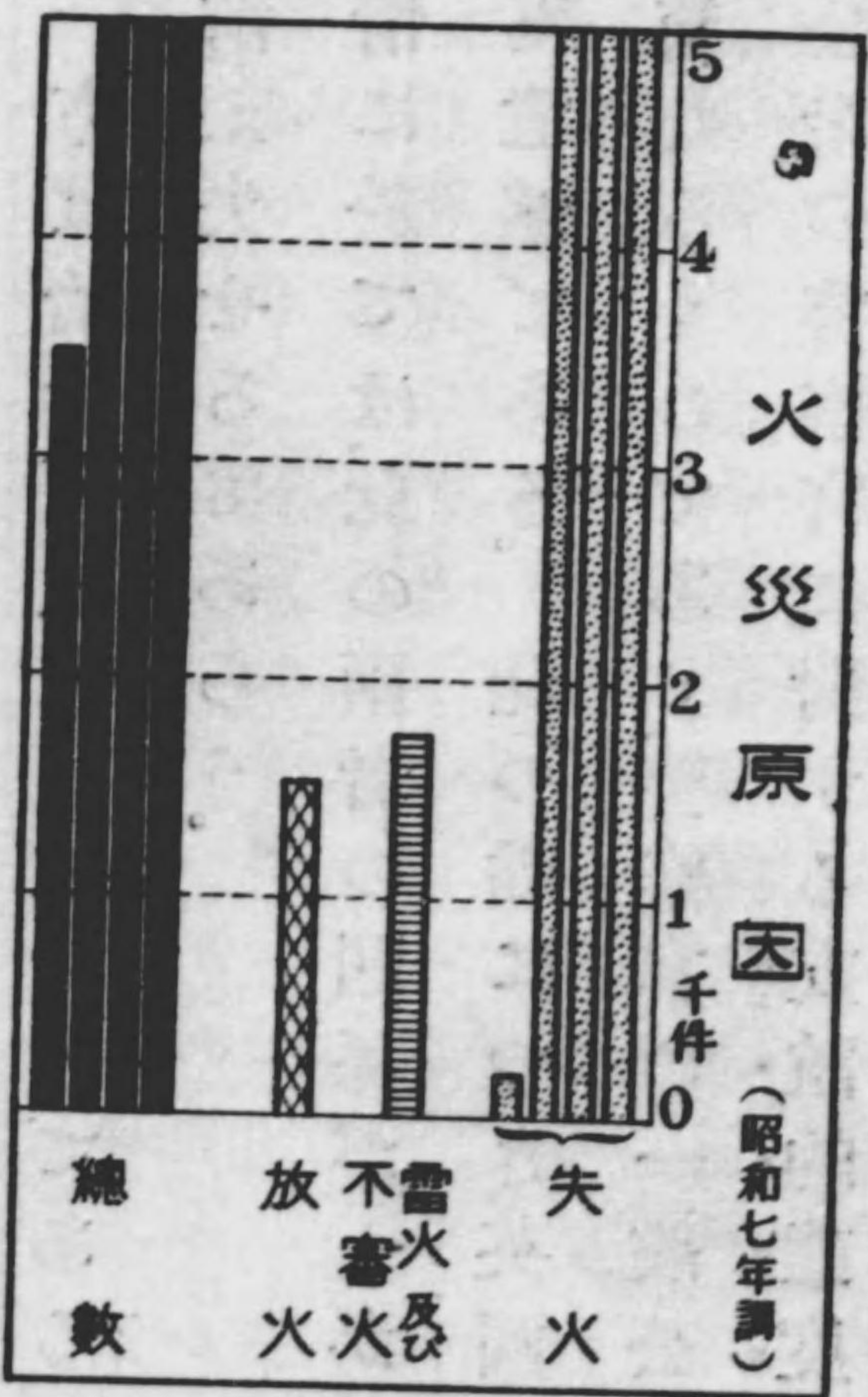
警察事務のうちで、災害防止は重要なものの一であ
る。災害には地震、海嘯、暴風雨の如き、其の性質が不可抗力で、到底
人力の如何ともすることの出来ないものもあるけれども、それ
も人々の努力によつて、其の被害を軽減することが出来る。殊に

○不可抗力と見ら
れてゐるものが
果して皆不可
力であるか



火災・水害・盗難などの如きは、人々の注意と努力によつて之を豫防し、または被害を著しく軽減することが出来るのである。

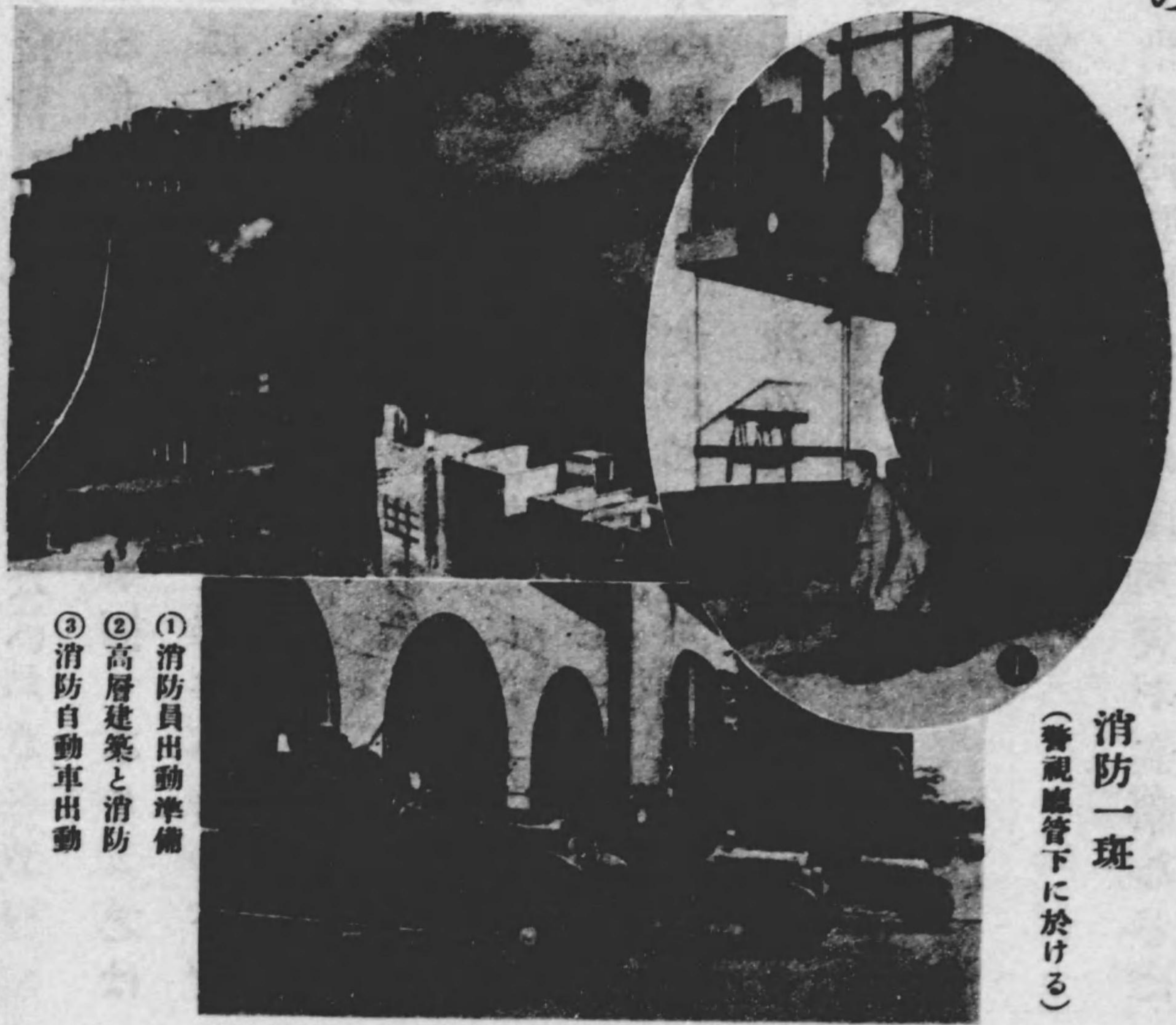
火災防止 我が國に於て最も頻繁に起る災害は火災であつて、其の損害額は年々一億圓以上に達し、全く他國に例のない所である。而も火災の大部分が不注意に原因するといふに至つては、我等は火氣の取扱について、は平



○我が國には何故に火災が多いか
府縣知事ハ職權又ハ市町村ノ

また消防の施設、消防組の組織を完備し、之が訓練を積むことも極めて必要である。

風水害防止 風水害も年々各地に互つて、河水の氾濫、堤防の決潰、橋梁の家屋の流失、人畜の死傷、農作物の損害など、極めて大きい。此等の災害を防止するには、山林の保安、砂防工事、氣象通報などをも十分にし、且一



消防一斑 (警視廳管下に於ける)

- ① 消防員出動準備
- ② 高層建築と消防
- ③ 消防自動車出動

申請ニ依リ火災ノ警戒防禦ノ爲メ消防組ヲ施設スルコトヲ得 (消防組規則第一條)
○我が國に風水害の多い理由を述べよ

般民衆が共同一致して之に當らなくてはならない。

盗難防止

盗難の多いことも我が國に著しい事柄である。之は固より家屋の不完全なものにもよるが、盗難防止は警察の力と一般人の注意とによつて遺憾のないやうにしたいものである。竊盜や強盜を働く人の心事の陋劣で憎惡すべきは勿論であるけれども、盗難事件の多い事實は、單に盜を働く人の性惡にばかり基づくのでなく、社會生活一般の状態にも彼等をして乘じさせる隙がある爲であるから、我等は其の隙をなくすること、即ち社會生活一般を健全な状態に置くことに特に意を注がなくてはならない。それは警察の任務であるよりも、寧ろ我等各自の個人として、及び社會公人としての任務である。

(三) 公衆衛生

個人衛生と公衆衛生

公安維持に肝要なものは、天災や盗難などに

○盗難防止法とは如何なる法律か

○社會生活の見地から盗人の心理を批判せよ

對する備ばかりではない。貧困や盗難の如きは、いはば社會の疾病であるから、此等を防止するに努めると同時に、各人の疾病防止の手段を講ずることが大切である。即ち疾病防止は、各個人に於て常に衛生に注意して、健康保持を怠らないやうにすることを以て本とすべきであるが、併し現代の社會生活に於ては、かく一身一家の保健を主眼とする個人衛生だけでは、思つたほど役に立たないものである。個人衛生と共に、社會全體の保健を重視する公衆衛生を進めることが緊急事である。

公衆衛生の實際

現代社會生活に於ては、都會の如く多人數が密集して生活してゐる場合は、勿論、田舎に在つても、河水を共用したり、集會をしたり、旅行をしたりして、他との交渉も淺くないので、一度傳染病でも發生すれば、忽ち蔓延する危険が多い。従つて、人々は疾病の社會性を認め、之に對して意を用ひなくてはならない。

未成年者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

以下略

未成年者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

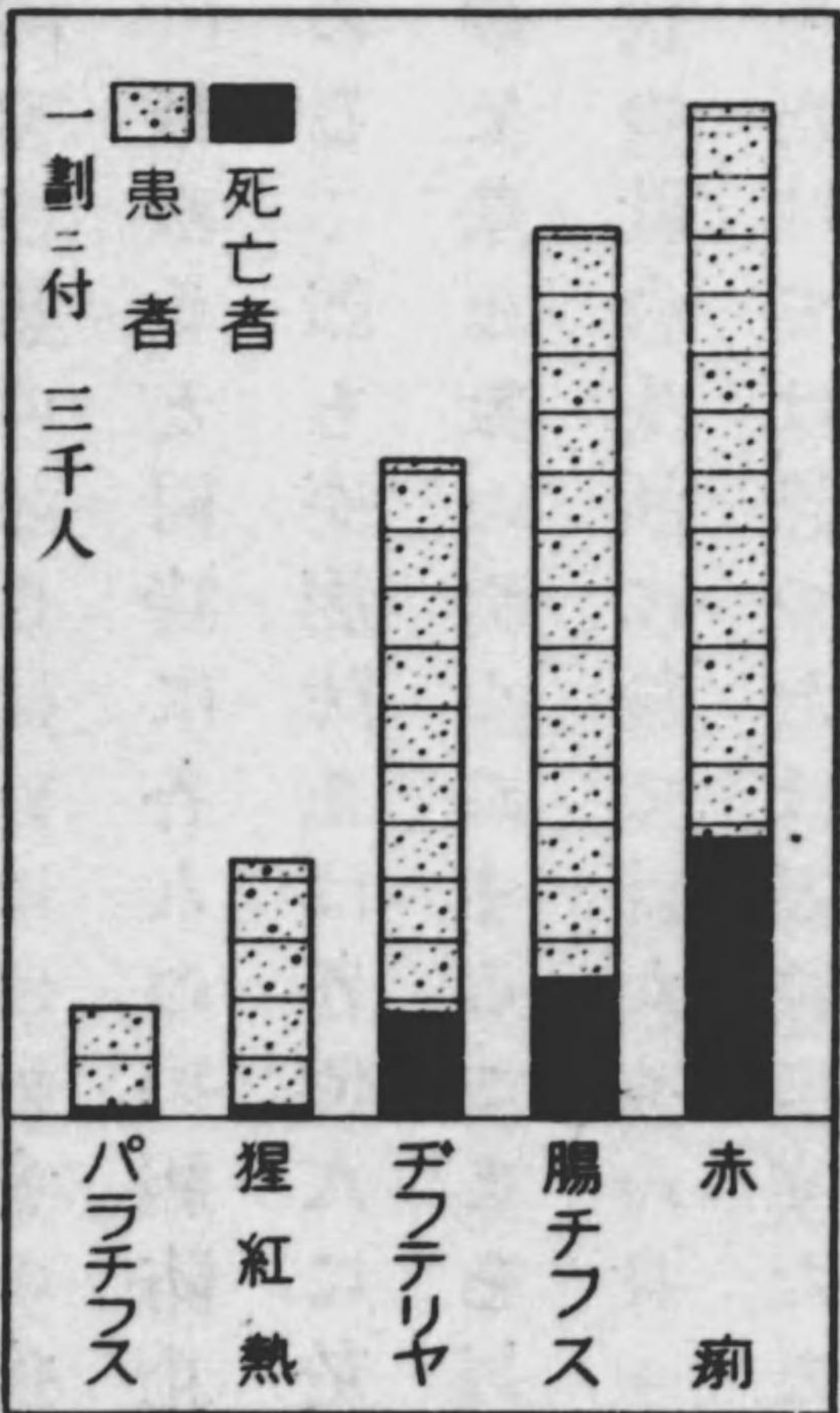
○個人衛生と公衆衛生とは別個のものか

○疾病の社會性とは何か

公衆衛生の必要な所以はこゝに存する。やゝもすれば肺結核國とか、寄生蟲國とか呼ばれる我が國に於ては、公衆衛生は特に注意すべきことである。

公衆衛生を進める方法

疾病を驅逐し、社會全般の保健を進めるには、傳染病院や結核療養所などの社會的施設の完備を圖ることも必要であるが、それよりも更に大切なことは、公衆衛生思想の向上である。公衆衛生思想が國民の間に普及すれば、傳染病患者を隠蔽し、保菌者が往來を濶歩するが如きこともなく、また肺結核患者が汽車・電車の車内で啖唾を吐き散らし、河川のほとりに住む者が汚物を水中に捨てるなどもなくなつて、社會一般の



○我が國には肺結核、寄生蟲病などが何故に多いか

○我が國民の公衆衛生思想は歐米に比して劣つてゐるか

不安は著しく取除かれるであらう。要するに、國民の保健も公の施設や警察の力のみ任せず、一般公衆が社會共存共榮の根本精神に立返つて、協力一致して之に當ることを要する。かくてこそよく公安が維持され、個人生活の安全も期し得られるのである。

第九 地方自治

(一) 地方自治の沿革

自治の意義

自治といふ言葉は、個人が自ら身を修めることにも、または公共的團體の事務を共同自律的に行ふことにもなるけれども、今日後者の意に用ひられる共同事務は、團體所屬の各人の自治的態度が定まらなければ都合よく處理されないから、兩者の間には密接な關係がある。共同事務の自治的の處理といふ意味は、之を廣義に解すれば、其の公共的團體の種類を問はないけれども、

○公共團體とは如何なるものであるか

之を狭義に解すれば、其の公共的團體を市町村のやうな行政團體に限り、従つて自治の意義を地方自治行政に限ることになる。現今では主として狭義のものに解されてゐるけれども、其の以外のもの、例へば商工會議所、農會、産業組合などの自治的産業機關の類も、社會的重要性が増しつゝあるので、將來は其の方面の自治をも含めて考へるやうになるであらう。

自治制の發達

我が國に於ける自治の制度は、其の起源は頗る古いが、併し地方公共團體として家々の團結を認め、其の間に相互扶助と自衛との精神が顯著になつたのは、先づ徳川時代を推すべきであらう。即ち町村の組織が自治的になつて、庄屋名主などを人民のうちから選び、なほ百姓寄合を設け、或は五人組の制を建てなとして、隣保相頼るやうにした。明治維新を経て、社會の實情も一變し、遂に新しい行政上の自治制度が建てられ、今日のやうな府縣

○我が國にも自治の根柢は昔からあつたか

制市制町村制の自治制が生れたのである。

(二) 地方自治の精神

自治制運用の要素

自治制に於ては、公共的團體の事務を其の所屬各員が共同に行ふから、其の特性として、其の團體の特殊の事情に最も適應した處置を採ることが出来る。併し此の制度が其の特性をよく發揮することが出来るか否かは、一に其の所屬各員の自治的精神と自治的訓練とが、よく具はつてゐるか否かによつて定まる。固より自治組織其のものの整備如何も大いに關係するけれども、之を運用する精神と働とが更に大切である。されば、地方自治行政の實績は、専ら其の区域内に居住する公民一般の自治精神と、自治的訓練とにあるから、公民が公務に参加することは、自己の權利であると同時に義務であるといふ心得がなければならぬ。實に地方自治制は、公民のかやうな態度によつてのみ、其の美

○組織と運用との關係を問ふ

果を結ぶことが出来るのである。

自治教育の必要

我が國に自治制が布かれてから既に約五十年を經過した。其の間自治行政は多少見るべきものもあつたけれども、諸外國のそれに比して、まだ遺憾な點が少くない。就中、自治行政の根本である自治精神に缺けてゐることは、深く反省すべき所である。従つて、今後は更に自治教育に力を注ぎ、大いに自治精神を養ひ、之が訓練を積むべきである。それには先づ社會一般の人が自治行政に對して、より以上の關心を持ち、之を見ることが恰も自己の事を見ろといふ風になることが肝腎である。すべて自治制に在つては、所屬各員が之に對して冷淡無頓着であることほど忌むべきものはない。自治教育によつて、それ等の反公共的な我利的行動を一掃すべきは勿論である。

自治の精神

地方自治の成績は一に公民一般の自治精神にかゝ

○自治教育と公民教育との關係を問ふ

つてゐるが、然らば自治精神とは如何なるものであるか。自治精神は、たゞ自己の事さへ他人の厄介にならないで、立派になし果せばそれでよいといふが如きものではない。それでは單純な個人主義である。共同的自治は、他人との聯關による團體のうち成立つから、人は自己の事をなすと共に、他人の事をも考へ、團體全體の安寧幸福の爲には、場合によつては自己の利益を犠牲にすることを厭はないといふ精神がなければならぬ。此の精神がやがて自治精神である。さうしてかやうな自治精神を養ふには、人は團體の利益を増すことによつて自己の利益をも増し、全體としての大なる自由を得ることによつて自己の自由をも得、全般の進歩が即ち自己の進歩であることを認識することが最も大切である。

地方自治と國家

地方自治體の公民が此の精神で相互扶助を實行してゆけば、立派な自治の實が結ばれる。更に國家繁榮の基礎

○各人が皆自己の事を立派に成し、成れば自治は成立つてはなにか

も、要するに此の地方自治の精神の擴大に外ならないことを思へば、此の精神が國家の爲にも如何に大切であるかが理解されよう。

(三) 我が郷土

愛郷心

人は自己の生れた土地、成長した土地、永く住んだ土地を郷土として愛慕する心を持つてゐる。此の情は人情の自然に出るものであり、また理性の發達するに従つてますます強くやつてゆくものである。即ち愛郷心は何人にも先天的に具はつてゐて、また後天的に養はれるものである。但し此の心は、郷里に住んでゐる間はさほど強く感じられないけれども、一度郷里を離れると、しみじみと體得されるものである。

地方自治と愛郷心

地方自治の精神は愛郷の精神に立脚してゐる。元來我が市町村を我が郷土として愛し、之が向上を圖らうとする心が、發して地方自治の精神となるのである。即ち愛郷心も

初めの間は郷土を慕ふ程度に止まつてゐるけれども、次第に理性によつて教養され、遂には郷土の向上と繁榮を圖らうといふ氣持が強くなつて來る。此の氣持が己を捨てて郷土の爲に盡さうといふ奉公の精神となる。こゝに地方自治の精神が見られるのである。即ち地方自治の精神は、此の愛郷心を培土として、其の上に育成されるといつてよい。此の事は農山漁村に於て特に明かに見られるけれども、都市に於ても同様である。要するに、村や町や市を愛すればこそ、其の自治行政に力が入るのである。

定住生活と愛郷心

人類がまだ狩獵や漁撈を事としてゐた時代、次いで幼稚な牧畜を業としてゐた時代には、其の生活が漂泊的であつて定住的でないから、郷土の觀念がなく、愛郷心も起らなかつた。然るに、農業時代に入ると共に、人は定住生活を營むやうになり、ここに家といふ觀念が發達し、家が郷土といふ一小社會を形づくる

○農山漁村の人は都市の人よりも愛郷心が強い

○農業時代と郷土觀念との關係を考へてみよ

單位となるに至つて、我が家、我が郷里を愛しないではゐられない心が強くなつて來た。殊に封建制度が發達するに従ひ、元來が此の制度は領土とか土地とかいふ觀念を離れて成立し得ないものであるから、愛郷心は抜くべからざるものとなつたのである。

我等と愛郷心

今日は右に述べる所と全く變つた時代ではあるけれども、併し我等には家があり、また郷土がある。さうして我等がそれを愛慕するのは、おのづからなる人としての感情であり、而も其の感情が我等の活動の楔子となり、我等を無責任と放縱と墮落とから救つてくれてゐる。之を思へば、我等は郷土の向上發展に資するやう努力しなければならぬ。

移動生活と愛郷心

愛郷心は人に缺くべからざるものなのにも拘らず、人は境遇・職業によつては、知らず識らずの間に之を失つてしまふことがある。例へば、其の職業が不定・住的な商業や労働で

○郷土に愛がれぬと職業には如何

あつたりする關係から、郷里といふ觀念の薄らいでゐる者もないではない。若しさういふ境遇に子弟として生長すれば、愛郷心の

なるものがあるか

缺如することは當然である。現今の労働者にはかやうな者が少からずあり、無産者は郷里を有しない。といふ言葉さへもある。かやうな傾向について、深く考慮する所がなくてはならない。

偏狭な愛郷心の排斥

かくの如く、漂泊的な生活から起る愛郷心の缺乏も困るけれども、反對に愛郷心の強いあまりに狭量頑固に流れるのも恐るべきである。之は愛郷心の名だけはあつても、實は排他心や誤つた自尊心であり、延いては活動が鈍り、卑屈姑息となり、安逸的な氣風に溺れるやうにもなる。特に海外發展の急務に迫られてゐる我が國では、國民が偏狭な愛郷心に囚はれて、濶達の氣を失ひ、國民的發展を忘れるやうになることは大禁物である。

愛郷心と愛國心との關係

愛郷心こそは地方自治の根柢であるが、

○漂泊生活をする者に愛郷心を養はしめるにはどうすればよいか

之はまた其のまゝ擴大されて愛國心となり、國家發展の根柢をなしてゐる。何となれば、己を捨てて郷土の爲に盡さうとする心持が擴大されて、國の爲に己を捨てて盡さうとする奉公の精神、即ち愛國心となるからである。元來郷土とか郷里とか故郷とかいふ言葉の意味は、他に對する關係であつて、廣くとも狭くもとれる。他村に對しては自分の村が郷土であり、他縣に對しては自分の縣が郷里であり、他國に對して自分の國は郷土である。廣い意味の郷土である國を思ふ愛情が愛國心であるから、愛郷心も愛國心も全く同一のものである。従つて、愛郷心が先天的の心持であるやうに、愛國心も先天的の心持であり、また愛郷心が社會的に養成されるやうに、愛國心も社會的に養成される。さうして地方自治體の繁榮が愛郷心に基づくやうに、國家の繁榮も愛國心によることを忘れてはならない。

○愛郷心がなくて
も愛國心はあり
得るか

第十 市町村

(一) 市町村の自治

地方自治の基礎

地方自治は市町村の自治を以て其の基礎としてゐる。蓋し我等の社會的生活は、地・域・的・の・共・同・組・織としては先づ市町村を形づくり、之を以て自治的、共・同・生・活の第一歩とするからである。従つて、また市町村の自治は地方自治制に在つては最も重要な地位を占め、それがよく完備して圓滑に進行すると否とは、地方自治一般の進歩の程度を決定するに足るものである。

市町村の構成

市町村は土地と人民と自治權とによつて成立つ團體である。

(一) 土・地は市町村の區域を定めるものであり、それには固より大小があつて一様ではない。

○市町村は何故に
自治的に治めな
くてはならぬか

(二) 人民は市町村内に在る人を總括し、大體其の數の多少によつて、市と町と村とに區別される。

(三) 市町村の自治權は、法律の範圍内に於て、市町村が自己の意思を以て自己所屬の一般公共事務を處理する權能である。此の自治權によつて、市町村は其の住民の權利義務を定め、事務を處理する爲に條例及び規則を設けることが出来る。

市町村の法人格

市町村は國家から與へられた自治權によつて、一定範圍の事務について、自主的に決定する力を持つてゐる。換言すれば、市町村は權利を有し義務を負ふ法律上の人格を有する。それは、人々が權利義務のある法律上の人格を有すると同じであり、之を自然人に對して法人といふ。法人には私法人と公法人とがある。市町村は國家の統治權の

○條例及び規則とはどんなものか

市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

(市制第二條)
勅令ヲ以テ指定スル市ノ區ハ之ヲ法人トス

作用を行ふものであるから、公法人に屬する。

(二) 公民

住民と公民

市町村内に住所を有する者を住民といふ。住民は市町村費を負擔する義務を負ふと共に、市町村の財産や營造物を共用する權利を有する。また帝國臣民たる二十歳以上の男子で、二年以上其の市町村の住民たる者を其の市町村の公民といふ。但し、(一) 禁治産者及び準禁治産者、(二) 破産者でまだ復權しない者、(三) 貧困の爲に生活上公私の救助を受けまたは扶助を受ける者、(四) 一定の住居を有しない者、(五) 六年以上の懲役または禁錮の刑に處せられた者などは公民たることが出来ない。なほ公民たることの出来る資格のうち、在住年數に關する制限は、市町村會の決議を以て免除することが出る。また公民でない者も、市町村長助役、收入役に選任

其財産及營造物ニ關スル事務其ノ他法令ニ依リ區ニ屬スル事務ヲ處理ス 以下略

(市制第六條)

町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ處理ス

(町村制第二條)

○市町村の外に法人があるか
○公法人と私法人との區別を問ふ
○營造物とは何か
○禁治産者と準禁治産者との區別及び懲役と禁錮との區別を問ふ
○公民の資格の年數をもつと低下し在住年數を更に短縮しては如何

されたときは、市町村の公民たる資格を取得する。

公民の権利義務

公民は、(一)市町村の選挙に参与する権利、(二)市町村の名譽職に選挙される権利を有する。之と同時に、市町村の名譽職に選ばれた際には、之を擔任する義務を負ひ、一定の理由がなければ辭することが出来ない。一定の理由とは、(一)疾病に罹つて公務に堪へないこと、(二)業務の爲に常に其の市町村に住居し得ないこと、(三)年齢六十歳以上の者、(四)官公職の爲に市町村の公務を執行し得ない者、(五)四年以上名譽職市町村吏員名譽職參事會員市町村會議員または區會議員の職に任じ、其の後同一の期間を経過しない者、(六)其の他、市町村會の議決によつて、正當の理由があると認められた者、之である。かやうな理由がないのに名譽職擔任の義務を果さない者に對しては、市町村會は一年以上四年以下の期間、其の市町村公民權を停止することが出来る。

○市町村の名譽職とは如何なる職か

○市町村公民に名譽職擔任の義務を強制せしめてゐる理由を問ふ

公民の道徳的責任

公民の權利義務が定められてあるのは、すべて公民をして齊しく市町村の自治に參與することを得させ、其の共同責任として自治の効果を發揮させようとする爲であるから、苟くも公民たる者は其の期待に背かないやうに、銳意自治の爲に盡す責任を有する。それはたゞ法令によつて定められた權利義務だといふ意味からだけでなく、之を完全に果すのは公民たる道徳的責任からであるといふ觀念を、確實に養ひ上げなくてはならない。蓋し選挙權と被選挙權とは、權利であると同時に義務である。此の權利を抛棄せず、また之を蔑にしないことは、公民としての深い道徳的自覺に俟つべきである。「清き一票は之を與へるのも受けるのも、共に奉公の至誠によることが必要である。」

公民の政治的覺醒

市町村の自治が完全に行はれることは、やがて國家憲政の基礎が確立される所以であつて、國家生活の政治的發

○公民の權利は之を抛棄しても差支ないか
○我が國民は何故に選挙權を餘り尊重しないか

達はたゞ此の基礎の上に於てだけ可能である。近時の青年にはとかく政治に冷淡な氣風があるが、それは政治を他所事と考へる誤から生ずるのである。政治は自分達共同の事務に外ならない。そもく地方自治體は自分達共同のものではないか。國家とてもそれは國民の共同生活の完備した體系に外ならない。自分達の共同事務を他所事のやうにして、どうして人格的生存の意義が完成されようか。くれぐれも戒むべきことである。

(三) 議員の選舉

自治の第一發現 市町村の公民は其の權利としてまた義務として、議員の選舉を行はなくてはならない。之がいはば市町村自治の第一歩である。然らば議員の選舉は如何にして行はれるか。

選舉人名簿 市町村長は毎年九月十五日現在により、**選舉人名簿**を調製して、十一月五日から十五日間、毎日選舉有權者の縦覽に供

○自治行政は憲政の基礎であるといふ理由如何

○政治を専門の職業のやうに考へる者即ち所謂政治屋の體態によつて生ずる弊害を問ふ

○自治は何故に選舉を必要とするか

○選舉人名簿の重要な理由を述べよ

する。選舉人は名簿を閲覽し、若し錯誤脱落などのあるときは、縦覽期間内に市町村長に訂正の申立をすることが出来る。名簿は十二月二十五日を以て確定し、其の後は修正することが出来ない。

選舉 市町村長は**選舉長**となつて選舉を開閉し、其の取締をする。市町村長は選舉の公平を期する爲に、選舉人のうちから二人乃至四人の**選舉立會人**を選定して、之に立會はせる。投票は制規の手續によつて行はれる。投票は固より自由で、選舉場に於て所定の用紙を受け、**單記無記名**で投票函に投入する。また**開票**は市町村長の告示によつて日時を明かにし、投票函を開いて**選舉立會人**と共に點檢し、最も多數の有効投票を得た者から定員數を取つて**當選者**を定める。當選者が定まれば、市町村長は之を當選者に告知し、其の住所氏名を告示する。告知を受けた者が五日以内に之れを辭する旨を申出でなければ、當選を承諾したものと認めら

○單記無記名とはどんな方法か
○候補者たる届出をしない者に投票しても差支ないか

れる。

(四) 市町村會

自治團體の意思決定 自治團體が其の存在の目的を果す爲に事務を行ふについては、事に應じて其の團體としての意思を決定しなくてはならない。此の意思決定は、自治團體の性質上から見て、共同的に行はれなくてはならないが、さうかといつて、團體所屬員全部が直接に之に携はることは出来ない。そこで、自治團體に於ては常に適當な機關を設けて、其の意思決定の任に當らせる。市町村會は實に市町村の團體的意思の決定機關である。之は公民が代表者を選出して組織する所である。

選舉權 市町村會は市町村會議員によつて組織される。市町村會議員は直接に公民から選舉され、任期は四箇年である。

○團體意思の決定とは如何なることか

市會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス

其の選舉權は市町村の公民悉くが之を有するけれども、公民權を停止された者、陸海軍人で現役中の者、戦時または事變に際し應召中の者、兵籍に編入されてゐる學生、生徒、志願により國民軍に編入されてゐる者は例外である。

被選舉權 市町村會議員の被選舉權は選舉權を有する市町村の公民にあるが、在職の判事、檢事、警察官吏、收稅官吏などにはそれがない。また選舉事務に關係ある官吏、市町村の有給吏員は、關係區域内に於ては被選舉權がない。また市町村有給吏員、教員、其の他職員で在職中の者は、其の市町村の議員を兼ねることは出来ない。

市町村會の組織招集 市町村會議員が定めれば、市會に於ては議長、副議長を選舉し、町村會に於ては町村長が議長となり、町村長に故障あるときは町村助役が、また町村長助役共に故障

- 議員ノ定數左ノ如シ
- 一 人口五萬未滿ノ市 三十人
 - 二 人口五萬以上十萬未滿ノ市 三十六人
 - 三 人口十五萬以上二十萬未滿ノ市 四十人
 - 四 人口二十萬以上三十萬未滿ノ市 四十四人
 - 五 人口三十萬以上ノ市 四十八人
- 人口三十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口十萬、人口五十萬ヲ超ユル市ニ於テハ人口二十萬ヲ加フル毎ニ議員四人ヲ増加ス
- 議員ノ定數ハ市條例ヲ以テ特ニ之ヲ増減

あるときは年長の議員が之に當り、臨時假議長を選挙して議事を整理する。市町村會は市町村長が之を招集する。但し議員の三分の一以上の請求があるときは、之を招集しなくてはならない定である。

市町村會の議決權

市町村會は議員總數の半數以上出席しなければ、會議を開いて議決することが出来ない。議事は出席議員の過半數で決し、可否同數のときは議長が決する。會議は公開するのを原則とするけれども、議長の意見により、また議員二名以上から發議のあつたときは、傍聽を禁止することが出来る。

市町村會は市町村に關する事件、及び法律、勅令により其の權限に屬する事件を議決する。さうして其の議決すべき事件は主として次の如くである。

スルコトヲ得以下略

(市制第一三條)

町村會議員ハ其ノ被選

舉權アル者ニ就キ選

舉人之ヲ選舉ス

議員ノ定數左ノ如シ

一 (削除)

二 人口五千未満ノ

町村 十二人

三 人口五千以上一

萬未満ノ町村

十八人

四 人口一萬以上二

萬未満ノ町村

二十四人

五 人口二萬以上ノ

町村 三十人

議員ノ定數ハ町村條

例ヲ以テ特ニ之ヲ增

減スルコトヲ得

以下略 (町村制第一一條)

市會ハ議員中ヨリ議長

(一) 市町村條例及び市町村規則を設け、または改廢すること。

(二) 市町村費を以て支辨すべき事業に關すること。

(三) 歳入・歳出豫算を定めること。

(四) 決算報告を認定すること。

(五) 使用料・手数料・加入金・市町村税または夫役現品の賦課徴

收に關すること。

(六) 不動産・基本財産・積立金穀の設置管理處分に關すること。

(七) 義務の負擔及び權利の拋棄をなすこと。

(八) 市町村吏員の身元保證に關すること。

(九) 市町村にかゝる訴訟・訴願及び和解に關すること。

なほ事務書類・計算書類を檢閲し、市町村長の報告を請求し、事務の管理、議決の施行及び出納を檢査し、市町村の公益に關する事項について、意見を市町村長または監督官廳に提出する

及副議長一人ヲ選舉

スヘシ

議長及副議長ノ任期

ハ議員ノ任期ニ依ル

(市制第四八條)

町村會ハ町村長ヲ以テ

議長トス町村長故障

アルトキハ其ノ代理

者議長ノ職務ヲ代理

ス町村長及其ノ代理

者共ニ故障アルトキ

ハ臨時ニ議員中ヨリ

假議長ヲ選舉スヘ

シ

前項假議長ノ選舉ニ

付テハ年長ノ議員議

長ノ職務ヲ代理ス年

齡同シキトキハ抽籤

ヲ以テ之ヲ定ム

以下略 (町村制第五條)

○市町村會議員ノ選舉權

被選舉權には何故に制

ことが出来る。

市参事會 市に市参事會がある。市長及び市會に於て市會議員のうちから選定された名譽職市参事會員を以て組織される。市會の權限に屬する事件のうちで、其の委任を受けたものについて議決をなす外、市會が不成立のとき、或は市會を招集する餘裕がないとき、市會の權限に屬する事件を議決する。其の他、法令によつて定められてゐる事件についても議決をする。

公民と選舉 市町村の公民が市町村會議員を選舉するのは、自己に代つて市町村の公務に参加し、其の意思を決定させる者を選び出す譯である。されば、議員たる人の人物、性行などは直接に市町村の自治に係り、延いては市町村の住民の安寧幸福に影響する所が多である。實に之によつて選舉の重大なることが知られる。選舉こそは正に市町村の公民の第一任務と見ても差支な

- 市町村の自治行政上に於ける市町村會の重要性を説明せよ
- 市町村會の議事を公開する理由は如何
- 市町村會は市町村自治に關するものであれば何でも議決し得ると見てよいか
- 訴訟、訴願和解とはどんなことか
- 「其の他法令により」市参事會の權限に屬せしめてゐる事件とはどんなものか
- 議員を選舉するに人は人物本位にするがよいか、政見に従ふがよいか

い。然るに、世には選舉について慎重を缺く者があるのは、洵に遺憾なことである。

議員と公民 次に、市町村會議員は公民の信任を受けて市町村の公務に携はり、其の名譽を擔ふ地位にあるから、誠心誠意、自己の本務を完うするやう、公明正大な心事を以て議事を行ひ議決をなすべきである。若し市町村會議員が墮落するやうなことがあつたならば、市町村の腐敗は勿論、遂に國政をも不健全にする。若し誤つて市町村會議員たることを以て一種の職業と心得、利權を漁り、私欲を満たすに汲々たる者があるならば、それは地方自治の爲に歎いてもなほあまりあることである。願はくはかやうな不心得者のないやう、公民一般の覺醒を促したいものである。

(五) 市役所・町村役場

市町村の事務

市町村の行政事務は、委任事務と固有事務とに大

- 市町村會議員が政黨に屬することはいか
- 市町村會議員と衆議院議員との職務上、若しくは異なる所を考へてみよ

別される。委任事務とは國家府縣などから委任された事務をいひ、法律命令によつて定められた事項、即ち戶籍選舉、兵事、徵稅、義務教育、勸業統計報告などに關するものが之である。固有事務とは市町村が自治體としての本來の性質上必要とする事務をいひ、之には市町村の條例規則の設定や、租稅の賦課徵收、起債、豫算の編成などの財政事務や、住民の福祉を増進する爲に行ふ事務などがある。さうして之が施設經營は多く隨意であるから、一に隨意事務ともいふ。上水道、電氣事業、土木事業、造林、溜池、築造をはじめとし、青年團、圖書館、公會堂などの設置經營、市場、浴場、屠場、公園の開設なども之である。

自治の發達と市町村の事務

自治が發達しない間は、市町村の事務は委任事務が大部分を占めるけれども、自治の本旨からしても、團體共同の利益を増進すべき公共事務の多くなるの

○國家が其の事務を市町村に委任する理由如何

○市町村が事業を行ふ利益を問ふ

○重要決定機關と執行機關とを別々にする理由如何

は自然である。さうして其の公共事務は、庶務、戶籍、兵事、學務、衛生、勸業、稅務、會計などに分けて處理される。

事務執行機關

市町村の團體的意思を決定するものは市町村會であるが、其の決定された意思を執行するものは市町村長である。即ち市町村會が意思決定機關であり、市町村長は執行機關である。また市町村長の事務執行の補助機關には、助役、收入役、書記、區長委員などがある。之を總稱して市町村吏員といふ。

市町村長

市長は多くは有給吏員である。市會に於て選舉され、任期は四箇年である。町村長は原則として名譽職であり、任期は四箇年である。名譽職とは有給に對するもので、職務に要する費用の辨償を受ける外は、給料を受けない公職であるが、報酬賞與などを受けることが出来る。但し町村條例

市長ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス

市長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一 市會及市參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事

二 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

四 證書及公文書類ヲ保管スル事

五 法令又ハ市會ノ議決ニ依リ使用

を以て有給とすることも出来る。町村長は町村會で選舉する。町村長は其の町村の公民で、選舉權を有する者に限られる。但し有給町村長は公民でなくても就職することが出来る。なほ其の在職中は公民となる。

助役其の他

助役は市町村長の事務を補助し、また其の代理をなすものであつて、市町村長の推薦により、市町村會が定める。また収入役は市町村の會計事務を掌り、更に國府縣、其の他公共團體の會計事務をも掌るもので、助役と同じく市町村長の推薦により、市町村會が之を定める。

市町村の事務と住民

市町村の事務は其の執行機關が之を行ふ。但し其の事務の進行を圓滑にし、市町村の事業を有効にし、一般的に市町村の活動を盛にするには、其の住民が執行機關を助けて、相互に其のこゝろを行ふ心掛がなくてはならない。

料、手数料、加入金、市税又ハ夫役現品ヲ賦課徴收スル事
六 其ノ他法令ニ依リ市長ノ職權ニ屬スル事項
(市制第八七條)

町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表ス

町村長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一 町村會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ執行スル事

二 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事

三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事

四 證書及公文書類ヲ保管スル事

五 法令又ハ町村會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現品ヲ賦課徴收スル事

六 其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職權ニ屬スル事項
(町制第七二條)

市長ハ有給吏員トス但シ市條例ヲ以テ名譽職ト爲スコトヲ得

市町村の事務は執行機關に任せきりでよいといふやうな風であつては、到底十分な成績は擧がるものではない。いふまでもなく自治とは住民一般が市町村の事務の處理に參與することであり、而もそれは議決機關たる市町村會議員の選舉だけではなく、執行機關の職務に對しても、同情と理解とを以て陰に陽に輔佐して、其の働をますく、有効にすることをも含むのである。

自治と我等の覺悟

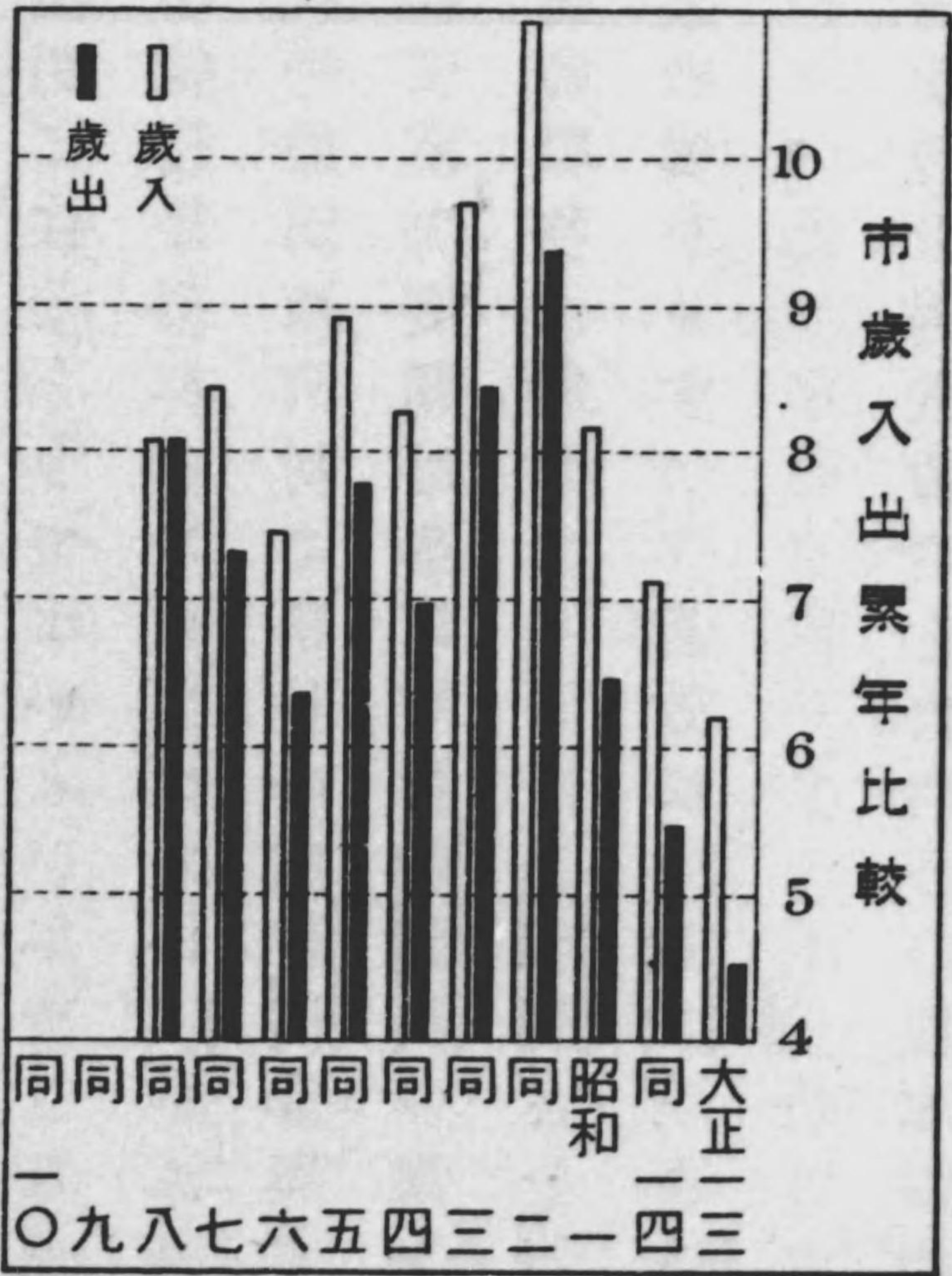
専制政治や獨裁政治と自治との根本の相違は、人から治められるのと、自ら治めるのとの點に存する。自ら治めるには、常に公共意思が旺盛であり、共同精神が横溢してゐなくてはならない。我が國民は歐米人に比してまだ自治的精神が乏しく、従つて市町村の事務をも他人のこゝろのやうに考へる風があるのは歎ずべきである。

(六)市町村の財政

市町村財政の意義

個人が生活する爲に經濟を營むが如く、市町村や府縣の如き地方自治團體も、國家自身も其の存續と活動との爲に經濟を營む必要がある。國家または地方團體が營む此の經濟を財政といふ。市町村が一つの獨立した公共團體である限り、其の公共の事務を遂行する爲に、之に必要な費用を調達し、支出しなければならぬ。此の作用が即ち市町村の財政である。

市町村財政の重要性



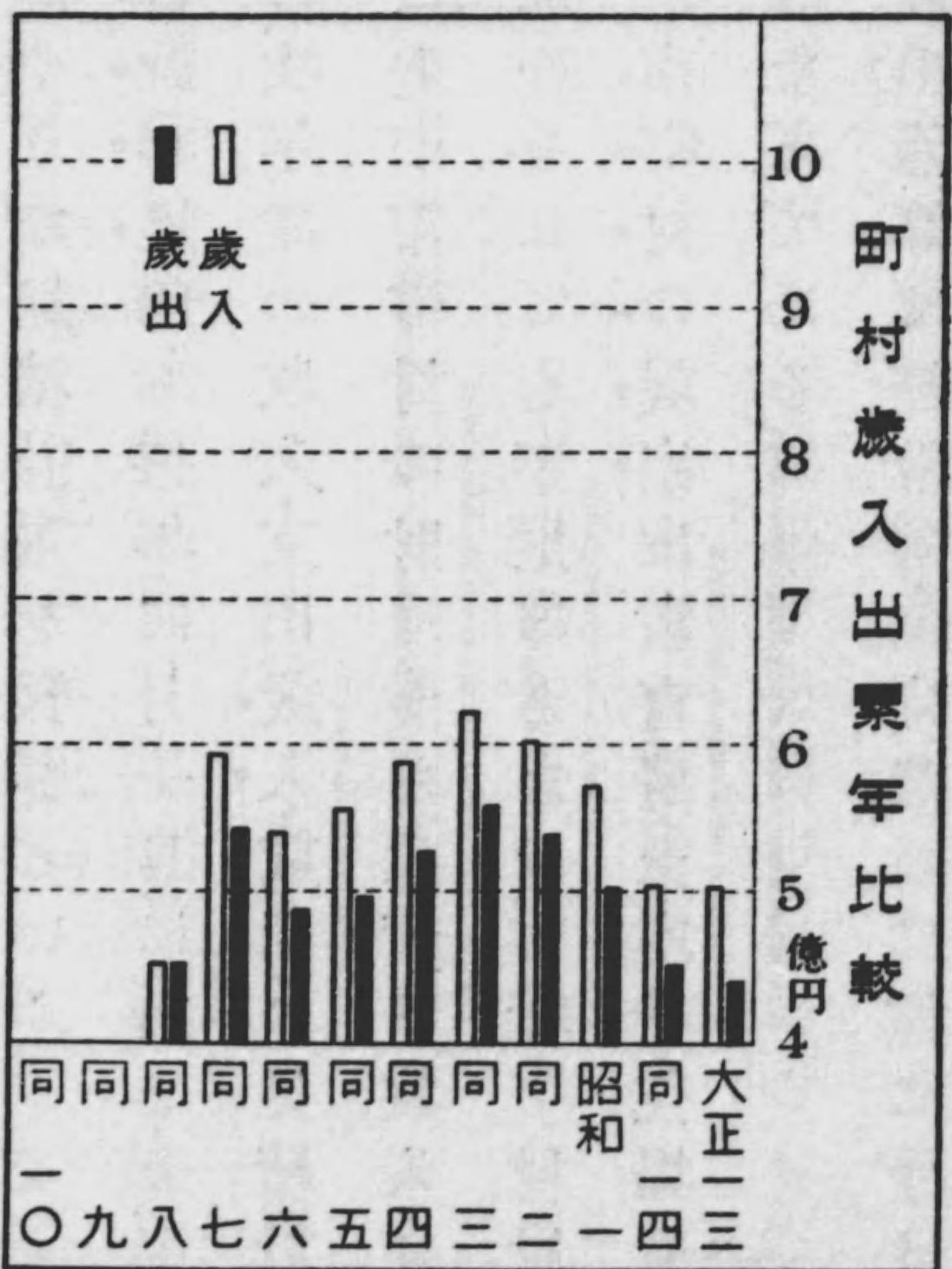
市長ノ任期ハ四年トス市長ハ市會ニ於テ之ヲ選舉ス以下略
(市制第七三條)
町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス以下略
(町村制第六三條)
町村長及助役ハ名譽職トス

町村ハ町村條例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給ト爲スコトヲ得
(町村制第六一條)
市ハ第一次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス
(市制第一五七條)
町村ハ第一次ニ於テ府縣知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣

從來財政といへば、國家の財政の事を意味する如く考へられてゐたが、市町村財政は國家の財政に比して其の規模は小さいけれども、住民の日常生活に直接深い關係を持つものばかりであるから、決して之を輕視することは出来ない。

豫算の必要

財政は個人經濟と異なり、收入・支出に過不足のないことを原則とする。個人經濟ではなるべく剰餘の多いことを望むが、財政では若し剰餘を生ずれば、必要もないのに



之ヲ監督ス

- 町村長を名譽職とするは何故か
- 自治行政は住民一般の共同行爲であるか
- 事務の執行に住民が關係すれば却つて事業の進行を妨げはしないか
- 國家財政と地方財政と何れが大切であるか

○個人の經濟と財政との區別を問ふ

住民に餘計な負擔を掛けたことになるし、また不足を生ずれば必要な豫定計畫を實行することが出来なくなる。然らば、收支が過不足なく適合するやうにするには、どうすればよいか。それには毎年其の收支の見積計畫を立てなくてはならない。さうでない、と、個人經濟よりも遙に規模が大きい財政であるから、到底圓滑にゆくものではない。かやうな見積計畫を豫算といふ。

豫算の分別 豫算は會計年度、即ち毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る間の、次年度の収入支出(歳入・歳出)の見積計畫である。市町村の歳入は、先づ市町村の財産から生ずる収入、使用料補助金・交付金などで賄ひ、それでも不足のときは、市税・町村税を以てすることが出来る。市町村の歳出は、教育費・土木費・役場費・會議費・衛生費・警察費・神社費などである。

經常部・臨時部

歳入・歳出豫算は經常部・臨時部の二種に分ける。

○私經濟上の豫算と財政上の豫算とは如何に異なるか
○豫算がなくては財政は行ふことが出来ないか
○會計年度は一月一日に始まり、十二月三十一日に終ることにしては如何か
○歳入と歳出とは必ず金額に於て一致しなくてはならないか

經常部に屬するものは、収入・支出の豫知することの出来るもので、収入も毎年規則的に入り、支出も毎年必ず必要の生ずるものである。臨時部に屬するものは、其の収入・支出の豫知することの出来ないもの、例へば臨時歳入としては、一時借入金・財産拂下金の如きものであり、臨時歳出としては、災害復舊費・學校建築費の如きものである。

豫算の調製

市町村長は豫算案を調製し、年度開始前一箇月、即ち遅くとも二月末日までに、市町村會の議決を経なくてはならない。豫算の發案權は市町村長にあり、市町村會は之に對しては單に議決權を有するだけであるから、原案について修正・削除を加へる外、項目を追加し、または新設することは出来ない。

豫算外の支出

年度内の經費は必ず確定した豫算によつて支出し、豫算外の支出を要する場合には、豫備費を以て支出するか、また

○使途の確定してゐない豫備費を

○豫算は何故に市町村會の議決を経なくてはならないか
○豫算は不成立に終る場合もあるか

は新に追加豫算を提出して、市町村會の議決を経なくてはならない。すべて豫算に定められた目的以外の事に關しては、如何に僅少の金額でも之を支出することは出来ない。

繼續費 豫算は年度を基礎として編成するものであるが、土木工事の如く、一箇年内に終了しないものの經費は、全事業費を見積り、繼續費として各年度に分割して豫算に計上することが出来る。されば、繼續費は一會計年度一豫算原則の例外である。

決算 會計年度は三月三十一日に終り、未収入金未拂金などの整理をなす爲に、二箇月間即ち五月三十一日まで猶豫期間を置いて、出納を閉鎖する。其の後一箇月以内に、収入役は決算報告書を作成して市町村長に提出し、市町村長は之を審査し、意見を付して次回の通常豫算を議する市町村會に提出

○ 餘額を返す必要を問ふ
市ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、市ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り市債ヲ起スコ

○ 續費は豫算を案すること
はないか

○ 決算を返す必要を問ふ
市ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、市ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り市債ヲ起スコ

して其の認定を受け、然る後府縣知事に報告し、また其の概要を一般に告示する。

市町村の公債 市町村は、一般の歳入・歳出だけでは、其の財政を十分に營むことの出来ない場合がある。例へば、市町村の事業であつて、一時に巨額の費用を要するものを實施しようとするれば、多くの場合、借入によつて其の費用を調達する必要を生ずる。かやうな場合には、市町村も國家と同様に公債を起すことが出来る。其の公債は銀行保險會社などが引受けることもあるが、公募されることも少くはない。勿論公債は用途によつては必ずしも忌むべきものでなく、以て文化の向上を圖り、また生産的に有效な事業を行ふことが出来る。併し濫りに公債を起すことは、市町村の住民の負擔を重くして、大なる禍を後に遺すやうになるから、其の計畫は極めて慎重

トヲ得
市債ヲ起スニ付市會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ
市長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲市參事會ノ議決ヲ經テ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得
前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ
(市制第一三三條)

町村ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、町村ノ永久

にすべく、且起債に關しては國家の監督を受ける定になつてゐる。一般住民も之に關して、常に注意を拂はなくてはならない。

市町村財政と住民

市町村の財政を健全にし、苟くも濫費・浪費のないやうにすることは、市町村會や市町村長以下理事者の直接責任であるが、一般住民も其の責任を分たなければならぬ。市町村の事業は、電気・水道・學校・圖書館などの經營にしろ、住民の日常生活に直接深い關係を有し、而も其の財政上の負擔は結局住民に歸するのである。即ち市町村財政は住民自身の問題であるから、住民は常に之に關心を深くし、以て理事者を扶け、財政の發達に寄與する覺悟がなくてはならない。殊に市町村の公共的施設の使用に際しては、よく公德を重んじ、其の汚損破壊などを戒め、財政上の濫費・浪費を避ける

ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲メ又ハ天災事變等ノ爲メ必要アル場合ニ限り町村債ヲ起スコトヲ得

町村債ヲ起スニ付町村會ノ議決ヲ經ルトキハ併セテ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ニ付議決ヲ經ヘシ

町村ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲メ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得
前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘシ
(町村制第一二條)

○公債とは何か
○如何なる場合に公債を募集しても支ないか
○公債還還の弊害を問ふ

やうにしなければならぬ。

(七) 市町村の財産

市町村財産の重要性

市町村の財政を賄ふ財源のうちで、最も大切なものは其の財産から生ずる收入である。之も市町村の財政が、租税收入を中心とする國家の財政と趣を異にする一特色である。市町村のなすべき業務は年と共に増加しつつあるので、それに要する經費を租税で支辨してゐては、市町村住民は其の負擔の過重に苦しまなければならず、また市町村の財政は、國家の財政に比して規模が小さいので、租税によらないで、財産から生ずる収益で、市町村自治體を經營することを原則とする。そればかりでなく、都市であれば土地・家屋などを所有し、農村であれば田畑・山林などを所有する如く、市町村では、それ／＼其の自治團體に適當した財産を持つこと

○我が國民に公債心の缺けてゐるのは主として何に原因するか

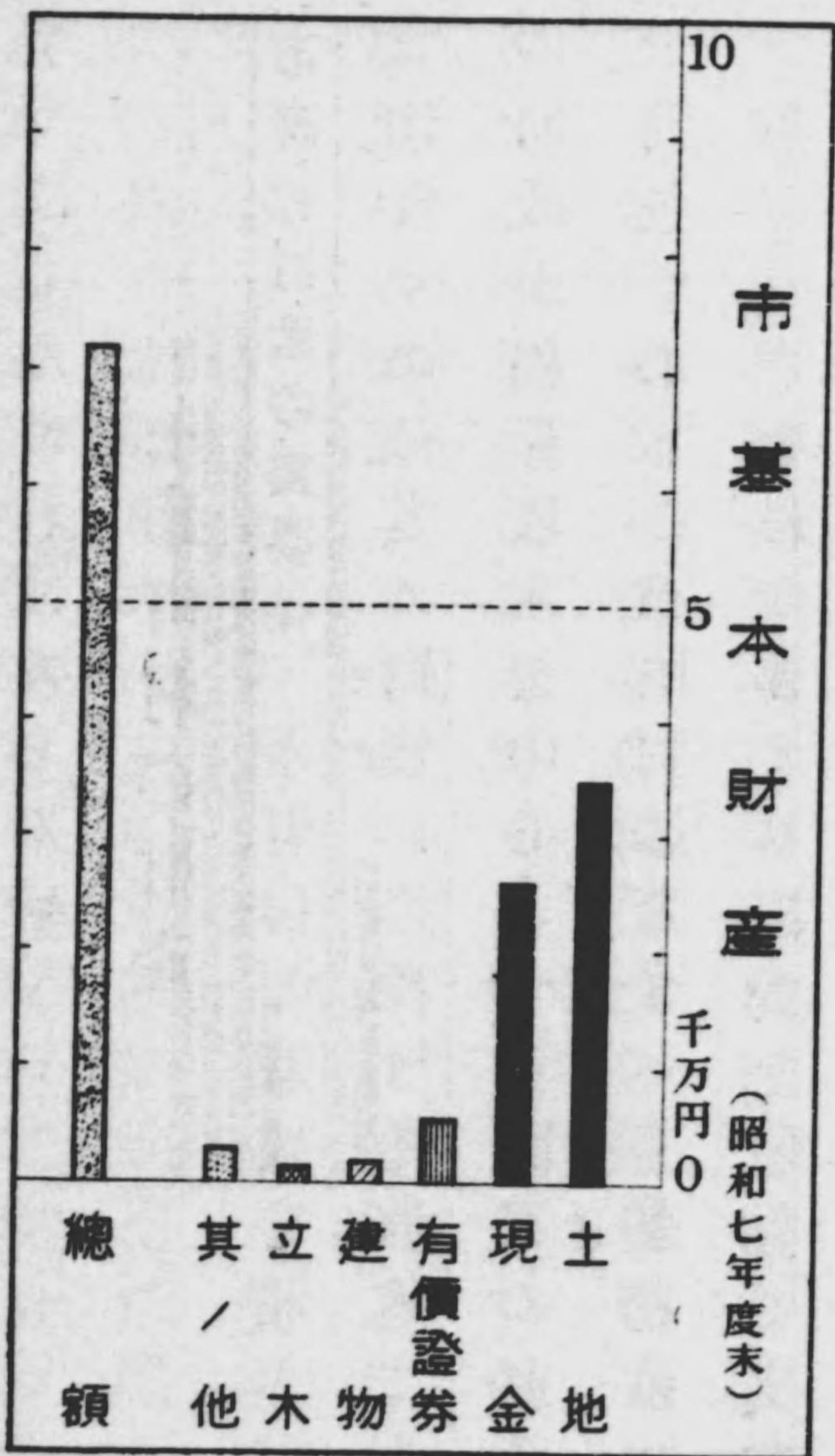
市ハ其ノ必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

市ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ市ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ市稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得
(市制第二六條)

町村ハ其ノ必要ナル費

が出来る。此の點から見ても、市町村の財政は財産収入によることを原則とする。されば、市町村の財産は市町村財政上最も重きをなすものである。

基本財産特別基本財産 市町村の財産には市役所、町村役場、学校などの敷地、公用に供する建物備品などの公用財産や、田畑、山林、家屋などの収益財産がある。此のうち市町村の基本財産として、其の財産自体を消費せず、それから得る収益を利用することを目的とするものが、市町村にはなければならぬ。

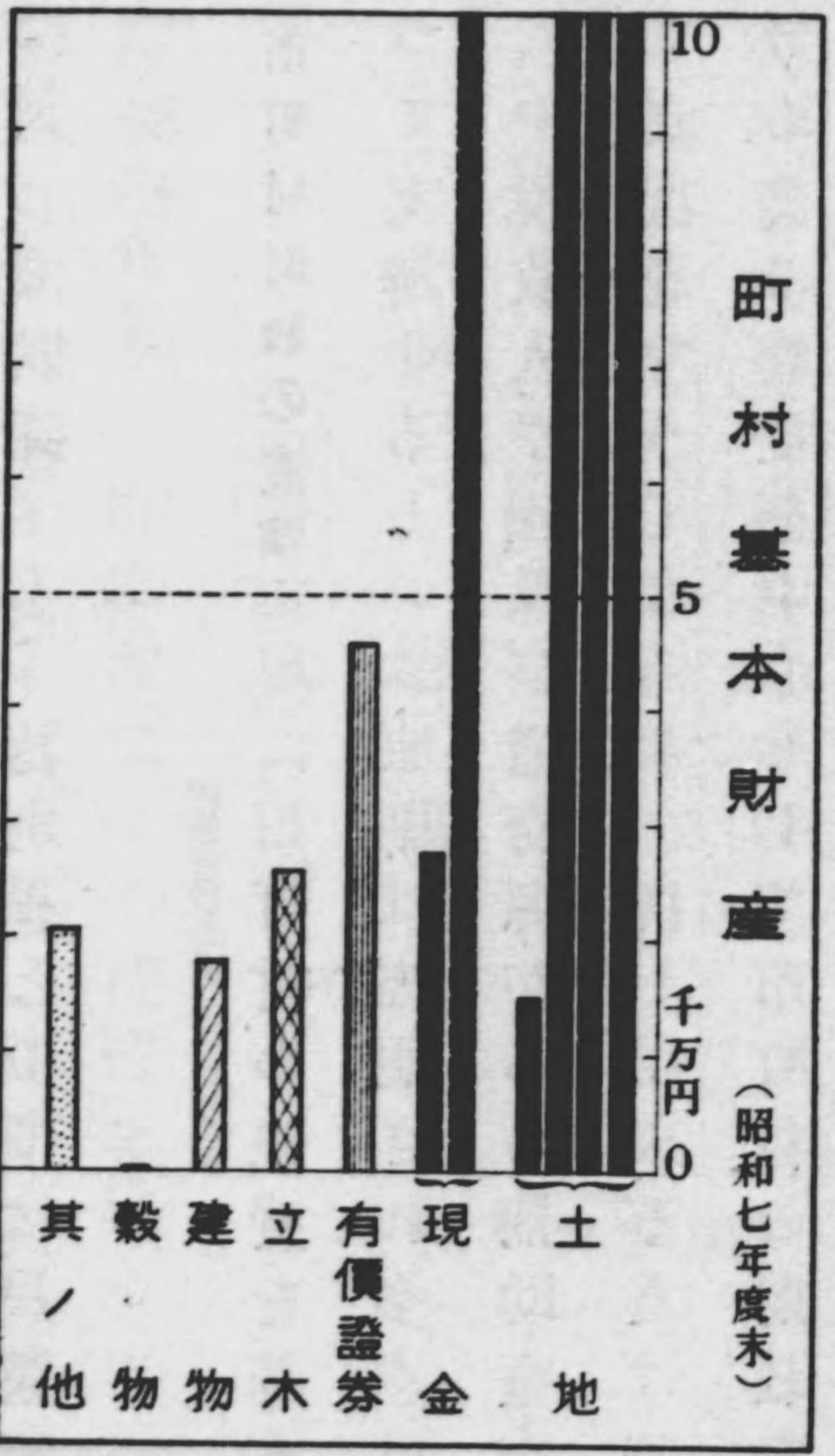


用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ
町村ハ其ノ財産ヨリ生スル収入、使用料、手数料、過料、過怠金其ノ他法令ニ依リ町村ニ屬スル収入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ町村税及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得
(町村制第九六條)

- 國家の財政は何故種税主權によるか
- 無税の村といふものはあるか
- 市ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得
(市制第一〇九條)
- 基本財産を設けることは市町村の義務であるか
- 特別基本財産は如何
- 市町村が収益財産を所有することはよいことか

本財産を設け、之から生ずる収益を以て、其の特別目的に支出することも出来る。

營造物 市町村には營造物がある。營造物は直接市町村の住民の福利増進の爲に設けられ、市町村の經營する所のものである。之には物だけから成る道路、河川、橋梁、上下水道、公園、墓地などや、物と人から成る圖書館、病院、電車倉庫などがある。



らない。収益財産は基本財産として適當なものである。また市町村は其の外に、或特別の支出目的の爲に特別基本財産を設けることも出来る。

るが、之を利用する者に對して、使用料を徴收することが多い。さうして市町村によつては、それが大きな収入となつてゐるものもある。

市町村税 なほ市町村は國税及び道府縣税に附加して、市町村税を課する。若し之で不足するときは、特別税を起すことも認められる。附加税は所得税、地租營業收益税、家屋税などに對して賦課する。特別税としては、戸數割が其の主なものである。

市町村財政の實情 現に市町村の經費を、基本財産の収益によつて支辨するといふ原則は、輕視され、多くは營造物による收入や、稅收入や、國及び道府縣からの補助金、交付金などによつて支出を完うしてゐる。併し出來るだけ基本財産の造成に努め、其の収益を中心として市町村の財政を確立してゆくこ

府縣ハ法人トシテ官ノ監督ヲ承ケ法律命令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務竝從來法律命令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ府縣ニ屬スル事務ヲ處理ス（府縣制第二條）

とは、實に市町村自治の理想でなくてはならない。市町村の住民は深く此の點に留意すべきである。

第十一 府縣

(一) 府縣の自治

府縣の特質 府縣は二つの特質を持つてゐる。即ち府縣の區域は國の行政區劃と一致し、國家の機關たる府縣知事が之を管轄し、官治行政が行はれてゐることと、府縣は市町村と同じく自治權を有する自治團體として、法令の範圍内に於て自治行政が行はれてゐることとの二者である。

府縣自治の範圍 府縣は府縣制によつて成立する最上級の自治團體であるけれども、其の自治の範圍は市町村よりも狭く、名譽職が自治行政に參與することも、また其の自治機關の

- 官治行政とは何か
- 府縣が二條の特質を持つてゐる理由を問ふ
- 府縣會ノ議決スヘキ事件左ノ如シ
- 一 府縣條例及府縣規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
- 二 歳入出豫算ヲ定ムル事
- 三 決算報告ニ關スル事
- 四 法律命令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料手數料府縣稅及夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事
- 五 不動産ノ處分並買受讓受ニ關スル事
- 六 積立金穀等ノ設置及處分ニ關スル事
- 七 歳入出豫算ヲ以テ

公選によるものも少い。此の事は市町村會では市町村長の選舉が出来るが、府縣會では府縣知事の選舉が出来ないのを見ても推されるであらう。

府縣の自治機關の種類

府縣の自治機關には、其の自治體の團體的意思を決定する意志機關である府縣會と、其の決定された意思を實行する執行機關たる府縣知事とがある。なほ別に市會に市參事會があるやうに、府縣にも府縣參事會があつて、府縣自治體の意思決定の副機關の役割をなしてゐる。

府縣會の組織

府縣會は自治團體たる府縣の意思を決定する機關で、公選された府縣會議員を以て組織される。府縣内の市町村公民は府縣會議員の選舉權被選舉權を有する。其の選舉は候補者届出の主義を採つてゐるから、立候補しようとする者、または他人を候補者に推さうとする者は、選舉長に

定ムルモノヲ除ク外
新ニ義務ノ負擔ヲ爲
シ及權利ノ拋棄ヲ爲
ス事

八 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律命令申別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
九 其ノ他法律命令ニ依リ府縣會ノ權限ニ屬スル事項
(府縣制第四一條)

○府縣は公法人であるが如何
○公選とは何か 府縣知事も公選としては如何
府縣會議員ハ府縣ノ人口七十萬未滿ハ議員三十人ヲ以テ定員トシ七十萬以上百萬未滿ハ五萬ヲ加フル毎

届出でなければならぬ。届出をする場合には、二百圓またはそれに相當する額面の國債證書を供託することになつてゐる。議員は名譽職で、任期は四箇年である。

府縣會の招集開閉

府縣會は知事が之を招集し、開閉する。議長、副議長は議員の互選による。府縣會には通常會と臨時會とがある。通常會は毎年一回開き、會期は三十日以内である。臨時會は必至な場合に其の事件に限つて開き、其の會期は七日以内である。

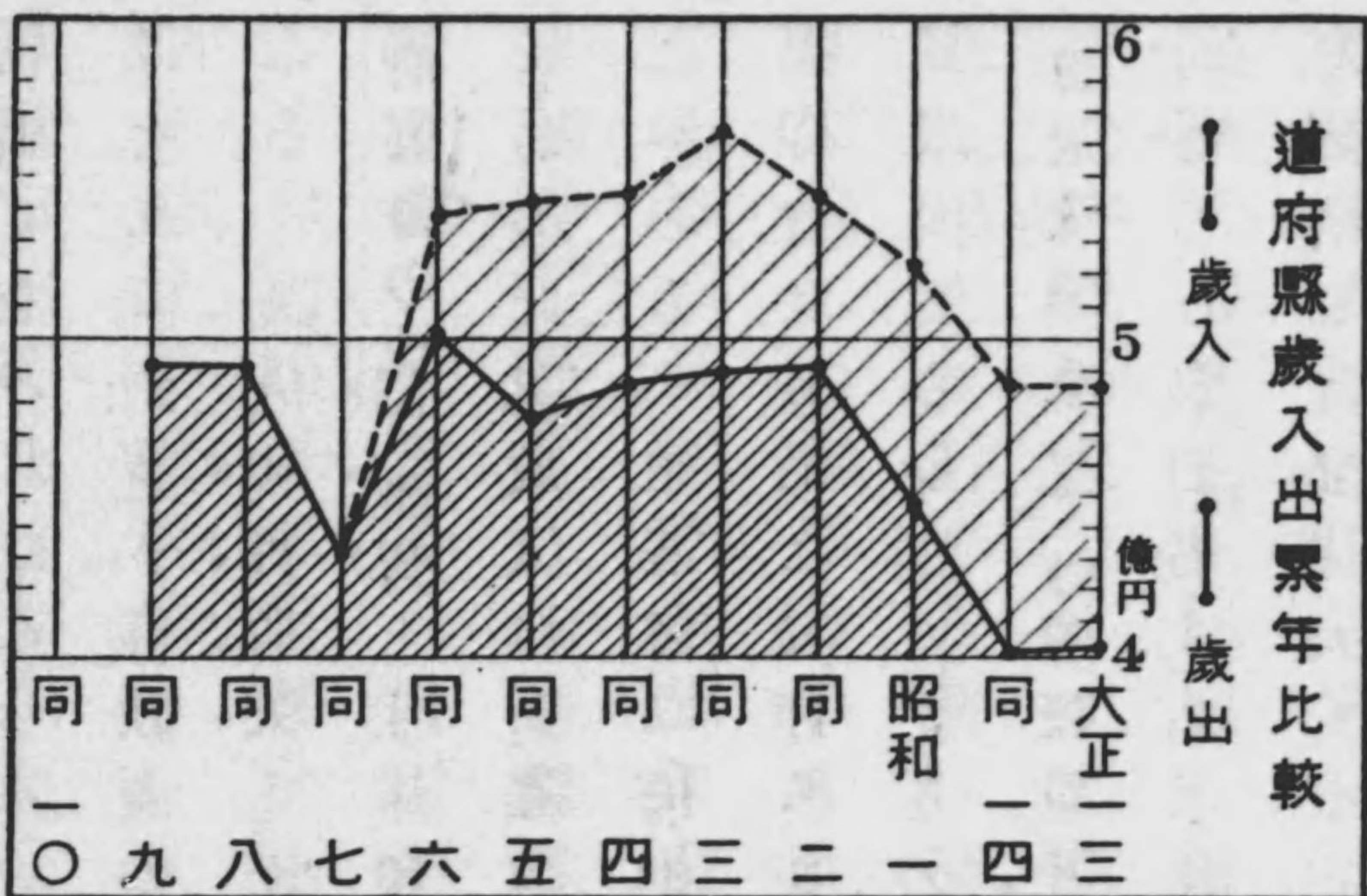
自治機關としての府縣知事

府縣知事は國家の任命する行政官廳であると共に、また府縣自治團體の執行機關として、府縣を統轄し、之を代表する者である。さうして自治機關としての府縣知事の主な權限は、府縣費を以て支辨すべき事件を執行し、府縣會及び府縣參事會の議に付すべき事件の議案を發

○府縣會議員は何故に選舉によつて定めらるか 官が任命しては如何
○供託とは何か 府縣會議員の立候補に供託金を必要とする理由を問ふ

ニ一人ヲ増シ百萬以上八七萬ヲ加フル毎ニ一人ヲ増ス
各選舉區ニ於テ選舉スヘキ府縣會議員ノ數ハ府縣條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ
以下略 (府縣制第五條)
府縣會ハ議員中ヨリ議長副議長各一名ヲ選舉スヘシ
議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

し、收入・支出を命令し、會計を監督し、財産・營造物を管理するこ
となどである。



府縣參事會

府縣參事會は議長(府
縣知事)と、府縣會議員のうちから選
舉された名譽職參事會員十名を以
て組織する。其の主な権限は府縣
會から委任された事件を議決し、臨
時急施を要し、知事が府縣會を招集
する隙がないと認めるとき、府縣會
に代つて議決し、なほ府縣にかゝる
訴訟・訴願和解に關する事項を議決
し、府縣の出納検査をなすことなど
である。

- 一 府縣知事ハ府縣ヲ統轄シ府縣ヲ代表ス
- 二 府縣知事ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ
- 三 府縣費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スル事
- 四 府縣會及府縣參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其議案ヲ發スル事
- 五 財産及營造物ヲ管理スル事但シ特ニ之カ管理者アルトキハ其ノ事務ヲ監督スル事
- 六 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事
- 七 證書及公文書類ヲ保管スル事
- 八 法律命令又ハ府縣會若ハ府縣參事會ノ

府縣の財政

府縣の財政は府縣知事が豫算案を調製し、府縣會に提出し、之が議決を経て確定執行する。また府縣の歳入は税・收入と税・外收入とから成る。税・收入は地租・所得稅・營業收益稅の附加稅と家屋稅雜種稅の如き府縣獨立の特別稅から成り、税・外收入は財産收入・國庫下渡金・國庫補助金・府縣債などから成つてゐる。府縣の財政は市町村の財政と趣を異にし、歳入も税・收入に重きを置いてゐる。市町村の財政が基本財産主義を原則とするのに對し、府縣の財政は租・稅・主義を原則としてゐる。なほ歳・出は經常部と臨時部とに分れ、其の主な費目は教育費・土木費・衛生費・社會事業費・勸業費・警備費・府縣債費などである。

(二) 府縣廳

府縣廳の職員

府縣自治團體の行政事務と、府縣を區域とす

- 一 議決ニ依リ使用料手數料府縣稅及夫役現品ヲ賦課徵收スル事
- 二 其ノ他法律命令ニ依リ府縣知事ノ職權ニ屬スル事項
- 三 府縣知事ハ毎會計年度歳入出豫算ヲ調製シ年度開始前府縣會ノ議決ヲ經ヘシ
- 四 府縣ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ同シ以下略(府縣制第二八條)
- 五 府縣會の外に府縣參事會を置く必要を問ふ
- 六 府縣ハ其ノ負債ヲ償還スル爲メ又ハ府縣ノ永久ノ利益トナルヘキ支出ヲ要スル爲メ又ハ

る國の行政事務とを掌る所が府縣廳である。其の長官を知事といひ、補助機關には書記官、地方事務官、地方視學官、地方警視、地方小作官、地方技師、主事、視學、屬警部、小作官、補技手などがある。

行政官廳としての府縣知事

府縣知事は府縣の自治機關であると同時に、國の行政事務を處理する單獨の官廳である。行政官廳としての府縣知事の主な権限は、内務大臣各主務大臣の指揮監督を受け、其の管轄区域内に於て法律命令を執行し、教育、衛生、産業、交通、土木などに關する一般の行政事務を管理し、府縣令を發し、部下の職員を監督する。また非常急變の場合には師團長に對して出兵を要求し、災害防止、取締の必要あるときは、他府縣知事に對して警察官吏の應援を求めることが出来る。なほ北海道は特別の事務が多いので、道廳長官を

天災事變等ノ爲必要
アル場合ニ限り府縣
會ノ議決ヲ經テ府縣
債ヲ起スコトヲ得
以下略（府縣制第一七條）
○府縣財政が市町村財政と
異なる特色を述べよ
府縣ノ行政ハ内務大臣
之ヲ監督ス

（府縣制第二二條）

知事ハ内務大臣ノ指揮
監督ヲ承ケ各省ノ主
務ニ付テハ各省大臣
ノ指揮監督ヲ承ケ法
律命令ヲ執行シ部内
ノ行政事務ヲ管理ス
（地方官制第五條）

○主務大臣とは何か

任じ、道廳を置いてゐる。

府縣の行政事務分掌

府縣の行政事務を分掌する爲に、府縣に知事官房の外に、總務部、學務部、經濟部、警察部の四部を置き、書記官を部長とし、部を更に數課に分ち、地方事務官若しくは屬を以て課長としてゐる。但し府縣によつては土木部があり、また東京府には警視廳があるので、警察部を缺いてゐる。

(三) 我が府縣

府縣區域の沿革

府縣の區域は地理的若しくは經濟的の區劃によるのが多く、中には徳川時代に於ける諸侯の舊領を基本としてゐるものも少くない。封建時代に在つては、各藩の領域内はおのづから文化や經濟について一體をなし、他藩との間には相當甚だしい相違があつた。

府縣に對する愛郷心

現今は文化も經濟も一國の領域を以て

單位組織としてゐるから、府縣毎に文化及び經濟を著しく異にするといふやうなことはない。併しそれにも拘らず、地理的の理由と、歴史や慣習や、または行政區劃を異にするなどにより、府縣相互の間には多少の特色があり、此の特色はおのづから我が郷國といふ感情を養はせるものである。

愛郷心の養成

現今の如き全社會的の共同生活の下に在つては、あまり偏狹な郷黨的感情に囚はれるのは宜しくないが、併し一國の社會的の同心は、市町村や府縣に對する愛郷的の同心を基礎として、最もよく養はれるものであるから、我が府縣に對する愛郷心を養ひ、我が縣の向上發展に資する所がなくてはならない。

府縣と府縣民

凡そ我が府縣を愛し、我が府縣の向上發展を圖らうとする者は、先づ我が府縣の歴史の跡を辿り、現在の教育産業行政などの實情について、十分な認識を持たなければならぬ。さ

うしてそれと共に、府縣の官治と自治に對する見識と、其の政治的訓練とを養ひ、府縣民共同の努力によつて、團體の問題を解決してゆかなければならない。

第十二 農村と都市

(一) 農村と都市

都市農村の發達

古代に在つては、都市と農山漁村との區別は明瞭ではなかつた。即ちまだ都市が發達しないで、經濟は農林業を主とし、工業は幼稚な家庭工業が存在するだけであり、商業も地方的の小商業が行はれるに過ぎなかつたから、都市と其の他のものとの間に、發達の差異は極めて少かつた。

都市農村の分離

然るに、中世以後人口が一地方に集中して都市が發達し、工業が進んで手工業組織を見、商業も其の活動の範圍を

○府縣行政の政黨化はよいことか
○府縣知事と府縣會との對立抗争は何に基因するか

○高工業の發達は何故に都市の發達の原因となるか

擴張、都市は次第に農山漁村と分離するやうになり、更に商工業の發達はまたそれが原因となつて、ますます都市の發達を促した。我が國では封建時代にも既に城下町や交易市場としての都市が發達したが、中世の歐洲諸國では特に著しい隆盛を見たのである。

産業革命以後

近世に至り、遠洋航路の開拓や植民地の經營によつて、經濟は急速に發展し、次に機械の發明による大工業の建設と、外國貿易の伸張による大商業の活動とが現はれるに及んで、所謂産業革命の一時代を劃し、大都市が目覺ましい勢を以て勃興して來た。かうして現代では商工業の中心地たる都市と、主として農林業や漁業の行はれる地方とは截然として區別され、我が國に於ては其の行政組織も市といひ、町といひ、村といふやうに異なるものとなり、一般文化の面目も兩者の間に大なる相違を見るやうになつた。

○近世に於ける經濟の大發展と産業革命との關係を問ふ

都市と農村との經濟關係

今や都市と農山漁村との間には、經濟上の一の大なる分業的區別が生じ、兩者は互に生産地たり消費地たる關係を有してゐる。即ち都市に在つては、専ら商工業が行はれ、農山村に在つては、農耕の業が主となり、更に林業、牧畜、養蠶などが行はれ、漁村では漁業と補充的の農業とが行はれて、都市と農山漁村が互に其の生産物を交易し、且其の交易の任務は、都市を舞臺として商業によつて果される。されば、農産物、水産物についていへば、農山漁村は生産地であり、供給地であり、都市は其の需要地であり、消費地である。また工業製品についていへば、都市が其の生産地であるか、または都市の商業が之を集めて、農山漁村に供給する關係に在り、農山漁村は實に其の需要地であり、消費地である。

都市・農村の對立

かやうに産物の生産地たり、消費地たる地位が分れ、また其の供給地たり、需要地たる地位が分れた爲に、やゝもす

れば兩者の間に利害の衝突を來し、例へば價格についても、一方は高く賣らうとするのに、他方は安く買はうとするやうな相反する利害關係が生ずる。

都市農村の相互的關係

併し之は必ずしも都市農村の本質から來る現象ではない。それは單に外觀だけに過ぎないのであつて、其の實農山漁村と都市とは利害共通唇齒輔車の關係に在ることを知らなければならぬ。何となれば、農山漁村が榮えると、其の購買力が強大になるので、工業品が多く需要消費されて、商工業の隆興を致し、都市の繁榮を來す。之と同様に、都市が榮えると其の購買力が強大となるので、農産物・林産物・水産物を多く需要消費して、農業生産を刺戟し、農山漁村の繁榮を來す。一國の全般的繁榮は、此の相互關係の圓滿な發展によつてのみ實現することが出来るのである。

○賣方と買手とは一般的に利害が相反するか

○すべて交易は雙方が共に利益を得る關係ではないか

農村と都市との文化關係

都市と農山漁村との間に於ける經濟上の分業的區別は、延いては都市と農山漁村との精神・文化の上に大なる相違を生ぜしめた。例へば、都市の思想は進取的であり、知識的であるが、一面には往々にして極端に走り過激に流れ易い。之に反して、農山漁村の思想は保守的であり、傳統的であるが、また其の極、沈滞して時勢に後れ易い。都市と農村とが、かく相反する特色を持つてゐるから、其の兩思想が對立抗爭する外はないやうなもの、實は決してさうでなく、相反すればこそ相互に其の長を採り短を補ひ、以て文化の健全な發展が見られる。換言すれば、都市の進取的思想が農山漁村に生氣を與へ、同時に農山漁村の保守的思想が都市の矯激な思想を緩和して誤りなからしめ、かくして都市の思想は農山漁村の思想の拍車となり、農山漁村の思想は都市の思想の安全瓣となり、兩々相俟つて一國の文化に寄與すること

になるのである。

(二) 農村生活

離村向都の傾向

近年都市に於ける種々の文化的設備と都市生活の華やかさとに眩惑されて、農山漁村の人々が次第に都市に集中する傾向がある。此の離村向都の傾向は、外國に於ても之を見る所であるが、近時我が國に於ては特に著しい現象である。之は文明の皮相だけを見、都市生活の美しい方面だけを見る者からいへば當然の成行であつて、如何ともし難いと考へられるであらう。併し之に關しては、慎重に考慮する所がなくてはならない。

農村に對する皮相的な見方

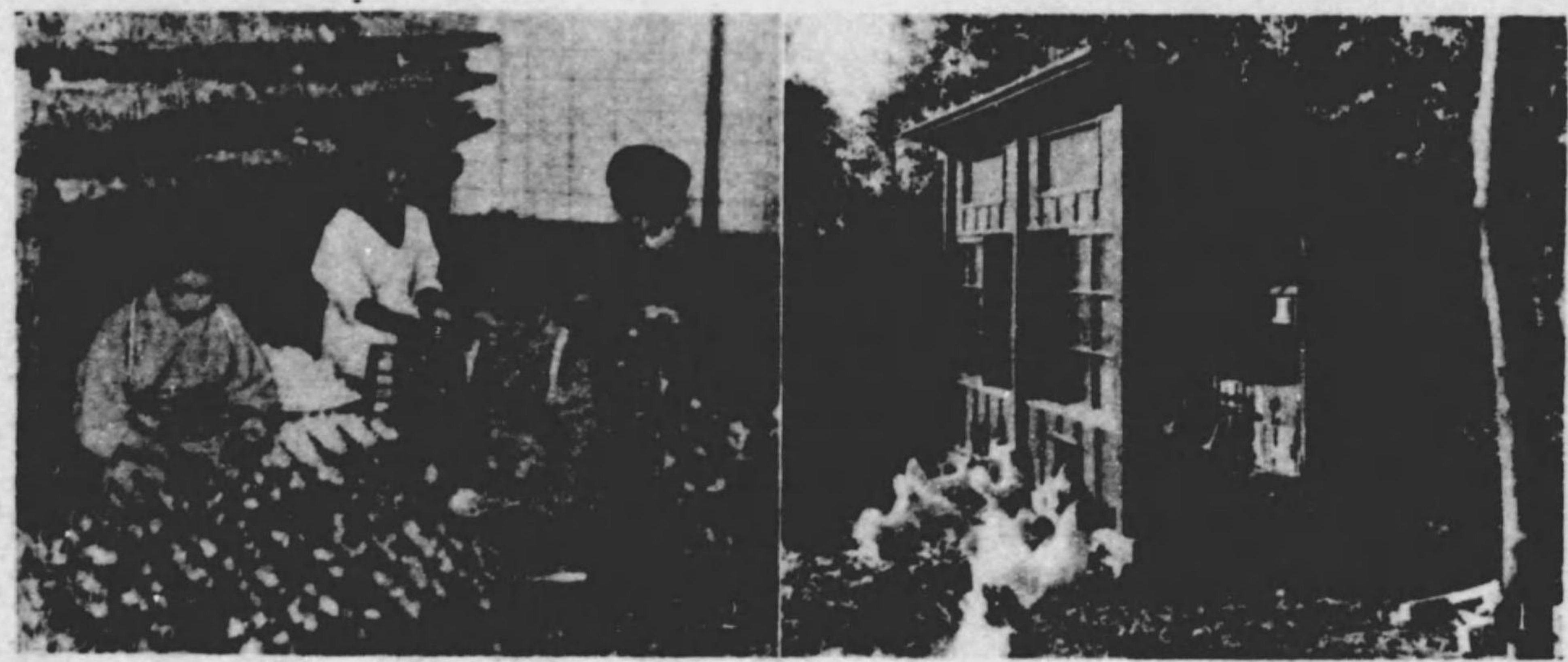
卑俗な營利一點張の立場のみからすれば、農山漁村は勞苦が多く所得が少い爲に、之に一身を捧げるに足らないとするであらう。また人生の物質的方面だけを重んずると、農山漁村の生活は貧弱で、發展の餘地が少いとするであらう。

○離村の原因について考へし其の主なものゝを説明せよ

更にたゞ立身出世だけを希ふ心からいへば、農山漁村には其の機會が少いから、生甲斐がないとも考へられるであらう。

其の矯正

併し單純な營利主義的な見方は、果して經濟活動の本旨に協ふであらうか。元來經濟は人生の必要を満たす爲のものであり、自分勝手な營利主義は却つて經濟を邪道に導く。また人生の物質的方面だけを見て精神的方面を輕んずるのは、眞に意義ある人生をつくり上げる道であらうか。淺薄な人生觀に立つことは最も恥づべきである、また立身出世だけが人生の目的であらうか。廣く世の爲に盡し、自己の天職を辨へて奉公の至誠を盡すのが、眞に生甲斐ある生存ではあるまいか。此等の點について深く省察すれば、農山漁村の生活は、決して腑甲斐のない生活でもなければ、無意義な生活でもなく、また決して無價値な生活でもないのである。



(養鶏①) 農山村上(築)

農村生活の再認識 農山漁村の生活はおのづから質・實・剛・健の氣風、堅・忍・不拔の精神を養ひ、一家の團・欒・隣・保・共・助の淳風をつくる。自治的な公民、忠誠な國民としての素養は、かやうな生活に於てこそ得ることが出来る。それに加へて、農山漁村の生活は大自然の懷に抱かれて勤勞するのであるから、最も健康的である。また業務が概ね自給自足的であるから、生活が最も堅・實であり、安定してゐる。此の健康的であることと、安定であることは、農村生活の誇でなくて何であらうか。されば、農山漁村の人々は此等農村生活の長所をよく知つて、都市の

○農山漁村の生活は何故に質實剛健堅忍不拔の精神をつくるか

○都市の生活は何故に不安であるか



(農作代苗②) 納收菜蔬①) 活生村農

人々が都市生活に満足してゐるやうに、農山漁村の人々も農山漁村の生活に身を落着け、おの／＼身の爲、家の爲、郷土の爲、國の爲に盡すべく、徒に他を羨むの愚を悟り、ますます農村生活の長所を發揮し、短所を補ふことを工夫しなければならぬ。農山漁村の中・堅・たる青年は、特に此の點につき、洞察の明と反省の力とを持つべきである。

(三) 農村の開發

農村開發の必要

都市と農村とは、經濟的にも文化的にも互に共存關係を有してゐるので、一國全體が健全な發達を遂げる爲には、兩者の間に均衡が採れてゐなければ

ならない。然るに、農山漁村は、經濟の状態に於ても、一般文化の狀態に於ても、都市のそれに比して著しく遜色あることを免れない。されば、農山漁村を開發して其の經濟の發達を圖り、文化の向上を促すことは、實に刻下の急務である。

經濟上の開發

農山漁村の開發は、經濟的方面では農林業・漁業などにつき技術の改良進歩を圖るべきであるが、なほ經營をも改めなくてはならない。従來は技術方面の改善にのみ熱中して、業務經營方面の改善が忽にされてゐた嫌もあるが、今日の經濟組織の下では、それは片手落である。技術の改善によつて收穫を増し、生産費を引下げるのは固より大切であるけれども、生産物を有利に販賣する方法などを講ずることを忘れては、折角の技術改善も、結果に於ては無益の事になる。かやうな方面の改善を圖るには、組合などの共同組織により、協力して之をなすことが大切である。

○今日の經濟組織の下では何故に經營方面の事が大切であるか

○組合による共同

文化上の開發

農山漁村の文化的方面の開發を等閑に附してゐたことは、農民の離村向都の大きな原因であつた。之に目覺めて、農山漁村の文化的開發を試み、都市文化に比して特色のある農村文化を建設すべく、其の手始めとしては、農業教育機關・圖書館・娯樂機關の施設、衛生設備、交通機關特に道路の整備などに意を用ふべきである。

○組織とはどんな方法か

○特色ある農村文化とはどんなものか

(四) 都市の生活

都市の生活の長所

都市の生活は農山漁村の生活に比して、其の趣を異にする。都市の商工業の經濟的關係は極めて複雑であり、政治・學術思想などの文化的關係は、文字通り日進月歩の狀態に在るから、都市住民の生活はあらゆる近代の文明の利便を最も多く享受してゐる。之は都會生活の最大の長所である。

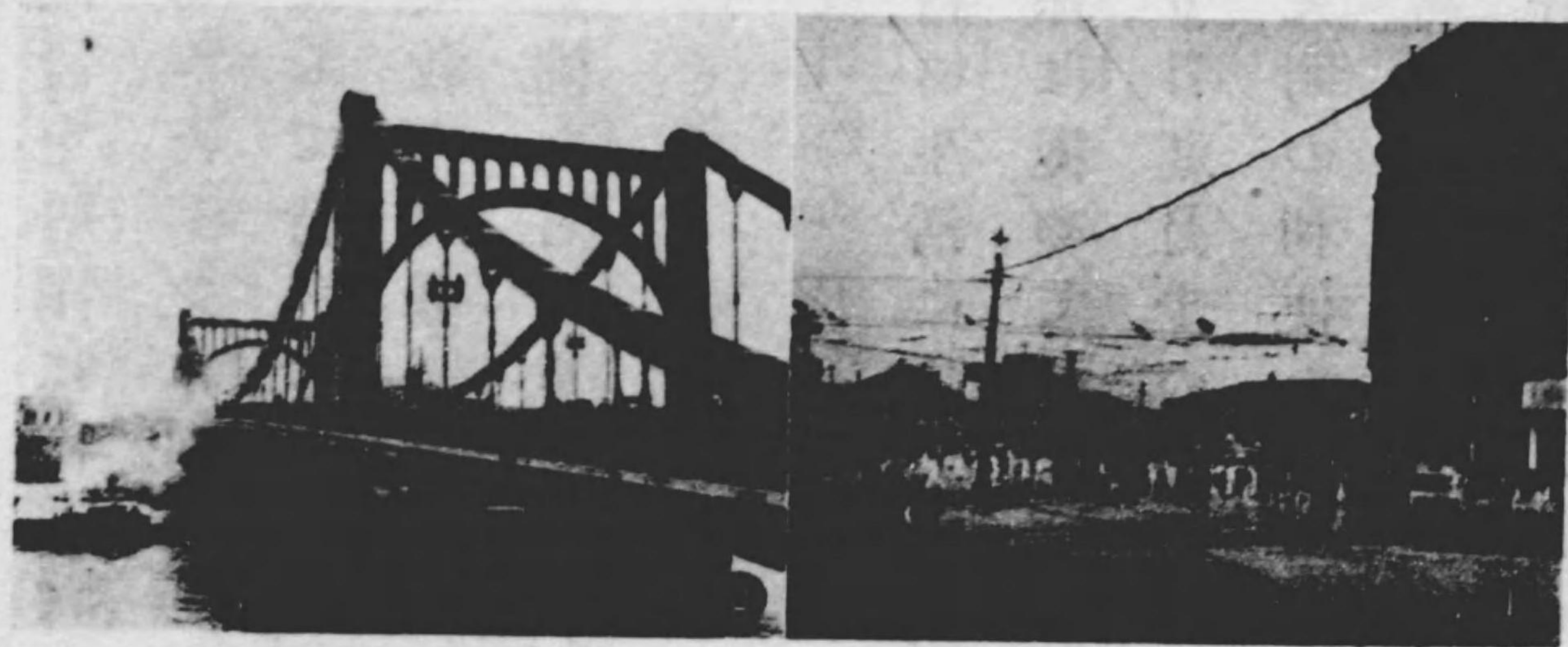
都市の生活の短所

併し都市の生活には好ましからぬことも多

い。都市の生活はあまりに繁劇であり、爲に人心は過敏興奮の状態に置かれ、競争は激しくて、生活は安定を缺き、相互に極めて密接な團體生活を營みながらも、人情は薄く、親睦することが少い。それに群集生活に伴ふ衛生上の弊害に至つては、洵に恐るべきものがある。傳染病は流行し易く、騒音と塵埃と煤煙と悪ガスとは、大都の天地を覆うてゐる。實に都市の住民は、清らかな空氣と強い日光と靜かな環境に飢ゑてゐるといつてよい。

都市の生活の明暗兩極端

都市生活の輝かしい方面は、常に暗黒な方面を伴ふが、それ



都市の生活の明暗兩極端 (頭街① 畔橋②)

○都市の生活はお互の連絡が極めて密接であるのに親睦しないのは何故であるか

と同じく都市住民のうちには、現代都市に在る多くの利便と福祉とを享受して、進歩的な文化生活を送る者があると共に、其の暗黒面に沈んで、極貧と不衛生と悪徳とに喘ぎながら、所謂どん底生活を送つてゐる者も決して少くはない。此の明暗兩方面の極端に甚だしい乖離を如何にすべきか。之は實に現代の都市生活者に負はされてゐる難問題であり、さうして其の解決は我等現代人の一大任務でなくてはならない。

(五) 都市の改善

精神的方向の改善

現代の都市生活に改善を要するもののあることは、上に述べた



都市の生活の明暗兩極端 (前驛① 公園②)

所によつて明かである。さうして其の改善が精神的方面と有形的方面とに互つて行はるべきこともまた明かである。即ち精神的方面の改善は主として教育の力に俟つべく、其の教育は固より廣く社會教育として行はれなくてはならない。都市生活の根本的改善は、廣く教育の力によつてすべきであり、以て浮華奢侈を戒め、風紀を振肅し、公德心の向上、愛市精神の喚起を圖らなければならぬ。之と共に、防貧、養老、方面委員などの社會政策的制度を整へるべきことも勿論である。

有形的方面の改善

都市改善の有形的方面は、都市の衛生、都市の交通、都市の美觀などを主とし、同時に社會事業に及ぶべきである。即ち下水道、公園、療養所を設けて市民の保健に資し、建築物、廣告を取締り、緑地帯を設けて美觀を整へ、道路網を整備し、之を擴大舗装して交通の安全を期し、また授産場、職業

○方面委員制度の機能をもつ

本法ニ於テ都市計畫ト稱スルハ交通、衛生、保安、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スル爲ノ重要施設

紹介所、簡易食堂、養老院、施療院などの施設の完備を圖ることも大切である。

都市計畫事業

現今諸都市に於て行はれる都市計畫事業は、廣く右の諸點を考慮して、完備した計畫の下に着々都市改造を行はうとするものである。我が國に於ける多くの都市は自然的に發達したもので、従つて無秩序に擴大するまゝに放任されてゐた。其の爲に、交通上の不安、衛生上の危険は甚だしく、都市生活が亂雜無統制になつてゐる。そこで都市將來の發展を考慮し、一定の理想計畫により之が改善を行ふやうになつたのは、極めて當然の事である。元來此の都市計畫事業は市(または町村)の自治行政上の一任務であるから、一般民衆の公共心とそれに基づく協力的援助がなくては、當初の目的を達することは出来ないのである。

設ノ計畫ニシテ市若ハ主務大臣ノ指定スル町村區域内ニ於テ又ハ其ノ區域外ニ互リ執行スヘキモノヲ謂フ (都市計畫法第一條) 主務大臣ハ本法ヲ適用スル區域内ニ住居地域、商業地域又ハ工業地域ヲ指定スルコトヲ得

(市街地建築物法第一條) 主務大臣ハ美觀地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シ美觀上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

○都市計畫事業の目的は土木建築方面にだけ存するか

第十三 産業

(一) 産業と國民經濟

生産と産業 經濟上に於ける重要な働は生産消費の二方面に互るが、特に生産は經濟活動の基礎をなしてゐる。こゝに生産とは、廣義の交易をも含み、之によつて消費は可能となり、人の生活が營まれるのである。かやうな生産を業務として行ふことが産業である。

生産の意義 通俗に生産といふのは、新に財貨をつくり出すことを指すが、更に嚴密にいへば、新に財貨を産出しないでも、既存の財貨に加工し、若しくは之を運搬し、交易して財貨の有用性(效用)を増すことも、等しく生産といふべきであるから、生産とは效用を産出し増加することに歸するのである。さうして效用が増加すれば、

○新に財貨を生み出すことだけを生産といふのは何故にいけぬか

○效用と價值との關係を問ふ

財貨の價值は増加する。従つて、生産とは價值を増加させる働と見ても差支ないのである。

生産の要素 生産を行ふのは人の働であるが、それには材料を要する。其の材料と人の働とは生産の二大要素であつて、前者を一般に資本といひ、後者を労働といふ。なほ資本のうちには、土地の如く特殊の性質を有するものと、さうでないものとの別があるから、生産の要素は土地資本労働の三者と見る人も少くない。

土地 生産の要素として土地が最も重きをなすのは、農業に於て見られる。農業は土地の生産力を利用するものであり、其の利用が大であれば、土地の生産力はおのづから減退するから、常に施肥や土地改良によつて、生産力の維持増加を圖ることが大切である。所謂收益遞減の法則は此の關係を示すものである。

資本 土地以外で生産の材料に用ひられるものを總稱して資本

○土地の特殊性とはどんなことであるか
○土地と他の資本とを區別することの可否を問ふ

○收益遞減の法則を説明せよ
○收益遞減の法則の變遷を緩和する道はないか
○資本とは金錢をいふか

本といふ。資本は實際生産に用ひる際には、原料・工場設備機械器具などの如く、財貨の形を取るものであるが、まだ實際に使用されない以前に於ては、貨幣額として取扱はれる。また資本の大きさを示す際にも、之を貨幣額に於て表示する。

労働 労働には精神的労働と肉體的労働の別がある。併し生産の要素としては肉體的労働が重きをなすものである。そもそも生産は資本と労働とが相結んで営まれるのであるから、生産の効果を擧げるには、資本的設備を整へると共に、労働能率の増進を圖らなければならぬ。労働の能率は教育や訓練によつて之を増進するを得るのは勿論であるが、また分業や協業の如き組織によることも極めて大きい。殊に近代的大生産の効果は、主として技術的分業組織に負うてゐるといつてもよいほどである。また分業を其の全體の目的の上から見れば、或は協業といつてよから

○分業は何故に労働の能率を増すか
○分業労働には如何なる缺點があるか

う。實に分業と協業とは労働能率の問題から取除くことの出来ないものである。所謂産業の合理化とは、廣く此等の諸點を研究して、着々産業の改善を行はうとすることである。

企業 生産を行ふに當り、損益を自己が引受けながら、生産の各要素を結合して、生産の事業を営むことを企業といひ、企業をする者を企業者といふ。企業は一個人であるものもあれば、組合や會社を組織して共同的に營むものもある。近代の大企業の殆どすべては會社組織を採つてゐる。

會社 會社は營利を目的とする社團法人であるが、我が商法では之を合名合資株式及び株式合資の四種に區別してゐる。左に其のおのゝについて述べよう。

(一)合名會社 無限責任社員だけで組織される。若し會社の全財産を以て、會社の負債を辨済することが出来ないときは、社員

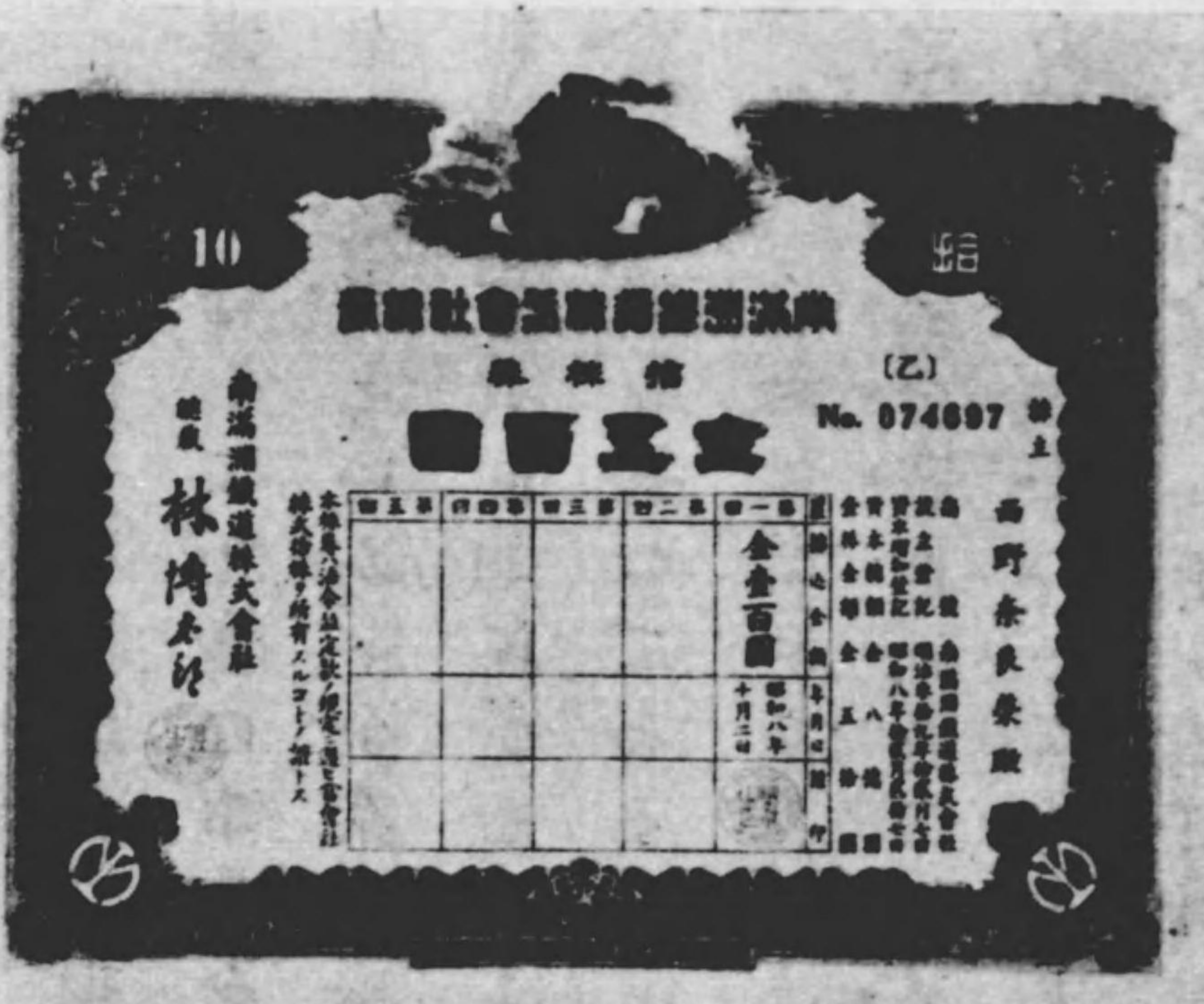
○産業合理化とは何か

○個人企業と共同企業の得失を述べよ

○社團法人と財團法人との區別を問ふ

會社ハ之ヲ法人トス
會社ノ住所ハ其本店ノ所在地ニ在ルモノトス
(商法第四四條)

個人の財産をも提供しなければならぬ組織になつてゐる。

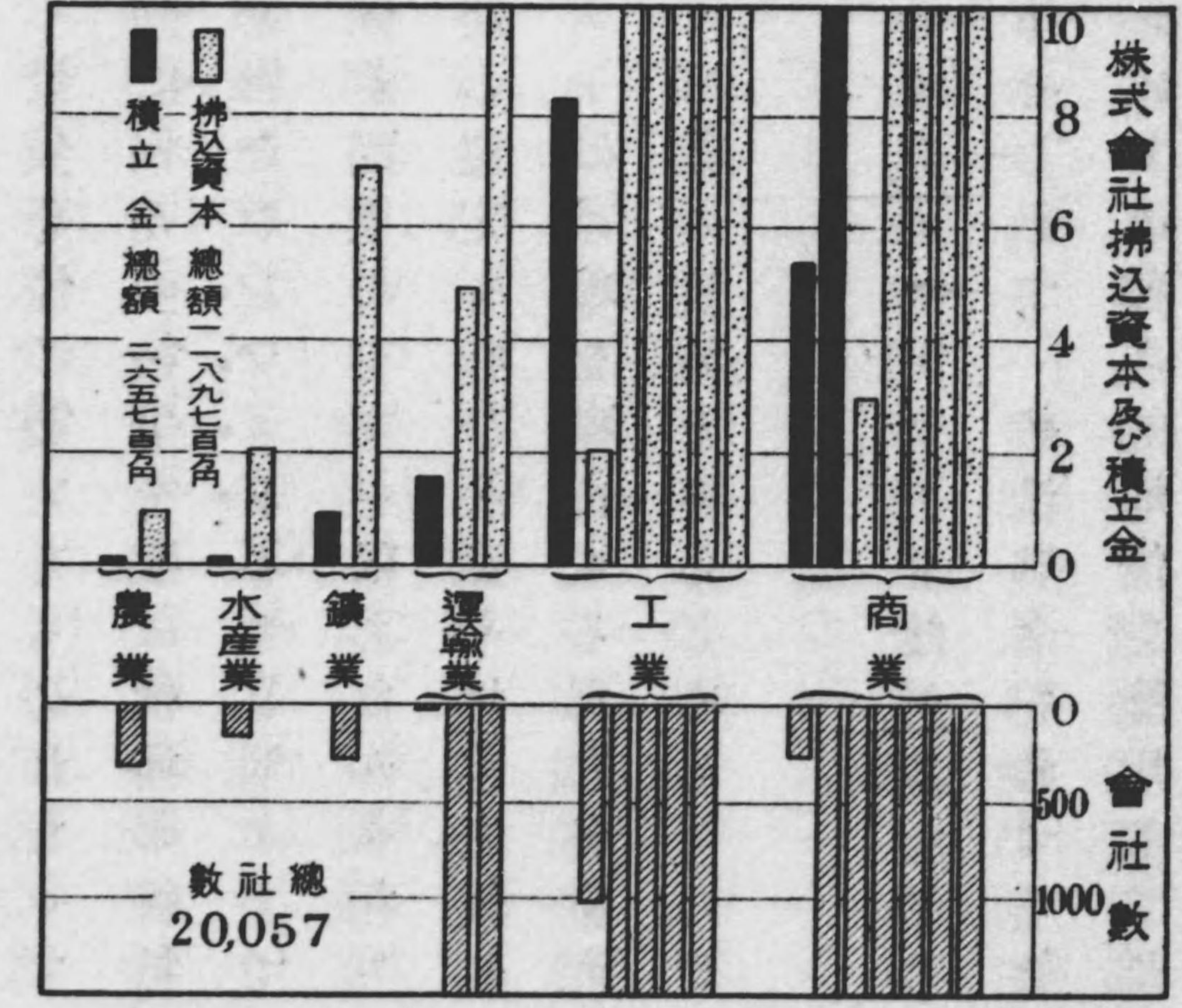


従つて、此の會社は多くは家族や親類縁故者など、互に信用するとの出来る者の間に組織される。(二)合資會社 無限責任社員と有限責任社員とによつて組織される。無限責任社員は事業の經營に當るが、有限責任社員は事業の經營には當らないで、資本だけを據出し、其の出資額の限度にて責任を負ふものである。

(三)株式會社 株主によつて組織される。會社の資本を同一金額の株式に分つて資本を集める。株式の所有者である株主の

會社ハ合名會社、合資會社、株式會社及ヒ株式合資會社ノ四種トス
(商法第四三條)
株式會社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス
(商法第一四三條)
株主ノ責任ハ其引受ケ又ハ讓受ケタル株式ノ金額ヲ限度トス
株主ハ株金ノ拂込ニ付キ相殺ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ス
(商法第一四四條)

責任は其の出資額の限度に止まるから、一般民衆も株式募集に應じ易く、従つて大資本を集めるのに最も適してゐる。大資本を擁してゐる近代的大企業を營む者の多くは株式會社である。實に現代は株式會社萬能の時代であるといつても過言ではない。



(四)株式合資會社 無限責任社員と株主によつて組織される。之は株式會社と合資會社を折衷したものであるが、實際に利用されることは少い。

株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス
株式ノ金額ハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ス但一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ムヘキ場合ニ限り之ヲ二十圓マテニ下スコトヲ得
(商法第一四五條)
○株式合資會社が利用されぬ原因は何處に在るか

カルテル及びトラスト

近代的大企業の勃興によつて、經濟社會は其の實權を之に奪はれたが、併し一面には企業者間の競争に冗費を多く費し、また生産過剰から不景氣恐慌の襲來をも恐れなくてはならない。そこで、大企業者間に相互の競争を避け、價格の維持市場の獨占の爲にカルテル(企業聯合)やトラスト(企業合同)が企てられた。即ちカルテルは各會社が獨立の存在を保ちながら、相互の競争を避ける爲に價格や販路の協定を行ひ、生産や操業を統制しようとするものであり、トラストは市場を獨占する爲に各會社が合同して一大會社を設け、共に事業の實權を握らしめるものである。

カルテル及びトラストの利弊

カルテルやトラストは無益な競争を避けて冗費を節し、價格を低下せしめて、一般消費者を益する筈のものであるが、併しやゝもすれば其の獨占的地位を濫用して、却

○カルテルやトラストが價格の上をなし易い原因を問ふ

つて價格を騰貴せしめたり、或は自國內の消費者を對外的競争の爲に苦しめる結果になり易いものである。企業者たる者は常に共存共榮の精神に立脚して、其の生産の本來の使命を逸脱しないやうに努めなければならぬ。

産業と國民經濟

昔時は家族が社會組織の單位をなしてゐたので、經濟も家族が一團となつて營んでゐた。かやうな家庭的自給自足の經濟を家族經濟といふ。近代に至つて國家の發達が著しく、國家が社會生活の最高共同組織となるや、經濟の範圍も國家を中心として、國民が相互に分業的關係に立つて生産し消費するやうになつた。此の經濟を國民經濟といふ。今日は國民經濟を中軸として、世界經濟へ交渉を持つやうになつた。さうして國民經濟は、生産の方面に於ては、主として財貨の種類による産業といふ系統で組織づけられる。産業には農業・工業・商業、其の他がある。

○對外的競争とダンピングについて述べて

○昔は何故に家庭的自給自足經濟が行はれたか

○國民經濟と世界經濟との關係を問ふ

(二) 農業

農業の性質と任務

廣く農業といへば林業、牧畜をも含み、養蠶、養鶏、養魚、養蜂なども包括し、主として土地を利用し、一般的に天然の化育の力によつて生産を行ふことを任務とする。其の生産が天然力に依頼する所から、漁業、鑛業などと共に原始産業と呼ばれる。農業は人に食料を與へ、工業には原料を、商業には商品を提供する所から、基礎産業とも考へられる。従つて、農業の榮枯盛衰は一國經濟全般の隆替に關する所が多大である。

我が國の農業

我が國は太古から農を以て國を立て、今も農は國の本たることを失はない。然るに、近時の世情は農業の疲弊、農山漁村の荒廢を招くやうな傾向にある。之は經濟上、政治上、其の他文化百般の關係から見て、洵に憂ふべきことである。國家は大いに農業振興の政策によつて各般の施設をなすべきであるが、農業

○原始産業とは如何なる意味であるか

○農業疲弊の原因と其の振興策を述べよ

従事者もまた努めて自助的精神を以て、大いに自力更生の道を講じなければならぬ。

農業助成機關

農業の維持發達は國家の指導保護に俟つ所が多であるが、之と同時に、農業者自身の努力も缺くことは出來ない。即ち農業者は單に自家の業務に勵むばかりでなく、農業全體の進歩發達の爲に盡すことを要する。かやうな共同の事は、自治的の共同機關を設け、之をして主として其の任に當らせ、各農家がそれを助けてゆかなければ、容易に其の目的を達せられないものである。特に我が國の農業のやうに、小農家がおのゝ獨立して其の業務を行ふに於ては、共同機關の必要は一層多大である。

農會

農會は國によつては農業會議所とも呼ばれ、農業の改良發達を圖ることを目的とするものである。元來公共的任務を帯びてゐるから、營利事業をなすことは出來ない。我が國に在つて

○農民の自助的努力の必要故所以を説け

○共同機關の必要が特に農業に於て多大である理由を問ふ
○農會は農業の改良發達を圖る爲に如何なる事業を行つてゐるか

は、農會は町村農會、市農會、郡農會、道府縣農會及び帝國農會に分れ、所謂系統農會であり、何れも法人である。農會は後に説く商工會、議所と同じく一種の強制團體であり、其の地域内の會員たる資格を有する者は、すべて之に加入した者と看做され、農會は此等の會員に對して經費を賦課することが出来る。

農業上の諸共同機關

農會は農業の改良發達を圖る機關であるが、農業各部の業務について見れば、またそれ／＼共同機關を必要とする。次の諸組合は其の主なるものである。

- (一) 畜産組合 牛・馬・豚・羊などにつき畜産上の改良發達を圖り、組合員の利益を増進することを目的とする法人である。
- (二) 森林組合 廣義の農業は林業を包括する。森林組合は營利を目的としない社團法人で、一定の事業を行ふ爲に設立されるものである。

○農會ハ農業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

(農會法第一條)

農會ハ町村農會、市農會、

郡農會、道府

縣農會及帝國

農會トス

(農會法第八條)

○農會を強制團體とせず任意團體としてはいけぬ

い

か

○我が國畜産業の現状を述べよ

○森林業が多分に公共的性質を有する理由を述べよ

(三) 蠶絲業・同業組合 重要物産組合法によつて設置されるもので、其の目的は、組合員が共同一致して、蠶絲業に關する營業上の弊害を矯正し、蠶絲類の海外貿易の發展、其他蠶絲業の利益を増進するにある。蠶絲業には蠶種製造業と養蠶業と製絲業とが含まれる。

(三) 産業組合

産業組合の重要性

現今の經濟組織の下では、大資本を有する者ほど經濟上偉力を發揮するのであるが、資本に乏しい中産以下の者は、團結の力によつて自己の經濟上の地位を守るより外に途はない。其の人的結合の典型的なものは産業組合である。之は獨り農業者だけの共同機關でなく、廣く中産以下の小事業經營者が相集つて、共同的に資本の融通を行ひ、生産・販賣の業務をも共同にし、産業上若しくは生活上の必要品をも共同に購買する爲に設けら

○我が國に於ける蠶絲業の重要性を問ふ

○此の外にどんな共同機關があるか

れるものであるが、特に農山漁村に於て最もよく發達し、現今農山漁村の共同機關として缺くことの出来ないものとなつてゐる。

産業組合の種類

産業組合は産業組合法によつて認められたもので、組合員の産業または經濟生活の發達を圖る爲に設立される法人であり、課税免除、低利資金融通などの特典が與へられてゐる。

(一)信用組合 組合員に對して産業上必要な資金を低利で貸付け、また組合員に貯金の便宜を得させる爲に、銀行のやうな業務を執つてゐるものである。

(二)販賣組合 組合員の生産した物を組合で一纏めにして賣却し、或はそれに加工して賣却し、それによつて農民が個々に販賣する不便利を免れ、特に仲介者に利益を獨占されることを防がうとするものである。

(三)購買組合 肥料、種子、農具など産業上に必要な物または日常

○農山漁村に於ける信用組合發達の状態を述べよ

○販賣組合の實例を挙げて其の事業を説明せよ

○消費組合とはどんなものか

生活に必要な雜貨品などを共同して安く仕入れ、之を組合員に分配するものである。

(四)利用組合 組合員をして産業上または經濟上に必要な建物や機械などの設備を利用させるものである。之によつて農民は個人では容易に手にすることの出来ない加工場や動力機械などを利用して、種々の生産事業を起すことが出来るのである。産業組合は右の四種であるが、此等の組合は二種以上を兼營しても差支ない。また其の組織は無限責任、有限責任、保證責任の三種である。

産業組合の性質

産業組合は組合員の爲に生産、販賣、購買などの事を行ふけれども、それは人的團結の力によつて資本の力に對抗し、自分達の地位を確保しようとする非營利的の團體であり、此の點會社に比して大なる相違がある。即ち會社は資本の結合によ

○産業組合間の連絡統制は如何なる方法でなされるか

産業組合ハ其組合員ノ數ヲ限定スルコトヲ得
(産業組合法第一〇條)

つて營利の目的を達しようとするのに反し、産業組合は相互扶助の精神から、人の結合力によつて自らの地位を守らうとするもので、會社のやうに營利が目的ではない。

産業組合の經營

産業組合の意思決定は總會の決議によつて行はれるけれども、其の事業を管理する爲には、理事及び監事を置かなくてはならない。理事及び監事は總會に於て組合員のうちから選任する。組合の平常に於ける經營はすべて理事が之に當るから、組合の事業の成績を擧げるには、理事に適任者を得ることが最も大切である。さうして其の事業を検査監視し、組合當初の目的達成をなさしめる上に有力な輔導たるは監事の任務である。されば、理事と監事とは、誠心誠意、其の事に従ひ、常に奉仕的精神を以て獻身的に組合に盡すべきである。

組合精神

産業組合の事業は理事監事に其の人を得、且また組合

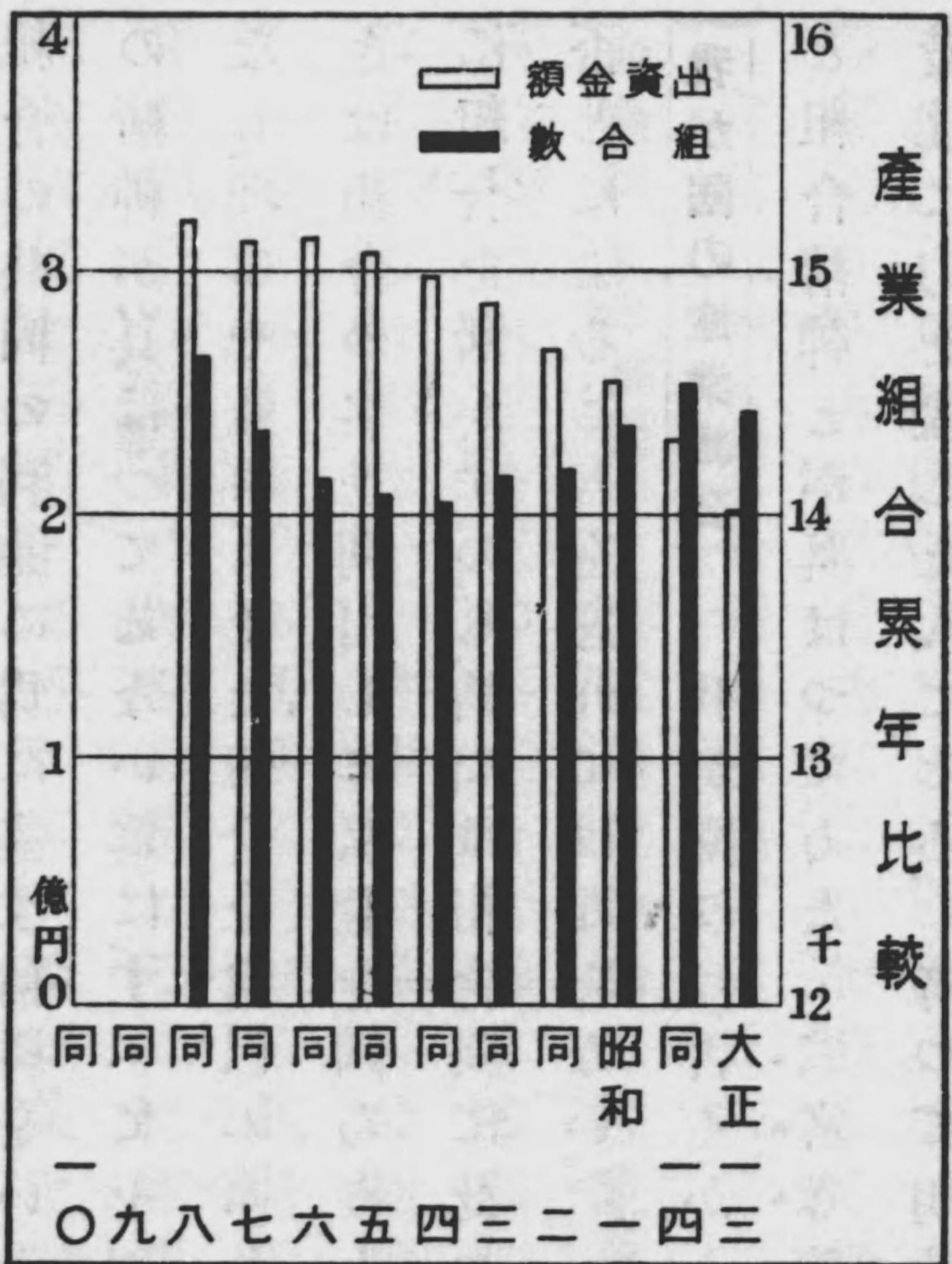
員がおのゝ組合精神に目覺めてゐなければ、終局の目的を達することが困難である。組合精神とは、人を主とする共同團體たる組合の性質をよく理解し、常に共存共榮の心掛を以て、組合員が互に相助け、組合の事を見ることに恰も自分の事を見るやうにして、組合の共同の利益の爲に盡す精神をいふ。從來往々組合員に此の精神が具はつてゐない爲に、すべてを理事や監事に任せ切りとなし、理事や監事もまた組合を自己の奉仕の目的となさず、甚だしきは組合の名を利用して私益を圖らうとする者さへあつた。實に組合を活かすのも、結局は組合員に此の精神が養はれてゐると否とよること忘れてはならない。

我が國の産業組合

我が國には古くから産業組合的の共同組織と組合精神とが具はつてゐた。二宮尊徳の如きは、最も多く其の發達に力を盡した人である。降つて明治時代に至り、品川彌二郎

産業組合ニハ理事及監事ヲ置クヘシ
理事及監事ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立ノ當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
(産業組合法第二五條)
産業組合ハ主務大臣、地方長官及北海道廳支廳長之ヲ監督ス
(産業組合法第五九條)
○理事と監事の兩者を置く理由を問ふ

産業組合累年比較



平田東助等の主唱があり、ドイツ・デンマークなどに範を採り、明治三十三年に産業組合法が制定され、爾來政府の指導獎勵と民間篤志家の獻身的努力とにより、年と共に發達を遂げ、今や我が國は世界有數の産業

組合國となつたのである。

産業組合の現状

併し他の一面から見れば、其の數の多い割合に、事業の成績が十分に擧がらず、優良な組合も少くはないが、さうでない組合も多い。特に産業組合の魂をなす組合精神に於ては、諸先

進國のそれに比して甚だしく遜色のあるのは遺憾である。

(四) 商工業

工業の任務

工業は農業・林業・漁業・鑛業などの原始産業の供する材料を取つて之に加工し、更に人生に有用なものとなし、其の效用を増し、價値を發揮させることを以て其の任務とする。

我が工業の發達

昔時、工業は手工を主とした手工業であつたが、現今では主として機械による機械工業となつた。即ち昔は家内工業であり、今日は工場工業の時代であるともいへよう。さうして良品を安く早く、且また多く生産するやうになり、大いに國民の生活を豊かにして、世界市場に向つて全面的に進出するまでに發達した。

商業の任務

商業は生産者と消費者との間に立つて、農産物・水産物・鑛産物・工業製品などを保管し、運搬し、賣買し、配給することによ

新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受クルコトヲ得
(特許法第一條)
 物品ニ關シ形状構造又ハ組合ハセニ係ル實用アル新規ノ型ノ工業的考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ型ニ付實用新案ノ登録ヲ受クルコトヲ得
(實用新案法第一條)
 ○手工業は中がて機械工業に化せざるべし

工場工業
①紡績工場
内部
②造船所に
於ける作
業状況
③自動車製
作状況



國貿易とに分けることも出来る。我が國の如き國內市場の狭い

つて、需要供給の調節を
圖り、また生産業務に必
要な金融をなし、不慮の
災害から受ける損害を
填補する爲の保険をな
すなどの任務を有する。

商業の種類

商業は其

の業務の種類により、賣
買業・金融業・倉庫業・運送
業・保険業などに分けら
れるが、また地域の如何
によつて國內商業と外

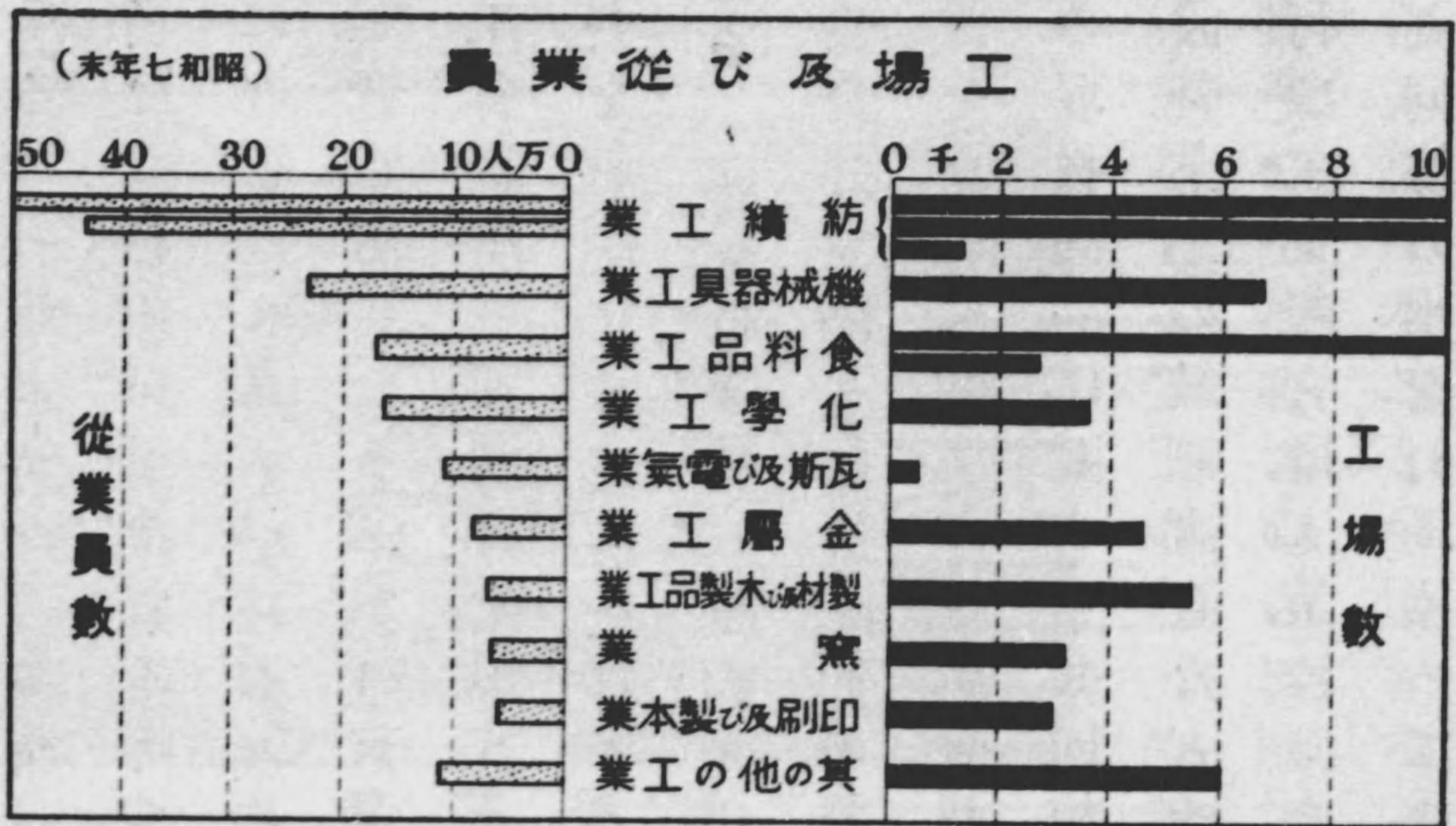
○工場としての
我が國の前途は
如何
○商業の必要は何
の爲に加はるか

國に在つては、外國貿易の伸張によつ
て經濟一般の發達を圖ることが極め
て大切である。

商工業の助成機關

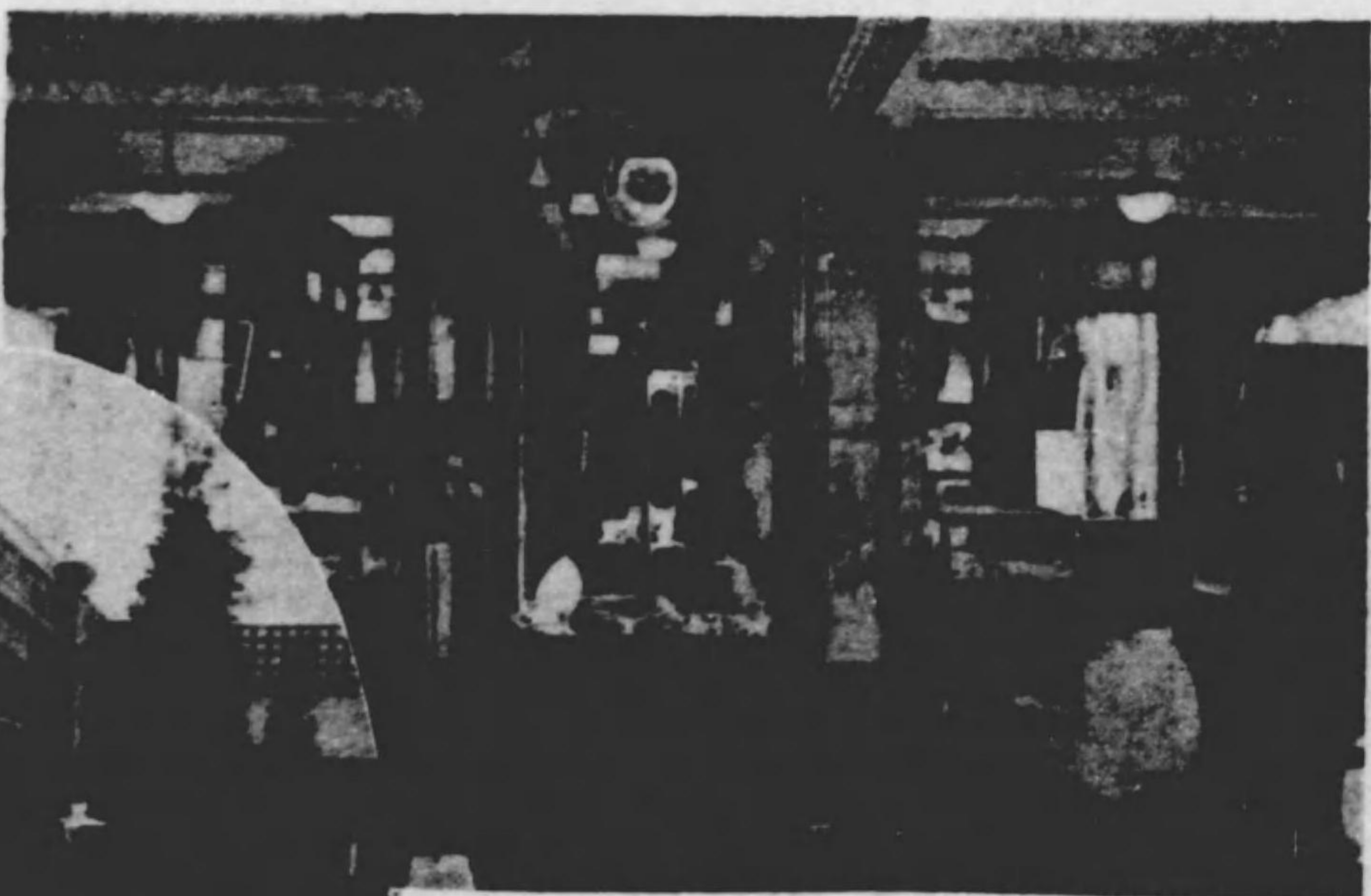
商・工會議所 農業

の助成機關として農會があるやうに、
商工業方面に於て自治的公共機關と
しての任務を負ふものは商工會議所
である。之は商工業の改善發達を圖
ることを目的とする法人である。商
工會議所が商工業の改善發達を圖る
のは、必ずしも商工業を營む各個人や
各會社の利益を別々に考慮すること
ではなく、常に商工業全般に互る共通

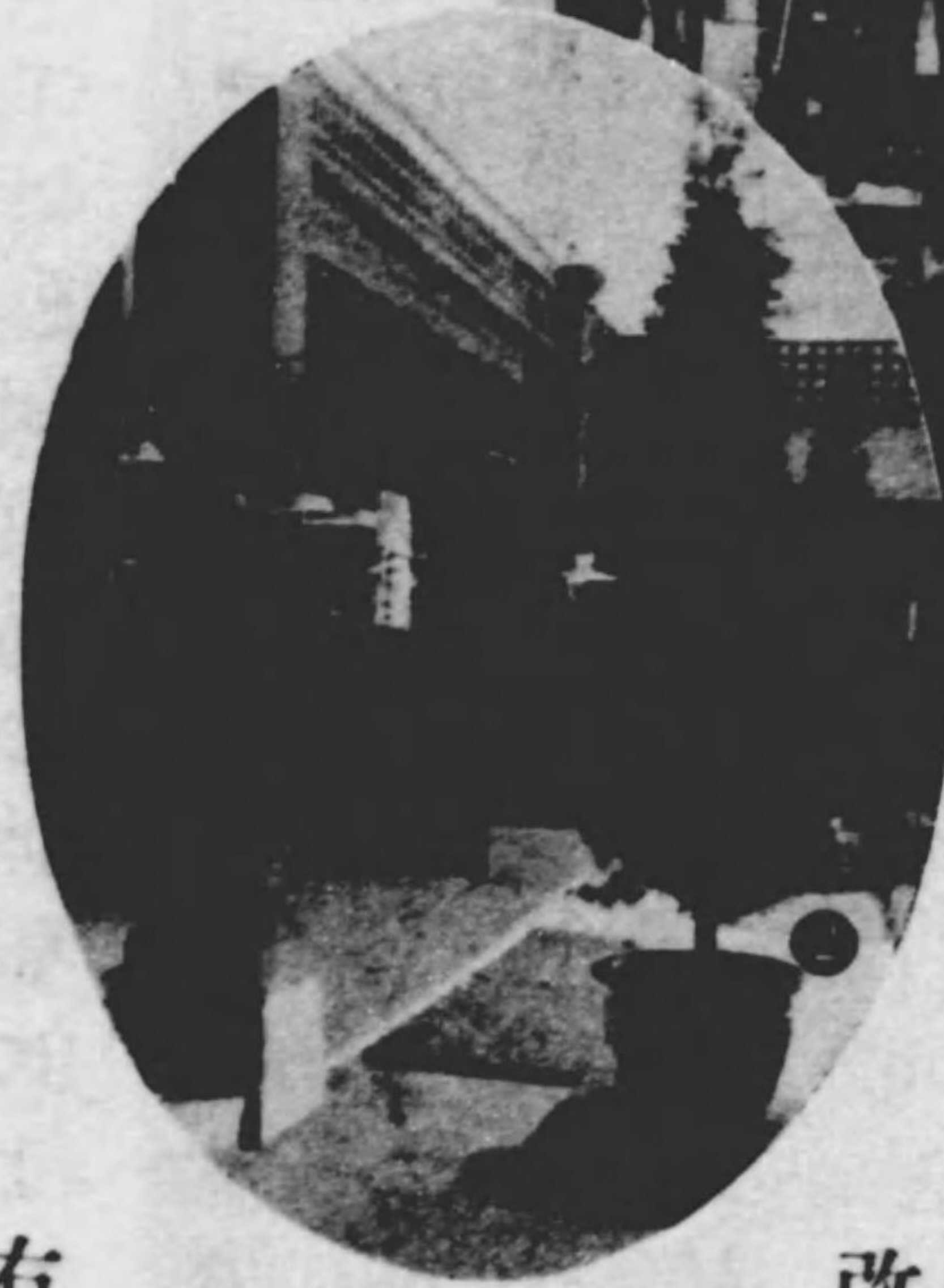


○輸出貿易が伸張
すれば實情關係
は如何なるか

- 一 商工業ニ關スル通報
- 二 商工業ニ關スル仲介又ハ斡旋
- 三 商工業ニ關スル調停又ハ仲裁
- 四 商工業ニ關スル證明又ハ鑑定
- 五 商工業ニ關



商品陳列所
①大阪
②名古屋



的の利益を考へることによるのである。また商工會議所は一種の強制團體であつて、其の地域内に在る商工業者は、法の定めるところにより、商工會議所員たる選舉權被選舉權を有し、商工會議所は選舉權を有する者に對して經費を賦課することが出来る。

商業組合・工業組合

次に商業組合は商業の

改良發達を圖る爲に、共同の施設をなす目的で設け、組合員の取扱商品に關する共同施設、營業上の統制調査などを行ひ、工業組合は工業につき右と同様の事を行ふものであ

スル統計ノ調査及編纂

六 商工業ニ關スル營造物ノ設置及管理

七 其ノ他商工業ノ改善發達ヲ圖ルニ必要ナル事業

(商工會議所法第七條)

○商業と工業とが共同の機關を有することは適當であるか

○商工會議所は商工業の改善發達を圖る爲に如何なることをなしてゐるか

○商業組合及び工業組合は如何なることを任務とするものであるか

る。さうして更にそれ／＼組合聯合會を設けることが出来る。

重要物産同業組合

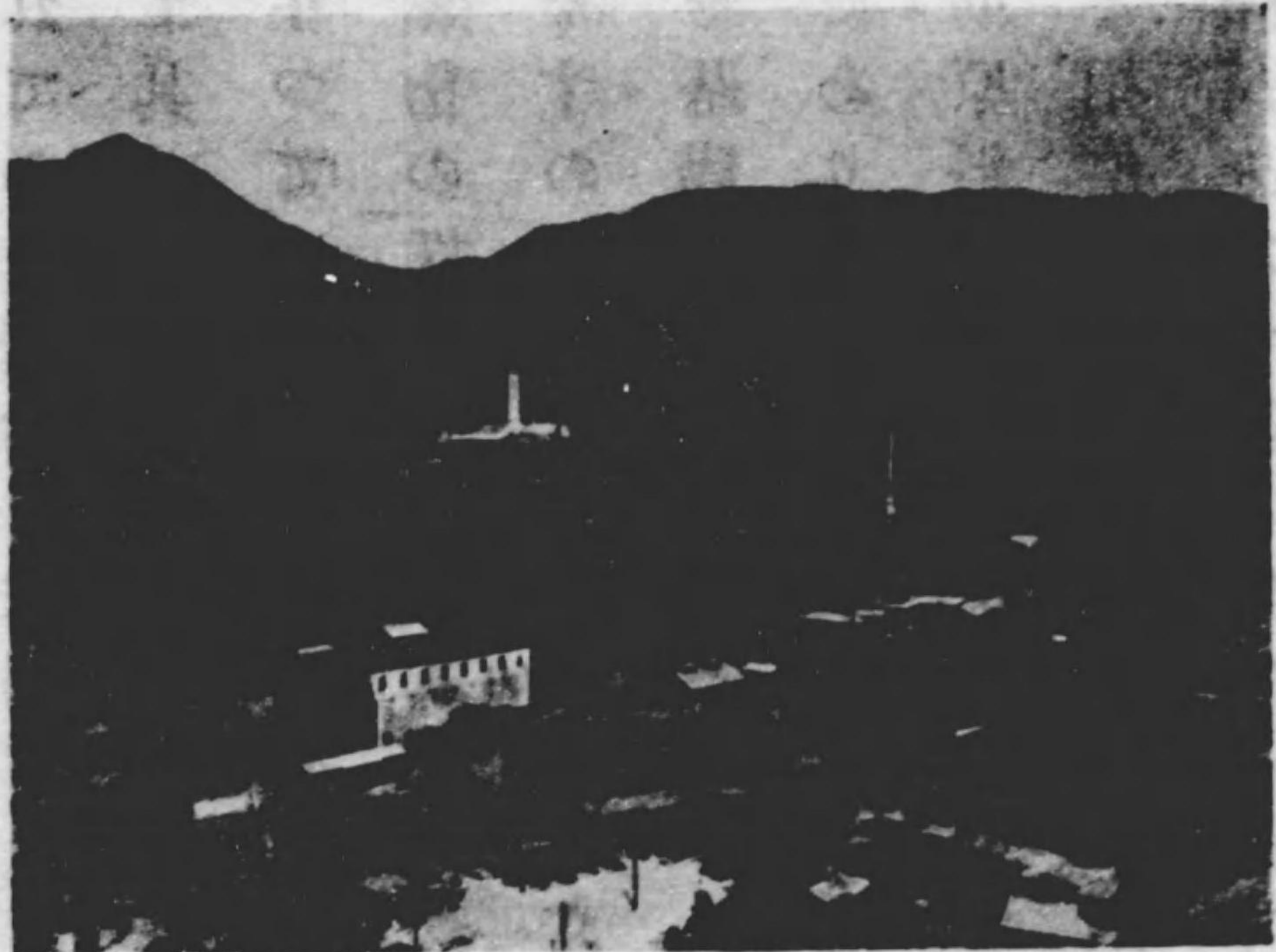
同業組合は重要物産の生産製造販賣に關する營業をなす者及びそれと密接な關係を有する營業者などの組織する共同團體で、組合員が共同一

致して營業上の弊害を矯正し、其の利益を増進することを以て目的とする。さうして組合相互の氣脈を通じ、其の目的を達する爲に、同業組合聯合會を設置することが出来る。

(五) 其の他の産業

鑛業

農工商業以外で、産業として重要な地位を占めるものは鑛業である。鑛業は、天然的に地中に包



探 鑛 實 況



水産物陸上賞景

藏されてゐる鑛物を採掘すること
を以て其の任務とする。鑛業のう
ちに在つては、銅、鐵、石炭、石油などの
重要鑛物の採掘をなす者が最も重
きをなすのである。殊に現代文明
は鐵を基礎とする文明といはれる
ほどであり、石炭が工業並に交通業
の補助原料として盛んに用ひられる
ことと相俟つて、此の二者は一國産
業の隆昌をなす基本條件と見ても

○我が國鑛業の發
達状態を述べよ

○鐵と石炭とは何
故にそんなに重
要であるか
○鐵と石炭の代用
品はないか

差支ない。

水産業 我が國は四面海に圍まれ、到る所沿海に水産物が豊富で
あり、國民が漁業に長じてゐるから、名實共に水産國であるといへ

る。殊に近來は沿海漁業は固より、更に遠洋漁業も大なる發展を
見、水産物の加工技術も進歩し、之が海外輸出も盛になつて、今や水
産業は國民經濟上重要な地位を占めてゐる。

第十四 貨幣及び金融

(一) 貨幣

貨幣の意義

自らに必要なものを自ら生産する自給自足の經濟
社會では、今日ほどに交易が必要とされず、またたとひ交易を行ふ
場合にも、極めて幼稚な交易方法、即ち物々交換によるに過ぎなか
つた。併し經濟が進歩して生産と消費とが分離するやうになる
と、そこに交易の必要が起り、而も物々交換の不便には堪へられな
いので、他の物と交換する場合に、誰でもが引換に受取つてくれる
物を以て交換の媒介とするやうになつた。此の交換の媒介物が

○水産物日本の前
途は如何

○賣買に貨幣を使
用することが物
物交換よりも便
利である理由を
述べよ

貨幣である。

貨幣の職分 即ち貨幣の第一の職分は交換の媒介をなすことである。貨幣があればこそ、我等は必要な品物を極めて容易に手にすることが出来るのである。次に貨幣の職分としては、物の価値測定、尺度となり、また支拂の要具となり、価値貯蔵の働をも務めることなどが挙げられる。

貨幣の材料 貨幣が右のやうな職分を十分に果す爲には、其の材料が一般に認められた価値を有するもの、保存に適するもの、携帯に便利なもの、分割が容易なもの、産額が略一定してゐて、而も經濟上の需要に應じて増加し得るものであることなどは、特に大切な條件である。されば、古代に於ては、或は現在でも未開民族の間には、家畜、毛皮、布、貝殻、穀物などが貨幣として選ばれたが、それよりも更に貨幣の職分を果すに適した性質を有してゐる鐵、銅、銀、金など

○證券的貨幣とは
どんなものか
貨幣ノ製造及發行ノ權ハ政府ニ屬ス
(貨幣法第一條)

の金屬が貨幣として用ひられるやうになつた。更に信用の發達した現代に於ては、金屬貨幣よりも便利の多い證券的貨幣が廣く用ひられるまでになつたのである。

貨幣制度の確立 貨幣が十分によく其の職分を果し得て、經濟財政一般の圓滑な運行をなさしめる爲には、其の國の貨幣制度が確立し、貨幣の種類品質製造本位などを明かならしめ、且之に對する社會一般の信用の厚いことが極めて肝要である。

貨幣の種類 貨幣には本位貨幣と補助貨幣の別がある。本位貨幣は一國貨



本位貨幣

貨幣ノ種類ハ左ノ九種トス
金貨幣 二十圓 十圓 五圓
銀貨幣 五十錢 二十錢
ニッケル貨幣 十錢 五錢
青銅貨幣 一錢 五厘
(貨幣法第三條)
金貨幣ハ其ノ額ニ制限ナク法貨トシテ通用ス
銀貨幣ハ十圓マテニッケ